

に精力的に工場法に味方したセニオル自身も、亦彼れの初めからの敵も後の敵對者も孰れもその『最初の發見』の間違つた結論を説明し得なかつたことは所謂經濟科學の現今の位地に依然として最も大なる特色をなすものである。彼等は實際上の經驗に訴へた。併し、何故と、如何なる理由の爲めにとは尙一の秘密である。

(三三)夫れにも拘はらず、教授殿はマンチユスターへの遊歴でいくらかの利益は得たのであつた。『Letter on the Factory Act』中には「純利潤の全部即ち『利潤』と『利子』と更に『夫れ以上のもの』とは、労働者が支拂を受けない労働時間によるとある。一年前にオックスフォードの學生及び教養ある俗人の公衆の爲めに書いた『Outlines of Political Economy』中では、彼れはまだリカルドの労働時間に依る價值決定に反對して、利潤は資本家の労働から生じ、利子は彼れの禁欲から、即ち『節約』から生ずると云ふことを發見したものである。此のごまかしは古いものだが『節約』の言葉は新しい。ロツシエル氏が、之を獨逸語に『Euthalung』としたのは正しい。羅典に餘り通曉してゐない獨逸人の連中は之を『Entsagung』として坊主臭くした。

#### (四) 餘剰生産物

餘剰價值を表はす生産物の部分(第二節の例では絲二〇封度の十分の一即ち二封度)を、吾人は餘剰生産物(Mehrprodukt, surplus produce, produit net)と呼ぶ。恰度餘剰價值の率が、資本の總額との割合に依らず、資本中可變な部分に對する割合に依て決定されるやうに、餘剰生産物の高は、全生産物の殘餘の部分との割合ではなく、生産物中必要労働を表はす部分に對する割合によつて決定されるのである。餘剰價值の生産が資本制生産の終局の目的であるやうに、富の程度を量るものは生産物の絶對量ではなく、餘剰生産物の相對量である(三四)。

(三四)『二〇、〇〇〇磅の資本を持ち、其の利潤が一ヶ年二、〇〇〇である個人には、其の資本が一〇〇〇人を使用しやうが二〇〇人を使ふが、又生産された商品が一〇、〇〇〇磅に賣れやうが、二〇、〇〇〇磅に賣れやうが、若し之等の場合に彼れの利潤が二、〇〇〇磅以下に減少さへしなければ、全く無關係な事柄であるべきだ。國民の眞の利害は之と同じではないか?。其の眞の收入、其の地代及び利潤が同じならば、國民が一千萬の住民から成つてゐるやうと一千二百萬の住民からなつてゐるやうと、之は重要なないことである』(リカルド、前掲書四一六頁)。リカルド

よりずつと前に、餘剰生産物の狂信者で、一般に纏りのない、無批評な著作者である、アーサー・ヤング——彼れの評判は其の效績に反比例してゐるが——は云ふ『近世の王國では、如何によく耕作されて居やうと、單に人間を繁殖させる目的以外には、——之は他から離して考へると最も利用のない目的である——一州全部をかく分割するのは（古代の羅馬風に、獨立した小規模な小作に依る）、どんな利益があるか？（Arthur Young ; Political Arithmetic etc. London 1774, p. 47）

註三四増補、『純粹な富<sup>ネット</sup>だからではないことは明かなのに……純粹な富を労働者階級に有利なものと言はうとする傾向が強いのは『可笑しな』ことである。（Th. Hopkins : On Rent of Land etc. London 1823 p. 123.）

必要労働と餘剰労働との合計、即ち労働者が其の労働力の補償価値と餘剰価値とを生産する期間は、其の労働時間の絶對的長さ——労働日（working day）を構成する。

## 第八章 労働日

### （一）労働日の限界

吾人は労働力が、その価値で賣買されると云ふ前提から出立した。その価値は、あらゆる他の商品の価値と同じく、其の生産に必要な労働時間に依て決定される。若し労働者日々の平均生活資料の生産に、六時間要するものとすれば、労働者は自分の労働力を毎日生産し、若しくは之を賣却して得た価値を再生産する爲めには、平均毎日六時間労働しなければならぬ。かくて労働者の労働日中必要な部分は六時間になり、從て、他の事情が同じならば一定量である。併しこれでは労働日そのものの長さは、未だ與へられないものである。

直線  $ab$  が必要労働時間の期間又は長さ、即ち六時間を表はすものと假定しやう。労働が  $a$   $b$  以上に一時間、三時間又は六時間等延長されるに従ひ、三つの違つた

線がある。

労働HI



労働HII



労働HIII



之は七時間、九時間及び十二時間なる三の違つた労働日を表はし、延長線bcは餘剰労働の長さを表はす。労働日は  $ab+bc$  又は  $ac$  であるから、之は可變な量bcと共に變化する。abは一定してゐるから、bcのabに對する比例は、常に計算することが出来る。労働日Iに於ては比例は  $\frac{1}{6}$ 、IIでは  $\frac{3}{6}$ 、IIIでは  $\frac{6}{6}$  である。更に 餘剰労働時間 の比例は、餘剰價值率を決定するから、餘剰價值は此の比例で解るものである。即ち三の労働日ではそれぞれ  $16\frac{2}{3}\%$ 、 $50\%$ 、 $100\%$  となる。反之、餘剰價值率だけでは労働日の長さは分らないだらう。若し此の率が、例へば一〇〇パーセントに等しいとすれば、労働日は八時間、一〇時間、一二時間等であらう。労働日の二の構成部分、即ち必要労働時間と餘剰労働時間とが長さが等しいといふことは示

すが、此の各部分がどの位長いかを示すものではない。

斯く労働日は不變のものではなく、可變な長さである。その一部分は、寔に、労働者自身を常に再生産するのに要する労働時間で決定されるが、その總體の長さは餘剰労働の長さ<sup>と</sup>存續時間<sup>と</sup>によつて變化する。従て、労働時間は決定し得べきものであるが、夫れ自身に於ては決定されないものである (三五)。

〔三五〕「一日の労働は漠然たるものであつて長くも短くもある」(An Essay on Trade and Commerce, Containing observations on Taxation, &c. London, 1770, p. 73.)

假令労働日は確定したものでなく、流動的な量であつても、他方、労働日は僅かに一定の限界内で變化し得るに過ぎない。けれども、最小の限界は決定し得ないものである。寔に延長線bc、若しくは餘剰労働を零とすれば、最小限界、即ち労働者が自身の維持の爲め必然労働しなければならぬ一日の部分を<sup>得る</sup>。けれども、資本制生産方法の基礎の上では、此の必要労働は僅に其の労働日の一部を形成し得るだけで、従て

労働日は此の最小に短縮され得るものでない。併し之と反對に労働日には最大限度がある。之は或點以上には延長され得ない。此の最大限度は二重に定められる。第一は労働力の肉體的制限に依るものである。人間一人は二四時間の自然の日の中、その一定量の活力しか費消することは出来ない。同様に馬も毎日八時間だけしか働く事が出来ないのだ。一日中或る時間は此の力が休養し、睡眠しなければならず、他の時間には人は他の肉體的欲望を充し、食つたり、洗つたり、着物を着たりしなければならぬ。是等純然たる肉體的制限以外に、労働日の延長は、道德的制限に衝き當るものである。労働者は精神上的の欲望や社會的欲望の充足に時間を必要とし、その時間の限度及び時間数は、一般の文化状態に依て定められる。故に、労働日の變化は肉體的及び社會的限界内で變動するものである。併し、此の限界は兩者とも頗る弾力性のあるもので、伸縮の餘地最も大なるものである。かくて労働日には八時間、十時間、十二時間、十四時間、十六時間、十八時間等即ち長さの甚しく異なるものがあるのである。

資本家は労働力を其の一日の價値で購つたのだ。その使用價値は一労働日中資本家に屬する。斯くして、資本家は自分の爲めに労働者を一日間労働させる権利を得たのである。併し乍ら一労働日とは何であるか(三六)。如何なる場合にも一自然日よりは少ない。どれ丈か？資本は此の Ultima Thule(最も遠隔な地方—但しThuleは歐羅巴の北端の島のことなり)即ち労働日の必然的限界に就て自己の見解を持つてゐる。資本家としては彼れは單に資本の擬人である。その魂は資本の魂である。併し資本は一個の生活本能であつて、即ち、價値を増殖し、餘剩價値を創造し、その不變な部分即ち生産手段を以て、出来るだけ巨額な餘剩労働を吸収しやうとする本能である(三七)。資本は死んだ労働であつて、吸血蝙蝠のやうに生きてゐる労働を吸ふことに依て復活し、澤山労働を吸へば吸ふほど、益々生きるのである。労働者が労働する間の時間は、資本家が労働者から購入した労働力を費消する間の時間である(三八)。若し労働者が自分で使ふことの出来る時間を、自分自身の爲めに消費すれば、彼れは資本家から盜むも

のである(三九)。

(三六)之はサー・ロバート・ピールがバーミンガムの商業會議所に提出した「一磅とは何ぞや」と云ふ有名な問題よりも遙に重要な問題である。ピールはバーミンガムの「little shilling men」として、貨幣の性質に就て非常に暗かつたので、此の問題を提出し得たものに過ぎない。

(三七)「資本家の問題は資本を費消して出来る丈多量の労働を得る事である。」(D'obtenir le capital dépensé la plus forte somme de travail possible) J. G. Courcelle-Seneuil : Traité théorique et pratique des entreprises industrielles, 2ème édit. Paris, 1857. p. 63.

(三八)「一日中に 時間の労働が失なはれることは、商業國に取つては莫大な傷害である。『本國の貧乏な労働者中には贅澤品の消費が頗る多い、殊に製造に従事してゐる庶民中にあるもので、かくて彼等は又自分達の時間を消費する、之れは消費中でも最も致命的なものである。』(An Essay on Trade and Commerce, & c. p. 47 and 153.)

(三九)「若し自由労働者が一瞬間休むならば、不安な眼をしてゐる貪慾な經濟は、彼れが夫れを盗むと主張する」(N. Linguet, "Théorie des Loix Civiles, & c. London, 1767." t. II, p. 466.)

かくて、資本家は商品交換の法則を主張する。資本家はあらゆる他の買手と同じく、自分の商品の使用価値から出来る丈け多くの利用を得やうと努める。乍併忽然として今生産行程の勃興期に沈黙して居た労働者の聲が起る。

自分がお前に賣つた商品は他のくだらない商品とは違つて、その使用は価値を創造し、夫れ自身の価値よりも更に大きな価値に値する。お前が之を買つたのは此の爲めである。お前の方で資本の価値増殖と見える所ものは、自分の方には労働力の過剰な費消である。お前と自分とは市場で一法則、即ち商品交換の法則丈けしか知らない。そして商品の消費は、之れを手放す賣手に屬するものではなく、之を獲得する買手に屬する。故に自分の日々の労働力の使用はお前に屬する。併し、その日毎の賣却價格に依つて、自分は之を日々再生産しなければならず、爲めに又新たに賣ることが出来るのだ。年齢其他に依る自然的疲勞を度外視すると、今日と同じ常態にある力と健康と元氣とを持って、自分は明日労働し得るものでなければならぬ。お前は絶えず「貯

蓄』と『節約』との福音を自分に説く。善し！自分は、分別あり、儉約な一家の主人の様に、自分のたつた一つの財産即ち労働力につき家政を治め、之を馬鹿々々しく浪費することは悉く慎しまふ。自分は労働力の平準期間及び健康の發達と兩立する丈けしか日々労働力を溶解せず、活動させず、労働にかへることをしまい。労働日の無制限な延張に依て、お前は自分が三日かかつて回復出来るよりも、自分の労働を一日内にもつと多量に溶解することが出来る。お前が労働で得る所のものを、自分は労働實體で失ふのである。自分の労働力の使用と、その掠奪とは全然別な事だ。平均労働者が無理でない労働をして生きられる平均期間が三〇年とすれば、一日にお前が自分に支拂つてくれる自分の労働力の價值は、其の價值全體の  $\frac{1}{365 \times 30}$  若しくは  $\frac{1}{10950}$  である。併し、之を十年間にお前が消費するとしたら、その總價值の  $\frac{1}{3650}$  の代りに、 $\frac{1}{11950}$  を日々自分に支拂ふのだから、其の一日の價值の  $\frac{1}{365}$  丈けしか支拂はず、爲めに、自分の商品の價值の  $\frac{2}{3}$  を毎日自分から竊むのである。お前は三日の労働力を使用して

居ながら、自分に一日の労働力しか支拂はないのだ。之は吾々の契約にも商品の交換法則にも反する事である。故に、自分は普通の長さの労働日を要求し、又お前の心情に訴へずに之を要求するのだ。何となれば金錢問題にかゝると深切な性質が止まつてしまふからである、お前は模範的な市民であるかも知れない。恐らくは動物愛護會の一員で且つ聖者の風格を備へてゐるかもしれない。併し、お前が自分と相對で表はす所のものには其の胸に心臓が鼓動してゐない。動悸を打つてゐる様に思はれるのは自分(予)自身の心臓の鼓動である。自分が平準労働日を要求するのは、あらゆる他の賣手と同じく、自己の商品の價值を要求するのである(四〇)。

(四〇)労働日を九時間に短縮する爲めに一八六〇年——一八六一年の倫敦建築者大罷業の間にその委員は殆ど吾が労働者の辯論と同じ宣言書を發行した。此の宣言書は皮肉に、『建築請負師』中最も貪りやである或 Sir M. Peto を『聖者の風格』を備へたるといつて諷刺してゐる。(此のペトーは一八六七年後ストルスベルグで死んだ。)

極端な弾力性の限界を度外視すると、商品自體の性質からは労働日の限界、從て餘

剰労働の限界も生じないことが解る。資本家は労働日を出来る丈け長くし、出来得べくんば一日の労働日から二日の労働日を作らうと試みる場合には、買手としての其の権利を主張する。反之、賣られた商品の特殊な性質は、購買者が之を消費する限界を含むもので、労働者は労働日を一定の平準期間に限らうと欲する場合には、賣手としての其の権利を主張する。従て、此處に、権利と権利と相反し、兩者とも均しく商品交換の法則で捺印された二律背反が生ずる。同等の権利の間では権力が決定する。かくて、資本制生産の歴史上に、労働日の規定が、労働日の限界に關する争闘として表はれる——資本家全體、即ち資本家階級と労働者全體即ち労働者階級の争闘である。【譯者註一四】

## (二) 餘剰労働に對する激しい飢餓、

### 製造業者とボヤール(ルーマニアの貴族)

資本は餘剰労働を發明しなかつた。何處でも社會の一部が生産手段の獨占を持つて

居る所では、自由不自由を問はず労働者は、生産手段の所有者に生活資料を生産する爲めに、自己の維持に必要な労働時間以上の労働時間を附加へなければならぬ(四一)。此の所有者はアテネの貴族(カロス・カガトス)であらうと、エトラリヤの神政者であらうと、ローマ市民であらうと、ノルマンの男爵であらうと、亞米利加の奴隷所有者であらうと、ワラハイの貴族であらうと、近世の地主であらうと、資本家であらうと、四二。併し、經濟上の一社會組織にあつて、生産物の交換價值ではなく使用價值が優越して居る場合には、範圍に大小はあつても欲望に依て餘剰労働が制限されて居る。餘剰労働に對する際限なき欲望は、生産そのもの、性質から起らないことは明らかである。故に古代にあつては過剰労働は、其の獨立した貨幣形式で交換價值を獲得する必要のある場合、即ち金や銀の生産の場合(丈け)に恐るべきものであるのだ。死ぬまで強制されて労働するのが此處では過剰労働の公認形式である。Diodorus Siculus を讀みさへすれば解る(四三)。而も是等は古代では除外例である。併し、生産が未だ奴隷勞

働や徭役労働等下級な形式で行はれてゐる所の國民が、生産物の外國への販賣が主たる利害となつてゐる資本制生産方法の支配せる世界市場に捲込まれると、文化の進歩した過剰労働の恐怖が忽ち奴隷、農奴等の野蠻な恐怖に接木される。故に、生産の主として直接地方費消に向けらるゝ限りアメリカ聯邦の南部諸州に於ける黑人労働は、生産が主として直接自己の欲望の爲めになさるゝ限り、相當に家長屋的な性質を具えてゐた。併し、棉花の輸出が是等諸州に致命的な利害關係になるにつれ、黑人の過剰労働及び往々七年間の労働で、その生命を消費して終う事が、計算された組織又は計算組織の一要素となつた。最早一定量の利用ある生産物を黑人から得るの問題ではなくなつた。今や問題は餘剰労働そのものの生産である。徭役、例へばドナウ公爵領に於けるものも亦之と同じである。

(四一)『労働する人々は……實際に富者と呼ばれる恩給受領者と共に自分達をも扶養する』  
(エドマンド・バーク・前掲書三頁)

(四二)ニールはその『羅馬史』で極く撲直に云つてゐる。即ち「廢墟に於て吾人を驚異せしむ

るエトラリア人のやうな仕事は小さな(!)州の中に於ける領主と體僕とを前提とすることは隠されない」と。シスモンチは更に深くブラセツセルのレースは、こゝ、賃銀領主と賃銀奴隷とを前提とすると云つてゐる。

(四三)『是等の不幸なる者(埃及、エチオピア、アラビアの金山に於ける)、は嘗て自分の身體を清潔にする事も出来ず、その裸體を纏ふ事すら出来ない之等の不幸な人々を見て、其の悲しむべき運命に同情を表さずにはゐられない。此所では病人でも、弱くても、老人でも、可弱い女でも、之等のものだからといつて、憐愍も、慈悲も起らない。皆んな打ちのめされて無理にも労働を続けなければならず、竟に死に至つてその苦痛や悲歎が止む迄續くのである。(Diod, Sic. "Historische Bibliothek," Buch 3, c. 13.)

ドナウ公爵領での餘剰労働に對する貪慾と、英國の工場に於ける同じ貪慾とを比較すると、餘剰労働は、徭役にあつては一の獨立した、感覺上知覺し得る形式をとつてゐるので、特に興味がある。

労働日が六時間の必要労働と六時間の餘剰労働を算へると假定しやう。仍て、自由



労働者は毎週の  $24 \times 6$  即ち三十六時間の餘剰労働を資本家に與へる。之は労働者が一週間の中三日間自分の爲めに、三日間は資本家の爲めに無償で労働する場合と同じである。併し、之は表面から見得るものではない。餘剰労働と必要労働とは互に溶解し合ふ。故に自分は同じ此の關係を、例へば労働者が各一分間中三十秒を資本家の爲めに働くものと言つても差支へない。徭役にあつてはさうではない。例へばワラハイの農民が自分の支持の爲めになす必要労働は、貴族の爲めの其の餘剰労働とは明確に分かれてゐる。一方は自分の畑でなし、他方は領主の土地である。故に、労働時間中兩者は獨立して併存してゐる。徭役労働の形式に於ては、餘剰労働は精密に必要労働とは區別されて居る。此の現象形式の差違は餘剰労働と必要労働との量的關係を少しも變化するものではない。一週三日の餘剰労働は、徭役と呼ばれやうと賃銀労働と呼ばれやうと、労働者自身の爲めの等價物を構成しない三日である。乍併、資本家にあつては餘剰労働を求める貪慾は、無限に労働日を延張しやうとする熱望に表はれ、右の貴

族にあつては單に直接徭役日を獵ることに表はれる(四四)。

(四四)次に述べるものはクリミア戦争後の變化が未だ起らない中のルーマニア州の状態に関するものである。

ドナウ公爵領では、徭役は物納地子と其他農奴に屬してゐるものとが共に用ひられて居り、之は統治階級への最も重要な貢物をなしたものである。かゝる場合には、徭役は農奴から生ずる事は稀で、却つて多くは反對に徭役から農奴が起つたのである(四四a)。ルーマニア州に起つたのは之である。その當初の生産方法は共有制に基いてゐたが、之はスラブの共有制でもなければ、又全然印度の共有制でもない。土地の一部は、團體員が自由な私有として獨立して耕作したが、他の部分は——公有地 (*ageri publicus*)——は彼等が共同に耕作した。此の共同労働の生産物は、一部分は凶作、其の他の事變に對する準備資料とし、一部は戦争、宗教費及びその他團體出費に對する補償の爲めに國家の富として用ひられる。時の経過に伴れ、軍人や牧師の貴顯は共有

地と共にその土地に對する勞働給付を篡奪した。其の共有地に於ける自由農民の勞働は、共有地の盜賊に對して、徭役に變形されたのである。かくて同時に農奴關係は法律上ではないが、事實上發展し、終に、世界の解放者たる露西亞が、農奴撤廢といふ口實の下に、之れを法律上のものにした。一八三一年露西亞のキツセレフ將軍が宣言した徭役法は、勿論、貴族自身が口授したものである。かくして、露西亞は一撃の下にドナウ公爵領の貴族と全歐羅巴の自由な不具者の急霰の如き拍手を贏ち得たのである。

(四四)第三版註——之れは獨逸も、殊にエルベ河以東の普露西亞にも同じく當てはまるものである。一五世紀中には、獨逸の小作人は殆んど到る所、一定の生産物と勞働との納税には服してゐたが、其の他の點に於ては、事實上是自由民であつた。ブランデンブルグ、ポメラニア、シユレジア及び東部普露西亞に於ける獨逸の移民者は、法律上自由民として認められた。農民戰爭に於ける貴族の勝利は終に之に終結をつけてしまつた。征服された南獨逸の小作人だけが再び農奴とされたばかりではなかつた。一六世紀の中葉以降、東部普露西亞、ブランデンブル

グ、ポメラニア及びシユレシアの小作人も農奴とされ、又その後、間もなくシユレスウィツク・ホルスタインの自由小作人も農奴の状態に引下げられた。(Maurer "Fronhöfe" IV, Bd. — Meitzen, der Boden des Preussischen Staats" — Hansen, "Leibeigenschaft in Schleswig-Oldenburg") — E. D.)

此の徭役法は『組織的規則』と呼ばれるが、之によればワラハイの各小作人は所謂地主に澤山な細かい物納をする外に、(一)十二日の一般勞働、(二)一日の耕地勞働、(三)一日の木材運搬とをする義務がある。合計して十四日である。けれども、經濟學の深い洞察では、勞働日はその普通の意味にはとられず、日々の平均生産物の生産に必要な勞働日として考へられる。併しその日々の平均生産物はキクロブスが二十四時間でも之を仕上げられない程狡猾に決定されるものである。故に『規則』そのものは、純粹に露西亞の反語的な無味乾燥な言葉で次のやうに説明されてゐる。即ち十二日の勞働日と云ふのは人間勞働三十六日の生産物を意味し、一日の耕地勞働は三日を、亦一日の木材運搬も同じく三倍だと解すべきであると。合計四十二日の徭役である。之に特

別な生産の必要の爲めに領主に爲すべき勤勞である所謂 *jobagie* が加はる。その人口數に比例して、どの村も年々 *jobagie* に一定の割前を供さなければならぬ。此の附加徭役はワラハイの小作人には十四日と見積られてゐる。斯くて、規定の徭役は年々勞働日五十六日に達する。然し、ワラハイでは、氣候が悪い爲めに、一年の耕作は僅かに二百十日を算へ、その中四十日は日曜や祭日、三十日は平均不良な天候であり、合計七十日は計算に這入らない。百四十日の勞働日が残る。徭役の必要勞働に對する此例56<sup>84</sup>即ち六六パーセント三分の二は英吉利の農業又は工業勞働者の勞働を決定する餘剩價值率よりも、遙かに少ない率を表はしてゐる。而も、これは法律上規定された徭役に過ぎない。此の『組織的規則』は英吉利の工場法より更に『自由』な精神で、之が回避を容易ならしむることを知つて居た。十二日から五十六日が作られ、五十六日の徭役の各名義上一日の仕事、又次の日の負擔に掛らなければならぬやうに定められたのは、之に依るものである。例へば一日に、或る範圍の土地の雜草を除かな

ければならぬとし、此の土地は此の仕事の爲めに、特に玉蜀黍の植付に二倍の時間を要する。特殊な農業勞働に對する法律上の一日の仕事は、此の日が五月に始まつて十月に終ると説明され得るのだ。モルダウでは、規定がもつと苛酷である。『組織的規則』の徭役日は『勝利に酔つた貴族は叫んだ』總計一年に三百六十五日になつた』と(四五)。

(四五)更に精細はE. Regnault: Histoire politique et sociale des Principautés Danubiennes: Paris, 1855 中にあり。

若しドナウ公爵領の組織的規則が、餘剩勞働に對する貪慾の積極的表現であり、之を各條が適法と認めるものであつたならば、英國工場法は同じ貪慾の消極的表現である。是等の法律は無限に勞働力を吸盡さうとする資本の抑壓を、國家の命に依つて勞働日を強制的に制限して檢束するので、國家側から資本家及び地主を支配するものである。日々脅迫的に漲つて來た勞働者運動を度外視すれば、工場法の制限は、英吉利の畑へ海鳥糞を注ぐと同じ必要に依て命ぜられたものである。一方に於て土地の地力

を盡した同じ盲目な掠奪の熱望は、他方に於て國民の生活力の根本を擱んだのだ。週期的な流行病は此の點に就いて獨逸及び佛蘭西に於ける陸軍の標準の減少と同じく、明らかに語るものである(四六)。

(四六)「一般に或る限度内では、有機體が其の種の平均(中庸)を越える事はその繁榮の證據である。人間に就て、若しその發達が自然的の關係でも社會的の關係でも之等の爲めに妨げられると、其の身長は低くなるのである。徴兵が行はれる歐置巴諸國では皆其の採用以來、成年者の並の脊長けが減少し、總じて軍役に適するものが減少した。革命(一七八九年)以前佛蘭西歩兵の最も低い限度は一六五センチメートル、一八一八年(三月十日の法律)には一五七センチメートル、一八五二年三月二十一日の法律以後は、一五六センチメートルであり、佛蘭西では平均身長不足と身體虛弱の爲めに半數以上却下される。サクソニーの陸軍の標準は一七八〇年には一七八センチメートル、現今では一五五センチメートルである。普露西亞では一五七センチメートルである。一八六二年五月九日のバイエルン紙上に於けるマイエル博士の報告によると、九年間平均の結果普露西亞では徴兵一、〇〇〇人中七二六人は軍役に不適當なものであつた、即

ち三一七人は身長不足の爲め、又三九九人は身體の欠陥の爲めである。……一八五八年ベルリンでは補充兵の分遣隊を備える事が出来なかつた、一五六人不足してゐたのである。」(J. v. Liebig: "Die Chemie in ihrer Anwendung auf Agrikultur und Physiologie, 1862" 7. Aufl. Band I, p. 117, 118.)

現時(一八六七年)行はれてゐる一八五〇年の工場法は、一週を平均して労働日一日を十時間と認めて居る。即ち一週中初めの五日は午前六時から午後六時に至る十二時間で、此の中法律上朝飯に三十分、晝飯に一時間消えるので、十時間半の労働日が残り、又土曜日には午前六時から午後二時迄の八時間で、その中三十分朝飯の爲めに消えるのである。六〇労働時間が残る、之は一週中始めの五日に十時間半、最後の日に七時間半である(四七)。是等の法規の爲めの監守人が任命されてゐる。之は内務大臣に直屬する工場監督官であつて、その報告は議會の命令により半年毎に發行される。故に此の報告は、餘剩價值を求める資本家の貪婪に關する繼續した公の統計を與へるものである。

(四七)一八五〇年の工場法史は本章の進む中に述べてある。  
吾人は少時工場監督官の云ふ所を聞かう(四八)。

(四八)自分は唯だ近代英國に大工業が始つてから、一八四五年までの時代につき此處彼處と觸れる丈けである。此の時代については自分は讀者に“Die Lage der arbeitenden Klasse in England, von Friedrich Engels, Leipzig, 1845”を舉げて置く。エンゲルスが資本制生産方法の精神を深く理解してゐることは、一八四五年以來表はれた工場報告や、鑛山に關する報告等の示す所であり、又氏がその状態を驚くべきほど詳細に亘つて描いてゐる點は、その後十八年から二十年(一八六三年——一八六七年)に公表された幼年雇備調査委員(Children's Employment Commission)の其の筋の報告と、氏の著作とを極めて表面的に比較しても解る所である。是等は特に、一八六二年に至る迄工場法が適用されて居なかつた工業の部門を取扱つたもので、其の一部には今だに適用されて居ない。従て此の場合エンゲルスが描いた状態には、何等外部から變更を強制されなかつた。自分は主として例を一八四八年以後の自由貿易時代即ち樂園時代から藉りるので、此の時代に就て大言壯語だと共に科學上放逸な自由貿易の行商人輩は、獨逸人に作り事

を色々吐き出した。—英國は資本制生産を古典的に代表するものであるのと、又吾人の取扱ふ物の連續した公の統計が英國丈けにあるので、英國は此點でも矢張り先頭に表はれるのである。『詭譎な製造業者は、往々にして遅速はあるが、午前六時十五分前に勞働を始め、又往々にして遅速はあるが午後六時十五分過ぎに之を終ふ。彼れは名義上朝飯の爲めに期限を定められた三十分の前後五分と、晝飯の爲めに定められた一時間の前後を十分間削取る。彼れは土曜日には往々遅速はあるが、午後二時以後十五分間(餘計)に仕事をする。かくして彼れの得る所は左の如くなる。

午前六時前	15分	五日にて合計300分
午後六時後	15分	
朝飯時	10分	
晝飯時	20分	
晝	60分	
土曜日		
午前六時前	15分	一週の總利得340分
朝飯時	1分	
午後二時後	15分	
	40分	

である。

即ち一週五時間四十分で、祭日及び時々停止の二週間を差引いた労働週間五十週を乗じたものは、労働日數二十七日となる。』(四九)。

(四九) Suggestions, etc by Mr. L. Horner, Inspector of Factories in Factory Regulations Act. Ordered by the House of Commons to be printed, 9th. August, 1859, p. 4, 5.

『労働日が毎日正規の時間以上五分延長されると、一年には生産日數二日半となる』(五〇)。「或は此所で少し、或は彼處で少しと時間をとつて日毎の増加時間は、一年即ち十二ヶ月では十二日をなす』(五一)。

(五〇) Reports of the Insp. of Fact. for the half year, Oct. 1856, p. 35.

(五一) Reports etc. 30th. April 1859, p. 9.

生産が中断され、(工場が)『短時間』即ち、僅かに一週間中數日しか作業しなくなる恐慌は、勿論労働日を延長しやうとする衝動に影響を及ぼすものでない。なされる仕事が少ないほど、なされた仕事に對する利潤は多くなければならない。作

業される時間が少なければ少ない程、益々多くの餘剰労働時間の作業がなければならぬ。かくて一八五七年から一八五八年に至る恐慌時代につき工場監督官は左の如く報告してゐる。

『商業が非常に不活潑な時期に幾らかでも過剰労働があるといふのは、矛盾してゐるやうに思はれるかも知れない、併し此の商業の不活潑は無法な人間によつて罪惡に導き、彼等は之について格段な利潤を得る……。レオナード・ホーナーは云ふ、去年の後半に自分の地方では一二の工場は全然廢業し、一四三は運轉せず、其他のものは短時間作業するが、法定時間以上の過剰労働が繼續されてゐる』(五二)と(英文には「一四三は運轉せず」迄を引用文とす——譯者)ホーウエル氏は云ふ『多くの工場にあつては商賣の不景氣の爲めに労働時間は半分に過ぎないが(英文には「大部分の時間は作業を罷め、作業時間の短い工場は更に多數を占めてゐる」とあり——譯者)併し、それにも拘はらず休息や休養の爲めに法律上許されてゐる時間の蠶食に依て、日に三十分若

しくは四十五分は、労働者から奪はれるといふ不平を自分が受ける数は依然として同じことである。』(五三)。

(五二)前掲『報告書』四三頁

(五三)前掲『報告書』二五頁

同じ現象は一八六一年から一八六五年に至る恐るべき棉花恐慌の時に小規模ながら繰返された(五四)。

(五四)Reports etc., for the half year ending 30th April, 1861附録第二號を見よ。 Reports, etc.,

31st. October, 1862, p. 7, 52, 法律の違犯は一八六三年の後半には又非常に多くなつた。 Reports, etc. ending 31st October. 1863. p. 7. を比較せよ。

『労働者が工場で、食事時間や其他不法な時間に働らかされてゐる場合、彼等が全然(指定された時間に)その工場を去らうとしないことや、又其労働を(機械の掃除等)中絶する爲めには、特に土曜の午後には強制が必要であると云ふ事は、ともすればその口實となる。然し、若し機械の運轉が休止してから、工場に『職工』が残つてゐる場合に

は之は午前六時から午後六時迄の間に、即ち法定労働時間内にこんな仕事をする爲めの時間が許されてゐないから始めて起ることである』(五五)。「英文には「之は午前六時から」以後は次の如くあり『午前六時前(原文のまゝ)』又は土曜の午後二時前に特に掃除等の爲めに充分時間がとりのけてあつたとしても職工はかうは使はれまい』——譯者」

(五五)Rep., 31st Oct., 1856. p. 34 製造業者の法廷での陳述に依ると、其の工場職工が工場労働中のあらゆる中絶に、如何に熱狂して反對したかは、次の不思議な事件が示してゐる。一三八六年六月の初めにデイウスベリー(ヨークシャー)の市廳へ告發が届いた、之に依るとパトロール附近の八大工場の所有者は工場法を侵害したものと云ふのであつた。之等の所有者の一部は、十二歳乃至十五歳の少年を金曜日の朝六時から、翌土曜日の午後四時迄労働せしめ、食事時間と、夜半一時間の睡眠以外には、休憩を與へないといふ非難を受けたのである。そして、之等の幼年者は『下等な洞穴』内で休みなき三〇時間の労働をなさなければならなかつた。(窟に)穴と呼ぶべきもので、此の内には羊毛の屑が粉々に裂け、埃りと屑物等の空氣の海が漲て居り、

肺を保護しやうとするには、成年工さへ絶えず埃除けの布で口を結んで置かなければならないのだ。告發された工場主は誓約をする代りに請合つた——クエーカーとして彼等は過度に慎重な宗教家であるから誓約はしない——彼等は大に慈悲を以て哀れな幼年者には四時間睡眠を許したが、幼年者中の強情な奴は全然寢床へ就かうと欲しなかつたと！ 此のクエーカーの紳士は二〇磅の罰金を宣告された。ドライデン(詩人)はかゝるクエーカーを豫期してゐた。

狐は表面神聖を十分に備へて、

誓ひを恐れたが、悪魔のやうに虚言をついた、

四旬齋のやうに見えたが、神聖な横目を使った、

そして敢て罪を犯さなかつた！ 祈禱を唱へる前には！

【四旬齋は復活祭前の四十日で精進日なり——譯者】

『法定時間以上の過剰労働に依つて得る過剰利潤は、多くの製造業者には大きな誘惑で、之に耐えることは出来ないやうに見える。彼等は見付からない機会を基にして算定し、又發見された場合でも少額の罪金や裁判費用は、尙差引き彼等の利益となる事

は慥かだといふ計算を立てる』(五六)。「労働日中の、小さな盗みを累積して、増加時間を得る場合には、監督官には、寔に、打ち勝ち難い立證の困難が、邪魔をするものである』(五七)。資本が斯く労働者の食事時間や休養時間からとる『僅かな盗み』を工場監督官は『數分の些少なくすね』(五八)、(petty pilferings of minutes) 即ち『二三分をひつたくる事』(五九)(snatching a few minutes)と呼び、労働者は之を術語で、『飯時少しづ、咬んだり、粗篩する』(nibbling and cribbing at meal times) (六〇)と呼ぶ。

(五六)前掲報告書三四頁

(五七)同上三五頁

(五八)同上四八頁

(五九)同上

(六〇)同上

こんな空氣の中では、餘剰労働から餘剰價值が構成されるのは何も神秘でないこと



が解る。或る頗る尊敬すべき工場主が自分に云つた『若しあなたが一日に過剰時間を十分間だけ労働させることを許して下さるなら、あなたは一年に一〇〇〇磅私の衣囊にお入れ下さるのだ』と(六一)『瞬間が利潤の要素である』(六二)。

(六一)同上四八頁

(六二) "Moments are the elements of profit." "Rep. of the Ins. etc. 30th April 1860" p. 56.

此の見地からすると、時間一ばい働く労働者を『一ばい時間』と呼び、又六時間だけしか働くことを許されてゐない十三歳以下の幼年を『半分時間』と呼ぶのは最も特色をなすものである(六三)。労働者は此處に至つて人格化された労働時間に溶解して終ふ。

【譯者註一五】

(六三)此の名稱は共に工場でも報告でも公けのものである。

### (二) 搾取に法律上制限なき英吉利の工業部門

吾人が述べた所は、労働日を延張しやうとする衝動、即ち餘剰労働に對する狂狼(又

は神話に狼の人に變せしもの)の熱望が無際限に分を越えて行はれるもので、即ち此所では英國の一市民經濟學者の云ふ西班牙人の亞米利加赤皮人(六四)に對する殘忍も之以上ではなく、竟には資本に法規の鎖をつけるに至つたものである。其所で今度は、労働力の搾取が今日でも尙羈絆なく行はれ、又昨日もさうであるやうな或る生産部門に一瞥を投じやう。

(六四)『利益の追求に當つて殘忍な工場主の貪婪は金を追求し、亞米利加征服に當つてスペイン人のなした所に負けない。』John Wade, *History of the Middle and Working Classes*, 3rd. ed. London, 1835, p. 114. 一種の經濟原論である此の書の理論上の部分は、その當時にしては、或る部分は若干獨創の點があり、例へば商業上の恐慌に就てはさうである。歴史の部分は或る程度迄、サー・エム・エデンの『貧民史』(Sir. M. Eden's "History of the Poor" London. 1799)からの破廉耻な剽竊たる難がある。

『州の長官であるブルートン氏は一八六〇年一月十四日、ノッティンガムの會合室で開かれた會合の議長として宣言して云ふ、レース商業に携はつてゐる一部の人々の中

には一定の剝奪と苦痛があつた。本王國中他所では、然り、まことに文明な世の中では認められないものである……九歳又は十歳の幼年等は朝二時、三時或は四時に汚れた寢床から曳すり出されて、夜は十時、十一時、又は十二時迄も、食ふや食はずの生計の爲めに仕事を強ひられ、手足は疲労し果て、身體は衰弱し、顔は蒼白くなり、又その人情は全然石の様に麻痺して終ひ、遂に熟視するのも恐ろしくなる。……マレット氏及びその他の製造家が進み出て、議論に反対したとて吾人の驚く所ではない……モンタギュー・ワルピー師が述べてゐる制度は、社會的に、物質的に、道徳的に又精神的に緩和し得ざる奴隷制度の一である。……人間の労働時間を一日十八時間に減すべしと請願する爲めに、公衆の會合を催す様な都市に就ては、何う考へることが出来るか？吾人はヴァージニアやカロリナの棉花栽培者を攻撃する。彼等の黑人市場、鞭打及び人間の肉の交易は、資本家の爲めに面衣ヴェールや襟カラーを織出す爲めに生ずる此の人道の徐々に行はれる犠牲に比し、果して更に憎むべきものであるか？』(六五)

(六五)『London Daily Telegraph, 17th. January, 1860.

スタッフオードシャイアの陶器製造所は、過去二十二年間、議會の三つの調査問題をなして來た。この結果はスクリーヴン氏の一八四一年の報告『幼年雇傭調査委員』(Children's Employment Commissioners)や、樞密院醫學官の命で發行された一八六〇年のグリーンハウ博士の報告(Public Health, 3rd Report I, 112-113)や、最後に一八六二年六月十三日の『幼年雇傭調査委員の第一報告』中に於ける一八六二年ロンヂ氏の報告等に含まれてゐる。自分の問題には、一八六〇年と一八六三年の報告を、搾取された幼年工自身の幾らかの證言に籍り來れば足りるのである。幼年工から出立して、成年工、特に少女工と女工とに就いて、そして又寔に棉花紡績のやうな外見頗る愉快で健康にいゝ職業と思はれる一産業部門に於て結論をつけることが出来やう(六六)。

(六六) F. Engels' Lage, etc., p. 249-51 参照

九歳になるウイリアム・ウッドは『労働を始めた時には七歳と十ヶ月であつた。』彼は

最初から「鑄型を鑄込む」たのである（形が出来上つた商品を乾燥室へ運び、それからからの鑄型を持ち歸つた）。一週間毎日朝の六時に來て、略ぼ午後九時に歸つた。「自分は一週間で毎日夜九時迄労働する。例へば此の七、八週間さうやつて來た。」故に七歳の子供に對して十五時間の労働である！ 十二歳のジェー・マーレーは云ふ、「自分は型を鑄、又轆轤を廻はす（英文には前後反對せり——譯者）。朝は六時に來、時として四時に來る。自分は昨夜夜明して今朝六時迄仕事をした。一昨夜から寝なかつた。昨夜は自分の他に八、九人少年が夜つびて仕事をしてゐた。一人を除くの外は皆な今朝又來た。自分は三志六片取つてゐる（一ターレル、五グロッシエン）。自分は徹夜して働き通してもこれ以上は取れない。自分は先週二晩徹夜して働いた。」ファーニーハウト云ふ十歳の少年は「自分はいつも晝飯に一時間はない、往々にして半時間しかなく、木曜日、金曜日、土曜日には始終さうである」（英文では最後の文章は「時として自分には半時間しかない、木曜日、金曜日、土曜日には」とあり。——譯者）（六七）

(六七) Children's Employment Commission, First Report, etc., 1862, Appendix p. 16, 19, 18.

グリーンハウ博士は、ストーク・オン・トレント (Stoke-on-Trent) やウォルスタントン (Wolstanton) の窯業地方に於ける平均命数が、格外に短いことを説いてゐる。ストーク地方では僅かに二十歳以上の成年男人口の三〇・六パーセント、ウォルスタントンは僅かに三〇・四パーセントしか陶器工場に作業してゐないが、此の種の人々の中、前地方では全死亡の半分以上、後地方では殆んど五分の二は、陶工の間の肺病の結果である。ハンレーの醫師従業者ブースロイド博士は云ふ、「代々の陶工は悉く前代よりも矮少だし、又虚弱である」と。同じく、他の醫師マック・ビン氏は「二十五年前自分が陶工の中に醫者を始めてから以來、此の階級の者は殊に身長と重量の減少の點で益々著しく衰へてゐる」と云つてゐる。此等の記述は一九六〇年グリーンハウ博士の報告から取つたものである（六八）。

(六八) Public Health, 3rd. Report, etc, p. 102, 104, 105.

一八六三年の調査委員の報告から、北スタッフフォードシャイア病院の院長ジー・テ

イー・アルレッツ博士は次のやうに云つてゐる。「男女共に陶工は一階級として……肉體上にも道徳上にも墮落した人々を代表してゐる。概して、彼等は、發達がいぢけ、格好悪く、往々胸の張りが悪い。彼等は早くから老ひ、短命であり、痰持ちで、貧血してゐる、胃弱や肝臓や腎臓の病や、又癩麻質斯に執拗に侵されたりして、體質が衰弱してゐる。併しすべての疾病の中で、彼等は特に胸の病氣即ち肺炎、肺結核、氣管支炎及び喘息に罹りがちである。彼等に獨特に現はれる一形式がある。之は陶工の喘息若しくは陶工の肺病として知られてゐる。線や骨や其の他の部分を侵す癩瘰は、陶工の三分の二若しくはそれ以上の疾病である……。此の地方の人口の退化が現在だけに止つてゐるといふのは、附近の國から絶えず補充されるのと、此の地方の者よりも健全な人種との雜婚による爲めである」(英文よりとる——譯者)。つい近くまで、同院の外科醫であつたチャールス・ピアソン氏(Charles Pearson 英譯本には Parson とあり)は調査委員ロンデに宛てた書簡中にかう書いて居る所がある、即ち「自分は、統計上の

論據からではなく、一個人としての觀察だけからだ、自分は、両親や資本家の貪慾を満足させる爲めに、健康を犠牲にされて居る哀れな子供を見る時は、繰返し憤怒が煮え立つと云ふことを躊躇しない。』(同上)彼等は陶工の疾病原因を列挙し、これを『長時間』に至つて極まると、結論して居る。調査委員の報告は望んで云ふ、即ち『全世界で非常に優れた地位にある製造工業が、その大なる成功に労働者の肉體上の衰弱、廣きに亘る肉體上の勞痛、及び早世とが伴ふとの批評を受けるのも、長くはあるまい……其の労働者の労働と、熟練とに依て、斯かる大なる結果が得られたのである』(同上)(六九)。英蘭の陶業に關する事は又蘇格蘭の陶業にも適用される(七〇)。

(六九)Children's Employment Commission, 1863, p. 24, 24 u. XI.

(七〇)同、XLVII

燐寸の製造は一八三三年から即ち、燐寸の軸木に燐をつけることが發見された時に始まつた。之は、一八四五年以後英國では急速な進歩をし、倫敦の人口稠密な地方か

ら殊に又マンチエスター、バーミンガム、リヴァプール、プリストル、ノールウイッチ、ニューカッスル、グラスゴーへと擴がり、それと共に、一種の咀嚼筋痙攣が蔓延した。之は一八四八年既にウイーンナの一醫師が、燐寸製造者に特有な疾病である事を發見したものである。労働者の半ばは、十三歳以下の幼年と十八歳以下の少年である。此の製造業はその健康に悪いのと、不愉快なる爲めに、労働者階級中最も哀れな部分の者だけが、即ち半は飢えてる寡婦等が自分達の子供等を襁褓を纏ひ、半ば飢え、全く教育のない子供等を之に提供すると云ふ悪評が立つてゐる(七一)。調査委員ホワイトが訊問(一八六三年)した證人中、二百七十人は十八歳以下、五十人は十歳以下、十人は僅かに八歳で、五人はたつた六歳の者であつた。労働日の交替は十二時間乃至十四時間若しくは十五時間に亘り、夜業をし、食事時間も不規則で、而もその食事は大部分燐の毒氣で満ちてゐるその仕事室の中でされるのである(七二)。ダントはその最も慘酷な地獄の空想よりも、此の製造業の方が甚だしい事を發見するだらう。

(カ)同EHLIV.

壁紙工場では、比較的粗悪な種類は機械で印刷され、上等なものは手で刷られる(block printing)。仕事の最も活潑な月は十月の初めから四月の終り迄である。此の間中は労働が夥しく、殆どひつきりなしに午前六時から夜の十時迄或は更に深夜迄續く。

ジェー・リーチは、『此の前の冬一八六二年には十九人の少女中六人は過剰労働から誘發した病氣の爲めに休んだ。之等を覺まして置くには自分は喚かなければならぬ』と證言してゐる。タブリー・ダツファイは云ふ『子供等が誰れ一人仕事の爲めに眼をあいて居られなかつた時には、まことに吾々の中でも、誰れも眼をあいてゐられないと云ふことが解つた。』(英文よりとる——譯者)。ジェー・ライトボーンは云ふ『自分は十三で……吾々は昨年の冬は九時まで(夜)働き、一昨年は十時迄働いた。自分は昨年は毎夜痛い足をひきづつて泣いてゐた』。ジー・エプスデンは云ふ『自分の子供は……』

彼が七歳の時自分は背負つて雪の中を往復するのを常としたが、彼は常に一日十六時間働いてゐた！……彼は機械から離れたり、機械を止めたりすることが出来ないで、機械の傍に立つてゐる子供を養つてやる爲めに屢ば膝まづいた。マンチエスターの或る工場の業務執行社員である、スミスは云ふ「吾々（彼は「自分達」の爲めの「職工」を意味するのである）は食事時間の爲めに休みもせずに働く、爲めに十時間半の一日の労働は午後四時三十分迄に終へて了ひ、その後は皆過剰時間である」（七二〇）（スミス氏自身は十時間半の間に食事をしないのか？）。「吾人（この同じスミス）は午後六時前に仕事を止めるのは稀である（彼は「吾々」の労働力機械の消費を上めるのを意味してゐる）故に吾々は（再びクリスビュス）實際一年中過剰時間を働いて居るのである。……子供も成年も同じやうに（幼年と十八歳以下の少年一五二人及び成年一四〇人）過去十八ヶ月間は平均して少なくとも、一週間に七日と五時間即ち一週七十八時間半働いた。今年（一八六三年）の五月二日を終日とする六週間には、平均は更に高く——一週間に

八日即ち八十四時間であつた！。而も、非常に多くの權威 *pluribus majestatis* に黙従してゐる此同じスミス氏は「機械の労働は樂なものだ」と佯り笑ひながら附言してゐる。そこで、版木印刷 (*Block Printing*) の従業者は云ふ「手でする労働は機械労働よりも健康にいい」と。概して、製造業者は此の提議に對し、不機嫌に、「少なくとも食事時間中は機械を止める」と宣言する。ボロウ（倫敦行政区内テムス河南岸のサウスウオーク市邑）にある壁紙工場の支配人なるオトレー氏は云ふ「労働時間を朝六時から夜の九時迄許す一條項は吾々の意に（一）極く適ふが、工場法の朝六時から夕六時迄の間は吾々には（一）不適當である……。吾人の機械はいつも晝飯の間には休止する。（何と云ふ寛大だ）休止してゐるのは、左迄紙や繪具の浪費を惹起するものではない。彼れは同情して附言してゐる、「併し自分は之と關連してゐる損失（英文には單に「時間の損失」とあり——譯者）は好ましくないと云ふ事を理解出来る」。調査委員の報告は飾氣なく次の如く考へてゐる、即ち、或る「主な商館」の時間即ち他人の労働を私有する爲め

の時間の恐怖と、これに依て『利潤を失ふ』と云ふ恐怖は、十三歳以下の幼年工と十八歳以下の少年工とに十二時間乃至十六時間中、その食事を『させずに置く』爲めの『充分な理由』ともならないし、又蒸氣機關に水や石炭を、羊毛に石鹼を、車に油を與へるやうに——生産行程のそのもの、間の、労働手段の單なる補助的材料に過ぎないものとして——彼等に食事を與える『充分な理由』ともならない(七三)。

(七二)これは吾々の云ふ餘剰労働時間と同じ意味には取れない。是等の紳士達は十時間半の労働を平準労働日と考へ、従つて又平準餘剰労働を勿論含めてゐる。其所で他に較べると稍い、支拂を受ける『過剰時間』が始まるのだ。所謂平準日中の労働力の費消が、その價值以下の支拂を受け、爲めに、『過剰時間』は、たとへ『平準日』中に費された労働力が實際充分に支拂はれる場合でも、更に多くの『餘剰労働』を搾取る爲めの資本家の單なる手妻であり、且つ依然としてさうであるといふことは、後段になつて解るであらう。

(七三)前掲書 Evidence, p. 123, 124, 125, 140, and 54.

英吉利にある産業の部門には——(吾々は近年始めて傳播した機械に依る麵麩の製

造を度外視する)——今日迄残つてゐるもので麵麩焼き程古風な生産方法はない、寔に羅馬帝政時代の詩人から學ぶことの出来るやうな、基督前の生産方法である。併し、前に述べた様に資本は、其の働せる労働行程の技術上の性質には直接無關係なものである。資本は先づ現存するまゝの労働行程をとる。

信じ難いやうな麵麩に就ての不正は、特に倫敦では、下院調査委員の『食料品の不正に就て』(“on the adulteration of articles of food”) (一八五五年—五六年)と、ハツサル博士の書『發覺した不正(混ぜ物)』(“Adulterations detected”)とて、始めて露はになつた(七四)。是等曝露の結果は一八六〇年八月六日の法令『食料品及び飲料品不正禁止令』となつた。此の法令は、不正な商品の賣買に依つて『正直な金にかへやう』とするあらゆる自由貿易論者に對して極く優美な觀察をするのだから効果なきものであるのは言ふ迄もない(七五)。調査委員自身は、自由貿易は本質上不正を以つて行ふ商業で、即ち英國人が機智に富んで『詭辯を以て欺く物質』(の賣買)を意味すると云ふ確信を多

少ども露骨に述べてゐる。實際に、此の種の『詭辯』は、プロータゴラスの白から黒を作り、黒から白を作る方法よりも、又エレア派（希臘哲學の一派）の、あらゆる實在は單に外見に過ぎないと云ふ『見得るもの』を論證するよりも更によく理解してゐる（七六）。

（七四）きれいに粉末にされたり又は鹽と混ぜられた明礬は『バン燒の原料』と云ふ銘を持った日常取扱はれる商品である。

（七五）煤はよく知られてゐる非常に精力的な炭素の一形式であつて、資本制の煙突掃除人が英國の小作人に賣る肥料をなすものである。扱て一八六二年には英吉利の陪審官は、或る訴訟に當つて、買手に分らない九〇パーセントの塵埃と砂とが混じてゐる煤は『商業上』の意味で『眞實』の煤であるか、『法律上』の意味で『不正』な煤であるかどうかを決定しなければならなかつた。『商業の友』は之れを純粹の商業上の煤なりと斷じ、原告なる小作人の要求を却下し、小作人は其上に訟訴費を拂はなければならなかつた。

（七六）佛蘭西の化學者シユヴァリエールは商品の『偽物』に關する論題中で、彼れが検査した六

百幾つかの物品中、その多くは十、二十、三十等違つた混合方法があると數へ上げてゐる。氏はその方法全部は知らないし、又自分の知つてゐる丈けを皆な記載しないと附言してゐる。氏は砂糖の混合には六種、オリーブ油には九種、バターには十種、鹽には十二種、牛乳には十九種、パンには二十種、ブランデーには二十三種、穀粉には二十四種、チョコレートには二十八種、葡萄酒には三十種、珈琲には三十二種を擧げてゐる。全智全能の神ですら此の運命から脱れる事は出来な。Ronard de Carf, De la falsification des substances sacramentelles, Paris, 1856 を見よ。

兎に角、委員は公衆の眼をその『日々の麵麩』、從て麵麩燒業に向けさせた。同時に、公衆の會合や議會への請願に、倫敦の麵麩燒日雇人の過剩労働等に對する叫聲を流布した。その叫聲は非常に逼迫してゐた爲めに、前に度々述べた一八六三年の調査委員に又一人をなしてゐたエツチ・エヌ・トレメンヒア氏は勅命調査委員に任命された。氏の報告は（七七）證言と共に、公衆の心臓ばかりでなくその胃をも覺醒させた。聖書通の英國人は寔に、人は宿命に依て、資本家や地主や若しくは空扶持人たる天分を持つてゐなければ、その額に汗して自己の麵麩を食ふべきものだといふことは知つてゐた



が、併し、明礬、砂、又はその他風味ある礦物成分を別として、膿瘡の排泄物や、蛛網膜や、油蟲の死骸や、腐敗した獨逸の酵母菌の混つた一定量の人間の汗を、麵麩の中に毎日食はなければならぬと云ふ事は御存知ない。爲めに其の神聖を顧みず『自由商業』即ち『自由』麵麩焼業は從來國家の監督官の監視の下に置かれ、(一八六三年の議會開會期の終りに)此の議會の法律に依て、夜九時から朝五時迄の労働時間は十八歳以下の麵麩焼日雇職人には禁せられた。最後の條文は昔風の内國筋の商業に於ける過剩労働に關する部(書冊)を語るものである。

(七十七) Report, etc, relating to the Grievances complained of by the Journeymen Bakers etc., London, 1862, 及 Second Report etc., London, 1863.

『倫敦の一麵麩焼日雇職人の仕事は、普通、夜の十一時頃から始まる。此時刻に彼れは生麵麩を作らへる。これは骨の折れる仕事で、一釜の麵麩の大きさと精製品である度合とに〔英文には〕若しくはそれに費された労働に』とあり——譯者〕從て、三十分

乃至四十五分かゝる。それから彼れは捏板の上に横になる、その板はまだ生麵麩を作る刳鉢くりはちの蓋になつてゐる。そして、頭の下へ粉囊をひき、他の囊を腹の上に〔英文には〕『自分の下に』とあり〕置いて約二時間眠る。それから四時間〔英文には〕『凡そ五時間』生麵麩をほうり出したり、秤量したり、型に入れたり、窯に入れたり、窯から出したるりする手ばししつこい、絶え間なき労働をする。麵麩製造所の温度は約七十五度から九十度迄に上り、小さな麵麩製造所では普通、低い熱度よりも高い方に近い。麵麩、卷麵麩其他を造る仕事が終わると、その分割が始まる。此の日雇職人の大部分は、今述べた様な困難な夜業をしてつてから、日中は家から家へと、籠で麵麩を運んだり、手車で押して歩いたり、又其の間には往々にして、製造所でも作業したりする。季節や商賣の範圍に依つて、此の労働は午後一時と六時の間に終うが、日雇職人中他の者は午後遅く迄製造所で作業する(七八)。……『倫敦季節』の間(倫敦市の)ウエスエンドにある『一ツバイ値段』(full priced)で賣る麵麩焼業者の職人は、普通午後十一時に仕事

を始め、翌朝八時迄麵麩焼に従事し、其の間には往々にして一、二時間極く短い時間途切れることがあるだけである。彼等はそれから夕方の四時、五時、六時、然り、七時に至る迄麵麩の運搬に使はれ、又屢々製造所でビスケットの製造に使はれる。彼等は仕事を片付けて了つてから六時間寝ることが出来るので、それも僅かに五時間か四時間しか寝られないことは珍らしくない。金曜日には、いつも労働が早くから始まり、凡そ夜十時頃には始まり、麵麩を焼く準備をしたり、麵麩を賣つて歩いたりして翌土曜日の夜の後八時迄途切れなく仕事が続く、併し(之だけではない)多くは土曜日の四時か五時迄に亘る。『一ツバイ値段』で麵麩を賣る名高い麵麩製造所では、又日曜日も四、五時間翌日の麵麩の準備仕事をしなければならぬ。……『安賣の親方』(麵麩を充分な値段以下に賣るもの)に雇はれてゐる職工は——そして此の『安賣や』は、既に述べた通り、倫敦麵麩焼屋の四分の三以上に上る——之よりも長い労働時間働くものである、そしてその労働は殆んど全部製造所の中に限られてゐる。これは親方が小

さな雜貨店へ供する以外には、自分の店で賣るだけだからである。〔英文には「限られてゐる」以後は「安賣をする親方は普通その麵麩を……店で賣る。普通行はれることではないが、若し他へ出す場合には雜貨商の店に供するものは別として、普通その爲めに他の者を雇ふ。家毎に麵麩を届けるのは彼等の慣例ではない」とあり——譯者〕週の終りには……即ち木曜日には夜十時に労働が始まつて、極く僅かな途切れがある丈で土曜日の夜遅く迄続くのである』(四九)。

(七八)前掲書First Report, & C., P. VI.

(七九)同上P. LXXI.

市民的な立場からすら、『安賣する親方については、支拂を受けない人間の労働が其の競争の基礎をなしてゐる』ことは理解してゐる(八〇)をして『充分な値段の麵麩焼業者』は調査委員に『安賣』競争者を、他人の労働を盗み、不正品を作る者だといつて非難してゐる。即ち『彼等は公衆を欺くこと、十二時間の賃銀に對して十八時間を職工

から奪ふことに依つてのみ榮えるものである』云々(八一)。

(八〇)George Read, The History of Baking, London, 1848, p. 16.

(八一)Report(Frist) etc, Evidence of the "full-priced" Baker Cheeseman. p. 108.

麵麩の不正(混ぜ物あるを云ふ)や之を充分な價格以下で賣る麵麩焼階級が出来たのは、十八世紀の初葉、即ち工業の組合的性質が崩壊し、製粉者或は穀粉問屋の形態をとる資本家が、名目上の麵麩焼の親方の背後に表はれた時から發達したものである(八二)。かくて資本制生産、労働日や夜業を無限に延長しやうとする基礎が礎かれたのだ。併し、後者は倫敦に於てすら一八二四年に始めて眞面目な基礎を持つたに過ぎない(八三)。

(八二)ジョージ・リード前掲書。十七世紀の末葉及び十八世紀の初葉に、あらゆる營業中に闖入した問屋(代理商)は未だ『公共の妨害』として公けに非難されてゐた。かくてソマーセットの伯爵領の四季一回の治安裁判開廷に當つて、大陪審官は下院に宛て、次の『誓言』をした。即ち、他の事柄中に『是等バック・ウエル・ホールの問屋は、公共の妨害であり、衣類商に取つて不利であ

つて、一の妨害として取除かるべきものである』と述べてゐる。(The Case of our English Wool etc 1865, p. 6, 7.)

(八三)First Report, etc. p. VIII.

上述した所に依り、委員の報告は日雇麵麩焼職人を短命な労働者の中に數へるものである事が解るであらう、即ち之は労働者階級で幸にも子供が十人に一人生命をとり留めるのが普通で、而も其後四十二歳に達することが稀なものである。之にも拘はらず、麵麩焼業は常に希望者が溢れてゐる。是等の『労働力』を倫敦に供給する源泉は英國の西部の農業地方である蘇格蘭と——獨逸とである。

愛蘭の日雇麵麩焼職人は、一八五八年乃至六〇年の間に、夜業と日曜日の仕事に反對する運動の爲め、自分達の費用で大集會を組織した。公衆は愛蘭人の熱烈に味方した。例へば一八六〇年五月のダブリンの會合に於けるが如きものは之である。此の運動の結果、晝間だけの労働がウエックスフォード、キイルケニー、クロムメル、ウオターフォード等に首尾よく實施された。『日雇職人の不平が何人も知るやうに法外であ

つた所のリメリックでは、此の運動は麵麩焼の親方の反対、殊に粉屋麵麩焼人の反対で失敗に歸した。リメリックの例はエンニイス及びテイッペラリーに於ける退歩を來さしめた。公の反感が烈しく惹起されたコークでは、親方は職人を解雇する権力を使つて、此の運動を敗つてしまつた。ダブリンでは、親方は極めて果敢な反抗をし、此の運動の頭株になつてゐる職人を追つて、其の他の者を無理矢理に讓歩させ、夜業と日曜日の労働に服従させた』(八四)。愛蘭では、充分武装してゐる英蘭の政府の委員はダブリン、リメリック、コーク等の枉ぐべからざる親方麵麩焼人に對し陰鬱に意見をしてゐる。即ち「委員は、労働時間を自然法則に制限されるもので、これを傷ければ必ず罪は免れぬものだ」と信ずる。親方麵麩焼人に取つて、失職の恐怖に依てその労働者を誘引し、その宗教上の信條及び好感情を犯し、國法に違背し、又世論を等閑に附する事(これはすべて日曜日の労働に關す)は、職人と親方間の悪感情を惹起するものと考へられ、……又宗教、道徳及び社會の秩序に危険な例を與へるものである。……委員は、

どんな仕事でも、一日十二時間以上續くことは、労働者の家庭的及び個人的生活を侵害し、從て各人の家庭を、又は子として、兄弟として、夫として、父として、その家族の義務を果すことを妨害するの不祥な道徳上の結果に導くものと信ずる。此の十二時間以上の仕事は知らない間に労働者の健康を害する傾向があり、從つて老年と死亡とを早め、労働者の家族に大なる損傷を負はしめる傾向があり、かくて、最も必要な場合に家長の世話や維持を奪つてしまふ』(八五)。(此の報告書は英文に依る)

(八四) Report of Committee on the Baking Trade in Ireland for 1861.

(八五)同上。

吾人は愛蘭を取扱つて來た。海峽の向側の蘇格蘭では、農業労働者、農夫は、最も寒氣凜然たる氣候の中に、十三時間から十四時間の仕事の上に、更に日曜日の四時間の附加労働に(安息を守る此の土地で(八六))反對して居る。然るに、倫敦の大陪審官の前には三人の鐵道従業労働者が立つてゐる。車掌、機關士、信號手の。鐵道の大事故が

數人の乗客を他界へ輸送した。鐵道從業労働者の怠慢が此の不幸の原因である。彼等は陪審官の目前で一聲に、十年から十二年前には自分達の労働は僅かに一日八時間しか續かなかつたと宣言する。最近五、六年間には十四時間、十八時間又は二十時間にねち上げられ、そして回遊列車の時期の如き、遊山者の繁しく群集する場合には、彼等は往々にして四十時間から五十時間途切れなしに働く。彼等は普通の人間でキクロツプス(希臘神話中の怪人)ではない。其労働力は一定の點で役に立たなくなつたのだ。知覺遲鈍に冒されたのだ。彼等の頭腦は考へなくなり、眼は見なくなつたのである。何處から何處まで『尊敬すべき英國陪審官』は『殺人』として彼等を次の陪審裁判へ廻せと云ふ判決を以て答へ、又その判決に對して溫和な追加をして、鐵道の資本のお歴々は、將來、必要な『労働力』の量を購買するに當つて更に豪奢であり、又支拂つた労働力を搾取るに當つて『更に節儉』であり又は『更に節慾』であり、若しくは『更に儉約』であつて欲しいと云ふ敬虔な希望を述べてゐる(八七)。

(八六)一八六六年一月五日グラスゴウ(英文にはエディンバラとあり——譯者)に近きラッスウエードに於ける農業労働者の公けの會合(“Workman's Advocate” January, 18th, 1866 を見よ)蘇格蘭での最初の農業労働者の労働組合を一八六五年に閉鎖して以來、此の組織は一つの歴史上の事件である。英蘭の最も壓迫的な農業地方の一つであるバツキングムでは、一八六七年三月賃銀労働者が、週間賃銀を九乃至十志から、十二志に引上げる爲め大同盟罷工をした。——

(英吉利の農業無産階級の運動が一八三〇年以後の強烈な宣言の壓迫を受けて以來殊に、新救貧法採用以來全然打破されたが、六十年代には再び始まつて、終に一八七二年に此の運動は新紀元を開くものとなつたと云ふ事は、前段で述べた所から解かるであらう。自分は英吉利の農業労働者の地位に關して一八六七年以來表はれた青本に就てと同じく、第二卷で此の問題に立戻る。第三版増補)

(八七)“*Enyolds' Newspaper*” 一八六六年一月。——毎週々々此の週間新聞は『恐ろしい又致命的な事變』、『驚くべき悲劇』等といふ『人氣取りの題目』で新規な鐵道災害の目録を悉く掲載する。是に就いて、北スタッフオードシャイア線の一労働者が答へてゐる、即ち『誰れだつて、機關士

や火夫が絶えず注意してゐないと起るかもしれない結果は知つてゐる。二十九時間か三十時間寒暑にさらされて休息もせずこんな仕事に従事してゐる男に、どうして之が望み得やう。次の事は屢々起る一例である、——一火夫が月曜日の朝非常に早く仕事を始めた。一日分と呼ばれる仕事を終えると、彼れは十四時間五十分勤務に當つてゐたのである。茶を飲んでしまふだけの餘裕もなく、彼れは又勤務に呼出される。……次に、勤務にあるべき十四時間二十五分を終つと、合計して休みなき二十九時間十五分になる。一週間の仕事で残りの仕事は次の通りである——即ち、水曜日が十五時間、木曜日が十五時間三十五分、金曜日が十四時間半、土曜日が十四時間十分、一週間の合計八十八時間四十分となる。そこで、諸君は、此の全體に對して六日と四分の一日分を支拂はれるときの彼れの驚きを想像して見給へ。これは間違ひだと思つて、彼れは時間掛に請求して……一日の仕事は何時間と考へるか尋ねた、そして役に立つ者に對しては十三時間(即ち七十八時間)だと云はれた。……そこで彼れは一週間に七十八時間以上に爲した労働に對して要求したが拒絶された。けれども、彼れは到頭もう一〇片與へやうと云はれた。前掲紙一八六六年二月四日紙上。(此の記事英文に依る)

オドイツセウスで殺された者の靈魂よりも、遙かに熱烈に吾人に迫り來る職業、年齢、性の如何を問はない錯雜した労働者の群から——、是等の労働者に關してはその腕にかゝえた青本はなくとも——吾人は一瞥して労働過剰を見るのである、吾人は更に二つの典型を取つて見やう、この典型の著るしい對照は、資本に面してはすべて人間は等しいものであることを立證する——婦人服の製造女と鍛冶屋。

一八六三年六月の終りの週間に、倫敦の日刊新聞は皆な『人氣取り』な『單純な過剰労働に依る死』と云ふ表題を掲げて一節を出した。これは或る非常に尊敬すべき仕立所に雇はれてゐた二十歳になるメリー・アンヌ・ウォークレーと云ふ婦人服製造女が、エリーズと云ふ快い名前の女に虐使され死んだのを取扱つたものである。古くから屢々話された話が、今や新規に發見されたのである(八八)。即ち此の娘は平均十六時間半働き、季節中は屢々途切れなしに三十時間労働し、此の場合には、その役に立たなくなつた『勞働力』を時々シエリー酒やポトワインや又は珈琲に依つて働けるやうにさ

せて置いたのである。そして夫れは恰度一番急がしい季節であつた。新に迎えた皇太子妃殿下に關する舞踏會の爲めに、貴婦人連の華美な衣裳を魔法を使つて瞬間の中に仕上げる必要があつた。メリー・アンヌ・ウォークレイは他の六十人の娘達と共に、その必要な空氣の三分の一も殆ど與へられない室に、一室三十人づゝ這入つて二十六時間半労働した。夜は、寢床が色々な板で仕切つてある一つの息がつまる様な穴の中に一つの寢臺へ二人づつ寢た(八九)。而して、これは倫敦でいゝ方の婦人服仕立所の一つであつた。メリー・アンヌ・ウォークレイは金曜日に病氣に罹つて、エリーズ夫人の驚いた事には、仕掛けて居た最後の仕事を仕上げてしまはずに、月曜日には死亡してしまつたのである。臨終に招かれたが間に合はなかつた醫師キース氏は、『検屍陪審官』の前で修飾なく證言した『メリー・アンヌ・ウォークレイの死んだのは、人の多過ぎる仕事室や、餘り狭ま過ぎて通風の悪い寢室での長時間の労働に依る』と。之に對して、『検屍陪審官』は醫者に上品な教訓を與へる爲めに宣言した。『この死亡者は卒中で死んだ

ものであるが、人の多過ぎる仕事室等で過剰に労働したので、爲めに其の死が促進されたと云ふことを恐れる理由はある』と。『吾が白人奴隷は』、自由貿易論者コブデンやブライトの機關新聞であるモーニング・スターは叫んで云ふ『吾が白人の奴隷は墓場の中へと労働して這入つて行く、そして歌ひもせず、奏でもせず瘦せ衰へて死んでしまふ』(九〇)。

(八八)エルゲルス前掲書二五三、二五四頁。

(八九)レスピー博士は衛生局(Board of Health)で職務に従事してゐる醫者であつて當時『各成年に取つて空氣の最小量は寢室では三〇〇立方呎、居間では五〇〇立方呎なければならない』と述べてゐる。倫敦病院の一つの醫長であるリチャードソン博士は、『婦人服の仕立女や、普通の裁縫女を含む凡ての種類のカミセ女には、三つの不幸がある——即ち過剰労働、空氣の缺乏及び食物の不足又は消化不良である。……針仕事は主に、……男より女に非常に好く適してゐる。併し此商賣の害は殊に首都にあつては、約二十六人の資本家に獨占されて居ると云ふ事で、その資本家は、資本から生ずる利益に依つて、労働から經濟を強ひて資本へとり入れ得るもので

ある(出資を労働力の浪費に依て経済する意味である)。此力は此の階級全部に通じて効驗を持つてゐる。一仕立屋が小範圍の得意を得ることが出来るとすると、競争が烈しいので、此の仕立屋は之を保持する爲めにその家庭で死ぬ迄働かなければならず、又自分を手傳ふ者には、當然此の同じ過剰労働を課さなければならぬ。若し仕立屋が失敗するか、又は獨立してやらうとしない場合には、彼れは外の店へ一緒にならなければならぬ。さうすれば其の労働は少なくなりますが、其の金は安全である。かうなると、彼れは單に社會の色々な變化に揉まれた女奴隷となる。そこで、家庭にあつては一室の中に飢へてゐるか若しくは飢へに近いものであり、殆んど耐え切れない空氣の中に二十四時間の中から十五、六時間、然り十八時間も仕事をし、そして、食物に就ては假令良いとしても純潔な空氣がない爲めに消化が不可能である。一に不良な空氣の疾病である肺病が、かうした犠牲者に養はれるのである。(同上英文より) Dr. Richardson: "Work and Overwork" in "Social Science Review," 18. July, 1863.

(九〇) "Morning Star" 一八六三年六月二十三日——「タイムズ」はブライト等に對して、亞米利加の奴隷所有者を辯護すべき出來事を利用した。即ち云ふ「吾人の多くは次の如く考へる」、「即ち

ち吾々は強制する道具として鞭で打つ代りに、餓死の鞭を使つて、吾々自身の若い女子を死ぬ迄働かせて居ながら、吾人は、生れ付いての奴隷の所有者に對し、又少なくとも、その奴隷をよく養ひ、軽く働かせてゐる家族に對して、火責めにしたり、又は之を殺戮する權利は無い。(タイムズ、一八六三年七月二日) 同様に王黨の機關新聞である "Standard" はニューマンホール師を譴責して云つた。「彼れは奴隷所有者を排斥したが而も悔もせず、倫敦の乗合馬車の御者や車掌等を犬一匹の賃銀で日に十六時間も働かして居る立派な人々と一所に祈りをする」と。最後に、自分が一八五〇年に上梓した神託、トーマス・カーライルは「守神は失せ、儀式は残れり」と云つた。彼は短い譬話を引いて、同時代の歴史上の一大事件である亞米利加の内亂を、北方のベーターはその労働者を一日づつ、雇ひ、南方のバウルは之を「一生雇ふ」からと云つて、北方のベーターは全力で南方のバウルの頭蓋を打碎かうとしたのだと云ふ話に引きなをした。(Macmillan's Magazine. Thus Americans in nuce. Augustheft, 1863) かくて、都市の労働者に對する王黨の同情の泡沫は、決して田園労働者!——賃銀労働者を粉砕しなかつた。其の要點は——奴隷である!



死ぬ迄労働すると云ふことは婦人服仕立屋の仕事場に許り限られてゐることではなく、千にも上る色々な場所にある日々の日程である、然り、商賣の繁昌する所では何所でもさうである。……吾々は例として鍛冶屋を取らう。若し詩人を信することが出来れば、鍛冶屋ほど活力に充ちた、楽しい人はない。早く起きて太陽の前に火花を散らし、他の人間には出来ない程食つたり飲んだり寝たりする。純粹に肉體上から觀察すると、適度に仕事をしてゐる、事實、人類中最上の地位の一つにあるものである。併し、吾人は彼れに従つて都市へ行き、そして此の強い男に負はされる労働の重荷を見れば、吾が國の死亡率中彼れは如何なる地位を占めるものか。マリールボーン（倫敦の都市の四分の一に當る最大なもの、一）では、鍛冶屋は一年に一千人に付き、三十一人又は英蘭の成年男の平均死亡率以上十一の割合で、死亡してゐる。殆んど本能的な人類の技術であり、夫れ自身としては非難のない職業も、單に労働を過剰にすると云ふことだけで人間の破壊者となる。彼れは日々或る數だけ槌打をし、或る歩數だけ歩

み、或る呼吸だけ呼吸し、或る仕事だけすると、平均して例へば五十年生きられる。所が強制されて一定數だけ多く槌打をし、餘計な歩數を歩み、餘計に毎日呼吸すると、總てを合計して其の一生涯の四分の一餘計に毎日生命の費消を増加するのである。彼れは努力する、そしてその結果は、制限のある時間内に、四分の一餘計な仕事をする。そして五十年生きる所を三十七歳で死んでしまふのである（九一）。

（九一）リチャードソン博士、前掲書、

#### （四）晝間労働と夜間労働、交替制度

不變資本、即ち生産手段は、價值増殖行程の見地から觀察すると、單に労働を吸収すべきもの丈けてあり、又、一滴の労働たりとも之に相應する餘剩労働量を吸収すべきものである。生産手段がかうしない限り、其の單なる存在は、資本家に取つて消極的な損失をなすものである。何となれば、資本は用ひられずにある間は、無駄な資本の前拂だからであり、そして、此の仕事の中止が、再び仕事を開始するのに、餘分な

費用を必要とするに至ると、此の損失は積極的なものとなる。労働日を自然日の制限以上に夜間迄延長する事は、單に姑息な作用を及ぼすだけで、之は生きた労働の血液を求めたる吸血蝙蝠の喝を僅かにいやすに過ぎない。故に労働を一日二十四時間全部私有する事は、資本制生産に内在せる本能である。併し、同じ労働力を晝夜絶間なしに搾取する事は、生理上不可能であるから、此生理上の障害に打勝つ爲めには、晝間と夜間とに消費し盡した労働力の交替を要する。交替には色々な方法があり、例へば一部の労働者を一週間晝間の仕事に備へ、次の週間には夜業に備へるといふやうな順序にする事が出来る。此の交替制度即ち此の交替經濟が、英國綿絲工業の多血質な早期には、主として行はれたものであり、現今では、就中モスコ地方の綿絲紡績業に盛んに行はれてゐることは人の知る所である。制度としては此の二十四時間生産行程は、今日でも尙依然として『自由』な多くの工業部門即ち鼓風爐、製鐵所、板金展製所及びその他の英蘭、ウエールズ、蘇格蘭の金屬製造工場には存在するものである。之にあ

つては労働行程は二十四時間づゝ六日間の労働日の外に、又日曜日二十四時間の大部分を含んで居る。労働者には男工も女工も、又男女の成年者も子供も居る。子供や年少者の年齢は、八歳から(或る場合には六歳から)十八歳迄の間の全部に亘つてゐる(九二)。或る工業部門では、娘も女房も夜間男達と一所に労働する(九三)。

(九一) Children's Employment Commission. Third Report, London, 1864, p. III. V. VI.

(九二) 『スタッフオードシャイアでも、南ウエールズに於ても共に、若い婦女子や娘は撰礦所やコークス置場で晝間ばかりでなく夜も使はれてゐる。此の實施は、大きな又評判の高い悪弊の伴ふものとして、議會に提出された報告中屢々注意されて來たものである、此等の女性は男子と共に雇はれて、その衣服では判別も出來ず、又不潔物や煤煙で汚れてゐて、その非女性的な職業から殆んど常に生ずる自尊心を失ふ爲めに起る品性の墮落に曝されてゐるものである。』  
(L. c. 194. p. XXVI. Fourth Report (1865), 61, p. XIII. を比較せよ)。これは硝子工場でも同じである。

夜間労働の一般に有害な影響は別にしても(九四)、絶間なしに二十四時間生産行程が

存続することは、名目上の労働日の制限を超過するには此上もない好機會を與へるものである。例へば、右に述べた甚しく努力を要する工業部門では、各労働者に對する公定の労働日は、夜間でも晝間でも多く十二時間である。そして此の制限以上の過剰労働は、多くの場合、英國の其の筋の報告の言葉を使ふと『眞に恐るべき』(truly fearful)ものである(九五)。此の報告は云ふ『九歳から十二歳の少年の行ふものとして次の節に記載する労働額は、……かゝる両親や雇傭者の權力の亂用を、それ以上決して許し得べきでない』と云ふ結論に到着し、何等不服のないものでなければ、何人の心情にも實感し難き事である。(九六)

(九四)幼年を夜業に使つてゐる鋼鐵製造業者は云つた、『夜間仕事をする年少者が晝間眠る事も出來ず、又適當に休養する事も出來ず、翌日には休息もなく走り廻つて居ると云ふのは當然のことのやうに思はれる』(J. D. c. Fourth Report, 63, p. XIII) 肉體の維持及び發育に日光が重要である事に就ては、或る醫師がかう云つてゐる『光は又直接肉體の組織に働を及ぼし、之を強壯にし、又その弾力性を與へるものである。動物の筋肉は、相當量の光を與へずに置くと、軟

弱になり又弾力性を失ひ、神經の力は、刺激の缺乏の爲めにその調子を失ひ、發達中にある凡てのもの、完成は憔悴する……。幼年の場合には豊かな晝間の光に絶えず接し、又日中の一部は太陽の光線の直射に浴する事は、健康の爲めには最も重要なことである。光は食物を純潔な成形血液に消化するのを助け、出來て終つてからは纖維を強壯にする。又光は視力機關に一つの刺激として作用し、之に依つて、種々大脳の機能の活動の増大を惹起するものである。(次の一節は) Worcester General Hospital の醫長であるダブリュー・ストレンジ氏の著書『健康』(1904)から抜粋したもので、調査委員の一人であるホワイト氏に宛てた書翰中に書いたものである。『自分が曾て、ランカシャヤアに居た時、工場幼年者に及ぼす夜業の結果を観察するの機會があつた。そして或る雇主の好んで斷言するに反して、自分は幼年者の健康は爲めに直ちに損傷される』と明言した。(前掲二八四、五五頁)。かゝる事柄が眞面目な論争の材料となると云ふ事で、資本制生産が如何に資本家や之に従ふ者の『頭腦の働き』に作用を及ぼすか最もよく分かる。

(九五)同上五七、XII頁

(九六)同上(第四報告一八六五年)五八、XII頁

『一般に幼年者が晝夜交替して労働する方法は、仕事が普通な場合でも差迫つた時でも、不当な長時間労働を常習とするに導くものである。之等の時間は、寔に或る場合には、單に残酷だと云ふ許りでなく、又幼年者に取つては信じ難い程長いものである。澤山な少年の中には、勿論、何かの原因で一人若しくはそれ以上が缺勤するのは屢々起る事であらう。此場合には、その受持ち場所は他の番で働いてゐる一人若しくはそれ以上の少年で補はれるのである。之が熟知されてゐる制度である事は……自分が或る大きな展鐵工場の支配人に、その番に缺勤した少年等の場所を補ふには、どうするかと尋ねた時に「私は敢てあなたに申し上げますがあなただつて私と同じに御承知です」と云つて次の事實を肯定したが、此の答に依つて明である。』(九七)(英文による)

(九七)同上

『或る展鐵工場では本來の時間は午前六時から午後五時三十分迄であるが、或る少年は此處で毎週少なくとも午後八時三十分迄約四晩働いた……そして之は六ヶ月間で

あつた。九歳になる他の子供は時折十二時間交替で三日続け、そして十歳になると二日二晩通してして来た。第三番目の子は『今十歳で……午前六時から午後十二時迄三晩働き、他の晩は午後九時迄働いた。』他の者は今十三歳で……午後六時から翌日の正午十二時迄、一週間つゞけて働き、時折は三度の交替をつゞけてする。例へば日曜日朝から火曜日の夜迄。』他の者は今十二歳で午前六時から午後十二時迄十四日間引續いてステープリーの鑄鐵所で働き、之以上はなし得なかつた。』九歳のジョージ・アリンズウアースは、地下室の給仕として先週の金曜日に此處へ来た。翌朝吾々は三時に始めなければならなかつたから、夜中此處へ止つた。住ひが五哩離れてゐる。前掛を布いて、ほんの少しのジャケットを懸けて 頭上の熔鐵爐の床の上に寝た。他の二日間私は午前六時には此處へ来て居た。本當に、此處は暑い所だ！私は此處へ来る以前、殆んど一年間田舎の工場と同じ仕事をして居た。そこでも亦土曜日の朝は三時に始めた、——いつも働いて居たけれども家へ極く近かつたので、家で寝られた。他

の日には、私は朝六時に仕事を始めて、夕方六時か七時には終つた。云々。(九八)

(九八)同上XIII頁。此等の『勞働力』の教養程度は當然、調査委員の一人との次の對話の中に表はれてゐる様なものでなければならぬ。即ち十二歳のジェルミイアー・ヘインズは——『四の四倍は八だが、四が四つだと十六である。王様と云ふのは金銭と金とを皆な持つて居る人である。吾々には王様がある(女王と云はれる)、人々はそれを女王アレキサンドリアと呼んで居る。女王は女王の子と結婚したと云ふ話だ。女王の息子はアレキサンドリア内親王である。内親王は男である。』十二歳のウイリアム・ターナーは『英蘭には住むもんぢやない。之が一體國と思ふか、前には知らなかつたが』。十四歳のジョン・モリスは『神様が世界を作つたとも又一人を除いては人間が皆溺らせられたとも云ふのを聞いてゐる。その一人は一匹の鳥だつたと云ふのも聞いた』。十五歳のウイリアム・スミスは『神は男を作り、男は女を作らへた』。十五歳のエドワード・テイラーは『倫敦の事に就ては知るな』。十七歳のヘンリー・マッシイユーマンは『教會堂へ行つて居たけれども近頃は幾度も行き損つた。説教された一つの名前はジーサス・クライストであつたが、私は基督に就ては何も話せない。彼れは殺されたのでなくて、他の人の様に死んだの

だ。基督は或點で他の人と同じではない、其の譯は彼れは一種信心が深かつたし、他の者はさうでないからだ』(前掲書XV頁)『惡魔は善良な人間だ。自分は其の住んでゐる所は知らない』。『基督は惡人であつた』。此の娘は(獨文には十歳と附言しあり)神の綴字(God)を犬(Dog)と綴り女王の名を知らなく』(Ch. Empl. Comm. V. Report, 1866, p. 55, n. 278.) 右に述べた金屬製造業に於ける制度と同じ制度が、硝子工場や製紙工場にも専ら行はれてゐる。機械で紙を製造する製紙工場では、夜業は襍襍擇分よっわけの行程を除く外、全行程の規則である。或る場合には、夜業は交替で一週間通して途切れなく行はれ、普通日曜日の夜から次の土曜日の夜十二時に至る。晝の番にある者は、毎週十二時間づつ、五日と十八時間を一日労働し、夜の番にある者は、十二時間五晩と六時間一晩労働する。他の場合には、順番は各二十四時間で、絶えず相繼いで隔日に労働する。一組は月曜日に六時間、土曜日に十八時間働いて、二十四時間を充たすのである。他の場合には中間の制度が行はれ、製紙機械に就いてゐる者は、悉く一週間毎日十五時間から十六時間働くのである。調査委員長は云ふ、此の制度は、十二時間交替と二十四時間交替の惡弊を悉く合せるもの、やうに思はれると。十三才以下の幼年、十八才以下の少年及び婦女子が、

此の夜業制度の下に労働してゐる。十二時間制度にあつては、彼等は時折交替者が来ない爲めに、餘儀なく二倍の番、二十四時間を労働しなければならない事がある。少年や少女等が往々途切れなしに二十四時間、然り三十六時間にも亘つて労働を延長する過剰時間の労働をするところが、甚だ多いと云ふことは證言の立證する所である。變化なき(獨文には「連續的な變化ある」とあり)硝子板をはめる作業では、十二才の娘が毎日十四時間で一ヶ月中労働し「食事時間の爲めに三十分の休みが二度若しくは高々三度ある外には、何等規則的な休息も途切れもない。」或る工場では、正規な夜業は全然止められたが、過剰労働が恐しく行はれ、そして「之は往々最も不潔で、最も熱い又最も單調な色々の行程にあるものである。」(Children's Employment Commission. Report IV, 1865, p. XXXVIII and XXXIX.)

却説資本自體が、此の二十四時間制を何う考へるかを聞かう。此の制度の過度なものの、即ち労働日の『残酷な、信じ難い』延長に至る其の濫用は、勿論無言のまゝ通過して了う。資本は其の『普通な』形式に於ける制度に就てのみ語るものである。六百人から七百人の間の人を使つて居り、其中一〇パーセントだけが十八歳以下

で、又此の十八歳以下の者の中僅かに二十人の少年が、夜の番に當つてゐる鋼鐵製造業者ネイラー、グイツカース商會は、自ら次の如く明言してゐる。「少年達は暑熱に苦しむことはない。温度は恐らく八十六度乃至九十度である。……鍛鐵場や展鐵場では、職工は晝夜交替で労働するが、他の部分の仕事は皆な晝間労働であり、午前六時から午後六時迄である。鍛鐵場では時間は十二時から十二時に至る。或る職工は常に夜間だけ労働し、晝間労働と夜間労働の交替をしない。……吾々は、規則的に夜間だけ労働するものと、晝間だけ労働するものとの間の健康には、何等相違を認めない(ネイラー、グイツカース商會か)。そして人々は同じ休息時間を得さへすれば、變化がある時よりも蓋し良く眠られるのである。……約二十人許りの十八歳以下の少年は、夜の組となつて仕事をする。……夜間労働する十八歳以下の若年者が居ないと、仕事が甘く行かない。之に反對するのは、生産費の増加となるのだ……熟練職工や各部の長を得るのは困難であるが、若年者に就ては幾らでも得ることが出来る。……併し、吾々

の使用する少年の割合は少いから、此の問題(即ち夜業の制限に關する)は、自分達にとつては、殆ど重要もなければ利害關係もなき』。(九九)

(九九)Fourth Report etc. 1865, 79, p. XVI.

鋼鐵及び鐵工場であるジョン・ブラウン商會では、約三千人の成年男工と少年工を使用して居り、其の作業中重い鋼鐵や鐵の作業には「晝夜交替」が行はれてゐるが、此の商會に屬するジエー・エリス氏は、重い鋼鐵作業では、成年工二人に少年工一人か二人の割であると述べてゐる。此の商會は十八才以下の少年五百人を算し、其の中約三分の一即ち百七十人は十三才以下である。提議された法律變更に關しては、エリス氏は次の如く考へてゐる。即ち『自分は、十八才以下の者が二十四時間中十二時間以上仕事すべしと要求することが、大に反對すべきであるとは考へない。又吾々は、十二と云ふ年齢の上に線を引いて、此年齢に於ては少年等は夜業をせすに済まし得るとは考へない。併し、吾々が現に夜間使用してゐる少年の禁止に先立つて、十三才以下の

少年若しくは十四才(獨譯には十五歳とあり)以下でさへも、一般に使用することを禁止されるだらう。成年工には夜の組で許り仕事は出來ず、又之は健康を損ふので、晝の組となつて仕事をする少年工は、又從て順番に夜の組にもならなければならない。……けれども吾々は、隔週に夜業をするのは少しも害にならないと思ふ。(他方に於てネイラー、グイッカース商會は、其の營業の利益に從て、之とは反對に、續けて夜業をせすに定期的に變更する夜業は、恐らく害を及ぼすものだと思じたのである)外の仕事を晝間にけする者と違ひなく、夜業をする者もある。……吾々が十八歳以下の少年に夜業をさせるのを禁ずるのは、經費が増加する爲めて、之が唯一の理由なのである。(何といふ皮肉な露骨だ!)商賣が甘く行はれるといふ事を考慮すると、此の増加は商賣がかなりに堪え得るものよりも大だと思ふ。(商賣がかなりに堪え得るといふことを相當に考慮する云云、何たる控へ氣味な言ひ方だ!)此所では勞働は稀少だ、若しかゝる法律があれば缺乏することもあるだらう。(引用文英文による)

(即ちエリス、ブラウン商會は、勞働力全部の價值を支拂はなければならないといふ致命的な常惑に陥るかも知れないのだ)(1000)。

(1000)同上八〇XVII頁

カムメル商會の『キクロッブス鋼鐵及び鐵工場』は、上記のジョン・ブラウン商會のものと同じく大規模に行はれてゐる。專務取締役は、其の證言を政府委員ホワイトに宛て、書面で提出したが、後ち專務取締役は、修正の爲めに返却された草稿を隠蔽する方が便利だと云ふことを知つたのである。併しホワイト氏は記憶の強い人である。氏は此のキクロッブス商會に對しては、幼年及び若年者の夜業の禁止は『不可能な事であり、之は其の事業を停止すると同じことだ』とし、又其の營業では十八歳以下の若年者は、六パーセントを上らず、又十三歳以下は一パーセントに過ぎないといふ事を、正確に記憶してゐたのである(1011)。

(1011)同上XVIII頁

此の同じ問題に關しては、アツタークリップに於ける鋼鐵、展鐵及び鍛冶工場であるサンダーソン兄弟商會のイー・エフ・サンダーソン氏は、次の如く言つてゐる。即ち『十八歳以下の少年の夜業禁止は、大なる困難を來すであらう。其の主なるものは少年の代りに成年を使ふ爲めに生ずる經費の増加である。自分は經費が幾らになるかは云へないが、恐らくは製造家が、鋼鐵の價格を引上げるに足るだけではなく、爲めに之は製造家にかゝるだらう。といふのは勿論人々が(何といふひねくれた人々だ!)此の支拂を拒むに違ひないからだ』。サンダーソン氏は、どれ程自分が幼年者に支拂ふかは知らない。けれども『多分年少の少年等は、一週四志乃至五志をとつてゐる。……少年の仕事といふのは、其の少年の體力で一般に(『一般に』であつて、勿論常に『個々の場合』にはないのだ!)充分足りる種類のものであり、爲めに損失の埋合せに成年者の強大な力を用ひても、何等利益はなく、又金屬が重いのは極く少しの場合だけだ。成年者は比較的に従順でないから、自分達の下に少年工を置かない事はまこと



に好まない。加之少年工は若い時から商賣を修得し始めなければならぬのである。少年工に晝間労働だけを提供して置く事は此の目的に適はない。而して何故目的にかなはないか。何故少年工は晝間其の<sup>てわざ</sup>手業をならひ得ないのか。君の理由は？。『成年工は各週晝間と夜間とに労働するので、成年工は半分の時間は其の少年工と離されて了ひ、後者が前者から得る利益を半分失つてしまふ。成年工が徒弟に授ける訓練は少年工の労働に對する報酬の一部分と考へられ、かくて成年者をして之を比較的安い率で得ることを可能ならしめるのである。成年者は誰れも此の利益の半分を欲するだらう（獨逸文には『失ふだらう』とあり）。（換言すれば、サンダーソン商會は若年者の夜業で支拂をせずに、自分の懐から成年工の賃銀の一部を支拂はなければならぬ筈である。かうすればサンダーソン商會の利益は幾らか低下すべきである。そして之が何故に若年者が晝間その手業を習得出来ないかに對するサンダーソン流の正當な理由なのである（一〇二〇）。加之此の正當な夜業は、今や幼年者に代はつた、成年工に課せられ、此

の成年工も殆ど之には耐え難いものである。實際此の困難は非常なもので、爲めに蓋し彼等は皆な全然夜業を棄て、了いさうな程である。イー・エフ・アンダーソンは云ふ『仕事そのもの、關する限り、之はよく適合してゐるが、併し！』（獨文には「鋼鐵の生産自身の關する所では、之は些少の差別をなさないが、併し！』とあり）。併しアンダーソン商會には鋼鐵以上に作らなければならぬものがある。鋼鐵製造は單に貨殖の口實である。熔鑛爐、展鐵場等、建築物、機械、鐵等には鋼鐵に變形する以上に更になすべき事がある。之等は餘剩労働を吸収せんが爲めに此所にあり、又十二時間に於けるよりは勿論二十四時間の方が餘計に吸収する。實際に之等は神と法律との恩恵により、サンダーソン一族に終日二十四時間職工一定數の労働時間に對する小切手を與へ、そして資本としての性質を失うのだ、故にその労働吸収の作用が妨げられるとサンダーソン一族に取つては純粹の損失になるのだ。『併しさうなると、非常に高價な機械を半分の時間無駄にねかして置く爲めに、損失を生ずべく、そして現在の制度で作

る事が出来るやうな生産物の量の爲めには、吾人は家屋と機械の設備とを二倍にしなければならず、之は又其の費用をも二倍にする。併し何故サンダーソンの人々は、労働を晝間だけにして置けたり、従て其の建築物、機械、原料品を夜間は「無駄に」遊ばして置く他の資本家よりも卓越した特権を要求するか。『まことに』イー・エフ・サンダーソンは其の一族の名で答へて云ふ『まことに、晝間だけしか仕事が行はれない製作工場では、皆な無駄に遊ばせて置くことから生ずる機械の損失はある。併し吾々にあつては、熔鑛爐の使用は過大な損失を生ずべきものである。若し之を作業状態に置けば、燃料が浪費され(今のやうに労働者の生活資料が浪費される代りに)、又作業状態を中絶するに於ては、火を再び焚きつけ、必要な熱度を得る時間の損失となり(併し八歳の幼年者の睡眠時間の損失さへ、サンダーソン一族にとつては労働時間の利得である)又熔鑛爐其のものが、温度の變化に依て損害を蒙るであらう。』(然るに、此の同じ熔鑛爐は、労働日の晝夜交替に依ては何等損害を蒙らないのだ)(一〇三)

(一〇二)『吾人の反省、推理の年代に於て、たとへ最悪のものであらうと、又最も錯亂したものであらうと、あらゆるものに對して正常な理由を指摘し得ない人間は、大した價值のないものである。悪化されて来た凡てのものは、世の中で正常な理由に依て悪化されたものである』(ヘーゲル前掲書二四九頁)

(一〇三)前掲書八五頁、一定量の熱が爐から射出されるので、『純粹の損失』であり、若しくは『浪費』となるから、幼年者の『正規な食事時間』は不可能であるといふ硝子製造家の同じく脆弱な思案に對して、調査委員ホワイトが答へてゐる。氏の答へはウーアやセニオル等や、ロツシエル等のやうな貧弱な獨この剽竊者が、貨幣の支出に於ける資本家の『禁慾』『節制』及び『儉約』や、資本家が侵略チームール・タメルラン的な人間の生命の『浪費』に感動してゐるものとは、全然異なる。『正規の食事時間を確實ならしめる結果、一定の熱量は現在の標準以上に浪費されるかも知れない。併し此の熱量は本王國中の硝子工場で今日安必して食事し、それから消化の爲めに少し休息するだけの靜かな時間もない成長の途中にある少年から取られてゐる動物力(生活力)の浪費と較べると、貨幣價值に於てさへ之と等しいものではないやうに思はれる』(前掲

XIV頁)。そして之は一八六五年の『進歩の年』に於けるものだ！ 上へあけたり、運んだりする力の費消を別として、かゝる幼年者は、瓶や鉛硝子を製造する小舎の中を、絶えず自分の労働をし乍ら六時間に十五哩乃至二十哩(英吉利の哩)歩くのである！ そして仕事は往々にして十四時間から十五時間繼續する。此等硝子工場の多くでは、モスコ一の紡績工場のやうに六時間交替制度が専ら行はれてゐる。一週間の労働部分中、六時間は何時でも休息時間として得られる極端に途切れのない時間であつて、此の中から仕事に來たり、仕事から歸つたり、洗ひ清めたり、衣服を着たり又食事をしたりするのに費す時間が、出なければならず、休息には寔に極く僅かな時間しか残らない。そして特にかゝる熱い、疲勞する仕事では、若年な少年等には睡眠が必要なのだが、之を犠牲にしなければ新鮮な空氣や遊ぶ時間はまるでないのだ……短い睡眠ですらも、少年は夜ならば自分で目覺めなければならず、日中ならば騒々しさで破られがちである。ホワイト氏は、一人の少年が引續いて三十六時間労働した場合や、十二歳の少年が夜二時迄身を粉にして仕事をして、それから新たに晝の仕事始める爲めに！朝の五時迄(三時間だ！)小舎で眠つた他の場合を擧げてゐる。一般の報告の起草者であるトレメンヒアと

タフネルとは云ふ『少年、少女及び婦女が晝夜の労働交替でなす仕事の量は、確かに格外なものである』(同上XVIII頁及びXIX頁)其のうちに、葡萄酒で酩酊した『自己否定的』な硝子の資本は、蓋し夜遅く俱樂部から白痴のやうに『ブリットン人は決して、決して奴隷であつてはならないぞ！』と唸り乍ら、千鳥足で家路を指して歸つて行くのである。

### (五) 平準労働日に對する争闘、十四世紀中葉から十七世紀末葉に至る労働日延長の強制的法律

『労働日とは何であるか？』資本が労働力を、即ち其の支拂をした労働力の價值を消費し得る時間はどれ程であるか？ 労働力そのものの再生産に必要な労働時間以上、どの位迄労働日は延長され得るか？ 此等の問題に對して、資本が次の如く答へることは既に述べた。即ち労働日は、毎日僅かな休息時間を差引いた後の二十四時間全部を算するものであつて、此の休息時間と云ふのは、之なくしては労働力が、その更新された勤勞を絶對になし得ざるものである。労働者が、その全生涯を通じて、労働力

に過ぎず、故にその労働者の處分し得る時間は、すべて性質上及び法律上労働時間であり、従て資本の自己価値増殖に屬するものであるといふことは、第一に自明なことである。人間の教育の爲めの時間、精神上の開発の爲めの時間、社會的職分を充たす爲めの時間、肉體上及び精神上の生活力の自由な運用の爲めの時間、更に日曜日の休息時間すらも——そして安息日を守る國でありながら(一〇四)——純然たる兒戲に等しい妄言だ！乍併、資本は、その無限に盲目な熱情、餘剰労働に對する狂狼の様な渴望の爲めに、常に道徳上のみならず、尙又、純粹に自然的な労働日の最高限度をも突破してしまふ。資本は肉體の成長、發達及び健康な維持の爲めの時間を掠取する。資本は新鮮なる空氣と日光の消費に必要な時間を強奪する。資本は食事時間を切り取り、蓋し之を生産行程自身と合體する。かくて食物は單なる生産手段としての労働者に附加されるので、恰も石炭が汽罐に供給され、脂肪や油が機械に附加されるのと同じである。資本は、生活力の拾集、更新、回復の爲めの熟睡を、全然疲勞し切つた構成組

織の復活に缺くことの出来ない丈けの感覺遲鈍な時間にしてしまふ。之にあつては労働力の普通な維持が、労働日の制限を決定するのではなく、反對に如何に病氣に罹つて烈しからうと又苦痛であらうと、労働力の最大可能な日々の費消が、労働者の休息時間の限界を定めるのである。資本は労働力の生命の長短を問題にするものではない。資本が利害關係を持つものは、唯一に一日の労働日中に流動體になし得る労働力の最高額である。資本が労働力の存続期間を短縮して此の目的を達することは、恰も貪慾な農夫が土地の沃度を奪ふことに依て土地の收穫を増加させるのと同じである。

(一〇四)例へば英蘭では今日でも、田園地方では労働者が、諸方でその家の前の小庭で労働する爲めに、安息日の神聖を潰すと云つて禁錮の宣告を受けてゐる。此の同じ労働者は、日曜日に金屬工場、紙工場又は硝子工場へ勤めずに居ると、たとへ宗教上の氣まぐれに依るとしても、契約破棄の爲めに罰せられるのである。正統派オックスフォードの議會は、之が資本の「價值増殖行程中」に生ずる場合には、安息日を破る事に對して耳を傾けないのだ。倫敦の日雇労働者が、魚や家禽を賣る店で日曜労働の徹廢を要求した記録(一八六三年八月)には、彼等の労働は一週の最初の

六日間は毎日平均十五時間働き、日曜日は八時間乃至十時間であると述べてある。此の同じ記録によつて又エクスター・ホール(倫敦河岸にある集會堂なり)の貴族の偽善者中、敏感な美食家が此の「日曜日労働」を特に奨励するといふ事が解る。非常に表面を注意することに熱心な此等の「神聖な人々」は、他人の過剰労働、剝奪及び飢饉には耐える従順を以て、自分達の基督教信仰を立證する者である。「腹の従順が彼等(労働者)には更に有害である。」

かくて、本質上餘剰価値の生産即ち餘剰労働の吸収である資本制生産方法は、労働日の延長に依て、人間労働力の憔悴を來す許りではない——人間の労働力を憔悴させるのは、人間の普通な道德上及び肉體上の發達條件及び活動條件を奪取するものである。之は又、労働力夫れ自身を未だ其の時期も來ないのに使ひ盡したり、滅亡させたりするものである(一〇五)。之は労働者の命數を短縮することに依て、一定期間中に於ける労働者の生産時間を延長するのである。

(一〇五)「吾人は、前の報告中に、幾多の經驗ある製造家の陳述を掲げた。即ち過剰時間は、  
・ 確に、人間の労働力を其の時期にもならない中に早くも疲れ果てさせてしまひがちだといふ

ことである(前掲書六四頁第十三節)

併し、労働力の価値は、労働者の再生産若しくは労働者階級の存続に要する商品の価値を含むものである。されば、資本が自己の価値増殖に對する際限のない本能を持つては、必然に得やうと努力する労働日の不自然な延長が、個々の労働者の命數、從て、その労働力の存続期を短縮する場合には、用ひ盡された力を更に急速に補償することが必要となり、労働力の再生産に這入る消耗費用が大となることは、恰度一つの機械の、毎日再生産される価値の部分が、機械の損耗が速かなれば之に應じて大となるのと全く同じである。從て資本は、夫れ自身の利害に依て平準労働日を指示するものと思はれる。

奴隸所有者は其の馬を買ふのと同じ様に其の労働者を買ふ。彼れは(奴隸を失ふと)奴隸と共に資本を失ふので、此の資本は奴隸市場で新らたに出費して補償されなければならない。然し、「ジョルジアの稻田やミシシッピの沼地は、人間の本質には致命的

に破壊的な作用をするかもしれない。けれども、かゝる人間の生命の荒廢は、ヴァージニアやケンタッキーの潤澤な保藏所から補ふことが出来ない程大なるものではない。主人の利害が奴隷の維持と合致する限り、奴隷を人間らしく待遇することに、一種の保證を與へる經濟上の考慮は、奴隷商業が行はれてからは變化し、反對に極端に奴隷を荒廢させる根據となつた。其の譯はその奴隷の地位が、他國の黒人の保存所からの輸送に依て充されることが出来るやうになると、奴隷の生産力が、生きて居る間は奴隷の命數よりも重要なものになるからである。故に最も有効な經濟は、人間の家畜 (human cattle) から出来るだけ短時間中に、取れる丈け多量の勤勞を搾取する事にあると云ふのが、奴隷輸入國に於ける奴隷經濟の金言である。年々の利潤が往々にして耕作の全資本と等しいやうな熱帶の耕作に於て、黒人の生活は最も無鐵砲に犠牲に供せられた。數世紀來嘘のやうな富の搖籃であつた西印度の農業こそは、數百萬の亞弗利加の人種を食盡したものである。キューバは今日その收入數百萬を以て數え、その

栽培者は王侯であるが、吾人は此地に奴隷階級が最も粗惡な食料や、極度に使ひ盡し極度に緩みのない誅求以外に、過剩勞働と睡眠及び休息の缺乏の徐々に來る苦しみの爲めに、少からざる部分が年々直接亡ぼされるのを見るものである (106)

(106) ケールンズ、前掲書、一一〇、一一一頁

『名前を變て汝につき此話が話される』奴隷商業の代りに勞働市場を讀め。ケンタッキー及びヴァージニアの代りに愛蘭及び英蘭蘇格蘭及びウエールズの農業地域を、亞弗利加の代りに獨逸を。吾人は過剩勞働が如何に倫敦で麵麩焼人を擡つて行くかを聞いた、それにも拘はらず、倫敦の勞働市場は常に麵麩焼に對する獨逸やその他の死の候補者で溢れてゐる。上に述べたやうに陶器製造は、最も短命な工業部門の一つである。爲めに陶器師に缺乏があるか？近代陶業の發明者で、元來自己也普通の勞働者であるジョサイア・ウエツデウッドは、一七八五年に衆議院の前で、此の製造業全體には一五、〇〇〇から二〇、〇〇〇人が従業してゐると述べてゐる (107)。一八六一年には、

大ブリテンに於ける斯業の中心都市の人口丈けて一〇一、三〇二を算した。『綿絲工業は九十年になる……斯業は英吉利の人種三代の間に綿絲職工の九代を亡ぼして了つた。』(一〇八)勿論、熱病のやうに活潑な或る時代には、労働市場は著しい不足を示す。例へば一八三四年の如きは夫れである。併し、かくて、製造業者は救貧法委員に、農業地方の『餘剰人口』を北方へ送ることを提案し、之に『製造業者は之を消費して了ふであらう』といふ説明を付けた(一〇九)。之は製造業者自身の言葉である。『取扱人が救貧法委員の許可を得てマンチエスターに任命された。農業労働者の名簿が作成され、此の取扱人に渡された。製造家は是等の事務所に出掛けて、自分達に適する者を撰擇した、それから此等の家族が南部英蘭から送られるのである。之等人間の荷物は商品の包と全く同じく貼紙をつけて、運河や貨車に引渡された、——他の者は徒歩で流浪し多くは道を迷ひ、工業地を彷徨して半ば餓えてしまふのである。之は發達して本營の一商業部門となつてた。衆議院は殆んど之を信じないであらう。此の正規な商業、

此の人身の掛引は引續いて行はれ、之等の人々はマンチエスターの取扱人からマンチエスターの製造業者に賣買された。南米の棉花栽培者に黒人<sup>ネグロ</sup>を賣ると同じく全く正規なものである、……一八六〇年は綿絲工業の絶頂を示すものである、……又人手が不足した。製造家は再び人身取扱人に申込んだ。……そして是等取扱人は、ドルセットの砂地に、デヴオンの高地に、ウイルツの平原に探し廻つたが、過剰人口は既に食ひ盡されて了つてゐた。『都市の番人』は英佛通商條約締結後は、更に一〇、〇〇〇人の職工を吸収することが出来、又直きに三〇、〇〇〇若しくは四〇、〇〇〇の増加を必要とするだらうと嘆息した。人身の副取扱人や副取扱人が一八六〇年に農業地方を全く掃き拭つて殆ど得る所がなかつたので、それから『製造家の派遣委員が(貧民の)授産所から貧乏人の子供や孤兒の供給の許可を再び得る目的で救貧法局長ヴィリアース氏に申込むだ』(一一〇)

(1107) John Ward: "History of the Borough of Stock-upon-Trent," London, 1848, p. 42.

(一〇八)一八六三年四月二十七日衆議院に於けるフェランドの演説。

(一〇九)『即ち製造業者は之を吸収し、使用し盡して了ふだらう。是等は寔に綿絲製造業者の用ひたその言葉であつた。』(前掲)

(一一〇)前掲、ヱリアースは善意なるにも拘はらず『法律上』製造業者の要求を拒絶しなければならぬ位置にあつた。併し、是等紳士は地方の救貧法局の深切な爲めに其の目的を達した。工場監督官であるエー・レッドグレーヴ氏は、孤兒や貧民の子供を『法律上』徒弟として適用する判度が、今度は『昔の弊害を伴はない』といふことを保證した——(此の『弊害』についてはエンゲルス前掲書参照)——たとへ或る場合には『蘇格蘭の農業地方からランカシャーやチエツシヤリアへつれて來られた娘や若い女に關して、此の制度に伴ひ悪弊が行はれた』としても。

此の『制度』にあつては、製造家は一定期間の間、貧兒院の役所と或契約を結ぶ。製造業者は子供等を養ひ、衣服を着せ又住はせて、之に小額の補給金を與える。レッドグレーヴ氏の次の言は、若し吾人が一八六〇年は英國綿絲業の繁榮した年の中でさへ、比類なきもので、又更に、賃銀は格別に高かつたと云ふことを特に考へると、不思議に響くものである。蓋し、此の賃銀

が高かつたといふのは、愛蘭の人口減少に對し、英蘭や蘇格蘭の農業地方からオーストラリアや亞米利加への未曾有の移民に對し、(格別な労働の需要があり)一部分、幸にも成功した生活力の破毀と、一部分人身を取扱ふ商人の爲めに役に立つ人口を早く汲み取つて了つた結果、英吉利の或農業地方に積極的に人口が減じた事に對し、格別な労働需要が競争しなければならなかつたからである。之等にも拘はらず、レッドグレーヴ氏は云ふ『併しながら、此の種の労働(救兒院の子供)は、高價な労働であるから、他に得られない場合にのみ求められるものである。十三才の少年の普通賃銀は一週間約四志であるが、此の少年五十人若しくは百人を住はせ、衣服を着せ、養ひ又は醫藥の救助や適當な管理を備え、且つ幾らかの補助金を與へると、一人頭一週四志では出來ない』。(一八六〇年四月三十日の工場監督官報告二七頁)レッドグレーヴ氏は若し、製造家が五十人若しくは百人の子供達を共同に住はせたり、賄つてやつたり、すべて一所に監督したりすることが出來なかつた場合には、労働者自身では一週四志の賃銀からでは、其の少年にすべて是等の事をどうしてなし得るかを話すことを忘却して居る。本文から虚偽な結論の生ずるのを防ぐ爲めに、自分は此處で英吉利綿絲工業が、その労働時間の規定に關し—



八五〇年の工場法施行以來、英國の模範的産業と看做さるべきものである事を注意しなければならぬ。英吉利の綿絲職工はあらゆる點で大陸の不運な道伴れよりも高い地位にある。『普露西亞の工場職工は、その英國の競争者よりも少なくとも、毎週十時間餘計に労働し、そして、若し、自分の家で自分の機械で従業する場合には、其の附加的労働時間の制限さへなくなるのである』。(『一八五三年十月三十一日工場監督官報告』二〇三頁)。上記工場監督官であるレッドグレーヴ氏は、一八五三年の産業博覽會後大陸、特に佛蘭西及び獨逸を、其の工場状態を調査する爲めに旅行したのだ。彼れは、普露西亞の工場職工に就いてかう云つて居る、『職工は慣習となつて居り又夫れで満足してゐる單純な費用と、僅かな慰安の獲得に足るだけの報酬を受けて居る。……彼れは英吉利の同じ地位にある者よりも粗末な生活をし、ひどく働いてゐる』と。(『一八五三年十月三十一日工場監督官報告』八五頁)。

經驗が一般に、資本家に教ふる所は、絶えぬ人口過剰、即ち資本の一時的價值増殖の欲望の割合には人口過剰だといふことである。尤も之は萎縮した、短命な、速に放逐されてしまふ、即ち謂はゞ未熟な中に摘取られてしまふ人間が、其の流れを形作つ

てゐるのだが(一一一)。寔に、經驗は、思慮ある觀察者に教へる。歴史の上から云へば僅かに昨日から始まつた許りの資本制生産が、速かに又深刻に、國民の力の生命の根底を捕えてゐる事、又工業従業者の墮落が、地方の原始的な生活要素を絶えず吸収する爲めに速度が遅らされてゐる事、更に地方の労働者ですら、新鮮な空氣あるにも拘はらず、又彼等に絶大な支配權を持つてゐるし最も強い者ばかりを隆盛ならしめる自然淘汰の原則あるにも拘はらず、早くも衰へ始めて行くといふ事を(一一二)。自分を圍繞してゐる労働者の苦悶を否定するのに、こんな『正當な理由』を持つてゐる資本は、人類の將來の墮落と、結局どうにも支へ難き人口の減少との期待に依て其の實際上的行動を或は多く、或は少く決定されることは、恰度地球が太陽へ落込むかも知れないことに依て決定されるのと同じである。株式取引の詐取が、悉く一度は暴風雨に打毀されなければならぬといふことを何人も知り乍ら、誰れも、自分が黄金の雨を拾ひ集め金庫中に入れてしまつてから後で、暴風雨が隣人の頭上に來る事を望んでゐる。洪

水は自分の後から！といふのは、あらゆる資本家やすべての資本家國の標榜語である。故に、資本は社會から注意を強制されなければ、労働者の健康や命數には注意を拂はない(一一三)。肉體上や精神上の衰萎、天逝、過剰労働の苛責に就ての非難には、資本は答へる、自分達の快樂(利潤)を増加するから、此の苦痛は自分達を苦しめるべきであるか？然し之は全體としては個々の資本家の意思の善惡に基くものではない。自由競争が資本制生産の内在的法則を、個々の資本家に對して外的な強制法則として主張するものである(一一四)。

(一一一)『過剰労働をする者は不思議に速に死ぬ、然し、死者の地位は直ぐに又充され、頻繁な人の交替の場合に何の變更も惹起さない。』["England and America, London. 1833," t. I. 55. by E. G. Wakefield.]

(一一二) Public Health. Sixth Report of the Medical Officer of the Privy Council, 1863. Published in London, 1864 を見よ。此の報告は、特に、農業労働者を取扱つて居るものである。『サザーランドの伯爵領は非常に改良された領地だと云はれて來た。併し、最近の調査に依て、會ては

此領地で立派な壯丁と勇ましい兵士とで有名であつた地方ですら、住人が憔悴萎縮した、いぢけた人種に墮落してしまつた事が發見された。最も健康にいゝ場所である、海に面してゐる丘陵に於て、子供達の顔は倫敦小路の腐敗した大氣の中でなければあり得ないやうに瘠せ衰へてゐる。』(ダヴリユー・ティー・ソントン、前掲書、七四、七五頁)實際に、子供等は、グラスゴウの巷路や稠密な所で、醜業婦や盜賊と同衾してゐる三〇、〇〇〇の『立派な高地人』に類似してゐる。

(一一三)『人民の健康が國民の資本の非常に重要な要素であるに拘はらず、吾人は資本家が全然此の財寶を保存し、其の價値を認めやうとするものでないことを認めなければならぬことを懸念する。……労働者の健康を考慮すべき事は、工場主には強制されて居た。』(タイムス、一八六一年十一月五日)『ウェスト・ライディングの人々は人類の服屋となつた。……労働者の健康は犠牲にされ、そして、一三代の中に人種は墮落してしまはなければならぬが、併し或る反動が起る。幼年労働の時間が制限された云々。』(Report of the Register General for October, 1861.)

(一一四)故に、例へば一八六三年の初期に、スタッフォードシャーに規模の大きな陶器製造所を所有する二十六の商館が『國家の強制的な干渉につき』請願する爲めの建白書中に次の如くある。そして此の二十六の商館中にはジェー・ウエヂワード父子商會もある。『他の資本家との競争』は資本家が幼年等の労働時間を『任意』に制限するを許さない。『故に吾人は前述の弊害を悲しむ事が甚しくとも、之を製造家間へ何等かの調停に依て防止する事は不可能であらう。』  
 是等の諸點を悉く考慮に入れるに當つて、吾人は或る強制法規が必要だと云ふ確信に到達したのである。』(Children's Emp. Comm., Rep. I. 1863, p. 322.)

註一一四増補、極く最近に、更に著しい例が表はれた。取引が熱病の様に激しい或る期間に、綿糸價格の騰貴がブラックバーンに於ける綿布織機工場の所有者をして、相互の協約により、或る一定期間中その工場の労働時間を短縮せしめたのである。此の期限は約(一八七一年)の十一月の末に終つた。其の中に紡績を機械と結び付けて居る富有な工場主は、此の協約に依て起つた生産の縮少を利用して、自己の營業を擴張し、かくて小さな工場主を犠牲にして大なる利潤得んとした。此處に於て、後者は窮迫して工場職工と變り、熱心に九時間運動を促す爲めに呼

號し、此の目的の爲めには金錢を貢ぐことを約束したのであつた。

平準労働日の設定は數世紀間に亘る資本家と労働者との間の争闘の結果である。此の争闘の歴史は二つの相反した潮流を示すものである。例へば、現時の英國工場法と十四世紀から十八世紀の中葉に至る間の英國労働法令とを比較して見よ(一一五)。近代の工場法は労働時間を強制的に短縮するが、早期の法令は強制的に之を延長しやうと試みてゐる。勿論、資本が始めて生じ、従て未だ單に經濟上の關係の力だけでは、充分な餘剰労働量を吸収する權利が確立せず國權の助力によつて之を確立した、胚種状態に於ける資本の要求は、其成年期に達して、咆哮したり、争闘したりしてなければならぬ讓歩と比較するならば、其は全然控え目である。『自由』労働者が發達した資本制生産方法の結果、其常習になつてゐる生活資料の價格に對して自己の活働的な生活の時間を全部、然り其の労働能力自身を、一回の食物に對して生得の權利を賣らなければならぬやうに、社會上強制されるといふことを自發的に用意する迄には數

世紀か、つてゐる。故に、十四世紀の中葉から十七世紀の末葉に至る迄資本が政權に依りて成年労働者に強制しやうと努めた労働日の延長が、十九世紀後半に幼年の血液を資本に變へることを國家の命に依りて諸方で阻止した労働時間制限と略ぼ一致するのは當然なことである。現今、例へば、北亞米利加共和國中で最近迄最も自由な州であつたマサツチュセツツ州で、十二歳以下の幼年労働に對し國家の制限として宣言した所のものは、英國では十七世紀の中葉でさへ多血な職工、逞しい農奴及び力強い鍛冶工の平準労働日であつたのである(一一六)。

(一一五)之等の労働法令は、同時に佛蘭西、和蘭等にもあるが、英吉利では、一八一三年に初めて正式に廢止されたのである。之は生産關係に依りて久しい前から不用に歸してしまつた後の事であつた。

(一一六)『如何なる製造所にも、十二才以下の幼年者を一日十時間以上使用すべからず。』『マサツチュセツツ一般法六三、第十二章、』(一八三六年及び一八五八年間には多種の法令が布かれた。『綿絲、羊毛、絹、紙、硝子及び亞麻工場若しくは鐵及び眞鍮の製作場にて、一日十時間中に行

なはる、労働は、適法なる一日の労働とすべし。而して爾後如何なる工場に従事せるものにてても、未成年者に對する一日十時間若しくは一週六十時間以上の労働は、有效ならず、又之を要求すべからず。又爾後、本州内にては、未成年者は如何なる工場にても、十才以下のものは、労働者として許可すべからざることを制定す。』ニュー・ゼルシー州労働時間制限法六一、六二、(一八五五年三月十一日の法令)『十二才に達し、又十五才以下の未成年者は、如何なる製造所に於ても、一日十一時間以上、又午前五時前、午後七時三十分以後の使用を許さず。』ロード・アイランド州の改正法第三十九章、一三三項、一八五七年七月一日發布』

最初の『労働者法令』(一三四九年エドワード三世の二十九年)の直接の口實は(此の種の法令は、その口實が消失してしまつてから數世紀存続するものであるから、その原因ではない)十分の一の人口を減じた大疫病にあるもので、その結果王黨の一著者の云ふ如く『妥當な價格(即ち其の雇主に妥當な餘剩労働量を殘す價格)で労働させる事の困難は、眞に堪え難くなつた』のであつた(一一七)。故に、妥當な勞銀が、労働日の制限と同じく法律上強制的に命ぜられたのである。此處に吾人に關係があるのは

後の點だけで、之は一四九六年（ヘンリー八世の代）の法令で繰返へされてゐる。すべて職人（artificers）と農業労働者に對する三月から九月までの労働日は、實行はされなかつたが、當時朝の五時から夕の七時及び八時まで繼續すべきものであつた。然し、食事時間は朝飯に一時間、晝飯に一時間半、そしてお八つに半時間であり、従て現在實施されて居る工場法によるものの正確に二倍である（二一八）。冬季には、同じ休みの時間があつて、朝の五時から暗くなる迄労働すべきであつた。一五六二年のエリザベスの法令は凡て『日ざめ、又は過ぎめの賃銀で雇はれる』労働者の労働日の長短には觸れなかつたが、間時を夏には二時間半、冬には二時間に制限しやうとするものである。晝飯の時間は一時間丈で『三十分の晝寝』が五月の中頃から八月の中頃までは許されてゐる。すべて缺席時間に對しては、毎時間賃銀から一片（約八フェンニツヒ）差引かれるべきである。併し乍ら、實際には、此の條件は法令書にあるよりも、遙かに労働者に有利なものであつた。經濟學の父祖であり、又或程度迄は統計學の發案者であ

るウイリアム・ペテニーは、十七世紀の末出版した一著作中で次の如く云つてゐる、即ち労働者（労働して居る者で當時では特に農業労働者）は日に十時間労働し、一週間に二十度の食事をとる、即ち労働日には日に三食、日曜日には二食である。依て、若し労働者が金曜日の夜断食をし、又一時間半で晝食をしやうとすれば、現在は此の食事時間に朝の十一時から一時迄二時間かゝるのであるから、従て1/20餘計に労働し、費消を1/20少くすれば上述した租税（「の十分の一」英文にはなし）は高められると云ふことが明らかに解る。（二一九）。アンドリュウ・ウーア博士が一八三三年の十二時間議案を、暗黒時代への逆戻りだとけなしたのは間違つてゐたか？ 寔に法令中及びペテニーの説いた規定は又徒弟に適用されるものである。併し、十七世紀の末葉に於てすら、幼年労働がどんなものであつたかは、次の不平から理解されるのである。即ち「此所英蘭にあつては吾が若年者は、徒弟になる迄は全く何も營まず、徒弟になつてからも勿論長時間——七年——を、一人前の職人になるのに費すのだ」。反之獨逸では、子

供が搖籃から少くも『小さな仕事に教育される』といふので有名である(1110)。

(1117)“Sophisms of Free Trade,” 7th. ed., London, 1880. p. 205. 更に、此の同じ王黨は「労働者に反し労働の雇主の利益の爲めに勞銀を調節した法令(議會の協賛を経た)は、四百六十四年の長期間永續したものである。人口は増加した。此所で此等の法律は不必要な煩はしいものとなつた。」といふことを許容してゐる。(前掲書二〇六頁)

(1118)此法令に關して、ジェー・ウエードの述べる所は眞理である、即ち「一四九六年の法令から次の結果が生ずる、即ち食物は職人の収入の三分の一、農業労働者の収入の二分の一に均しいと考へられ、そして之は現時に於けるよりも労働者間の獨立の程度大なるを示すもので、現時農工業労働者の食料は彼等の賃銀に對して遙かに高い割合を持てゐるからである」と(ジェー・ウエード・前掲書二四、二五及び五七七頁)此の相違は、略ぼ現時と當時との間の食料及び衣服の價格の割合に於ける相違だと見る意見は“Chronicon Pretiosum, etc.” By Bishop Fleetwood. 1st ed., London, 1707, 2d. ed., London, 1745 に於ける極めて表面的な見方の駁論を受けてゐる。

(1119)W. Petty. “Political Anatomy of Ireland, 1672, edit 1691. p. 10.

(1120)“A Discourse on the Necessity of Encouraging Mechanick Industry, London, 1689. p. 13 民

權黨員と市民社會との利益の爲めに、英國史を偽はつたマコーレーは次の如く説き立て、ゐる。

即ち『幼年を未だ時期にもならない中から労働に従事させる常習は(…は獨文になし)十七世紀に普く行なはれ、その程度は當時の工業組織に較べると、殆んど信じ難い位である。羊毛業の主要地たるノルウィッチでは、六才の子供が労働能力あるものと考へられてゐた。當時の色々な著者や、又その中勝れて情深しと考へられて居るものも少なくないが、欣然としてかう云ふ事實を陳述して居る。それは、その都市丈でも(極くかよい年齢の)少年や娘達が自分達の生計に必要な以上に、年々一萬二千磅に上る富を作ると云ふことである。吾人が過去の歴史を詳細に調べれば調べる程、益々吾が年代を新らしい社會的弊害を醸す恐るべきものとする人々の見解を非難する理由を發見するのである。(…は獨文になし)新らしいものは、此の弊害を發見する智識と、之を救済する人道とである。』(此所は英文には「新らしいものは之等を救済する智識と人道である」とあり) (“History of England” vol. I. p. 419. 更に、マコーレーは「勝れて情深き者」十七世紀の商業の友がどんなに和蘭の貧乏な家で四才の子供が雇はれて居たかを「欣然」として物語ると云ふ事や、又此の『實用された徳義』の例がすべて人道論者のマコーレーに關する著作物中、アダムスミスの時代に至る迄典型として合格すると云ふ事を報告すること

が出来たのかも知れない。まことに、手工業と趣を異にして、製造工業の生長と共に、幼年搾取の痕跡が表はれる。之は従来或る程度迄農夫に存在したものであるが、發達すればするほど益々農民に課せられる軛は重くなるのである。資本の傾向は、まがふ方なきものである、然し、事實そのものは、頭の二つある子供の現象と同じく、まだ一般のものではない。従て、此の事實は、先見の明ある『商業の友』に依て特に注意すべきものであり、驚異に價するものであるとして『欣然』として、現代に對しても、將來に對しても特筆され、模倣すべきものとして推舉されたのである。此同じ蘇格蘭の阿諛者であり又美文家であるマコーレーは云ふ、『吾人の今日聴くものは退歩のみで、見るものは進歩のみである』と。何たる目であり、特に何たる耳だ！

然るに、十八世紀中大部分、大工業の時代に至る迄、英吉利に於ける資本は、労働力の價値を一週間づゝ支拂つて、労働者の一週全部を占有することは出来なかつた。併し、農業労働者は例外をなすものである。労働者が四日間の賃銀でまゝ、一週間生活出来ること云ふ事情は、労働者にとつて、後の二日も資本家の爲めに労働しなければならぬといふことの充分な理由には思はれなかつた。英國の經濟學者の一派は、資

本の利益の爲めに、最も烈しく此の我儘を非難したが、他の一派は労働者を辯護した。例へばポストレスウエートと前に引用した『貿易及商業論 (Essay on Trade and Commerce)』の著者との間の論争を聞かう。此の人の『貿易辭典』はその當時今日マッカロックやマツグレゴアの同種の著作と同じ名聲を博したものである。(二二二)

(二二二)労働者の告訴人中、最も怒てる者は本文中に述べた *Essay on Trade and Commerce, Containing Observations on Taxation, etc., London, 1770* の匿名の著者である。彼は之より先き、既に其の著書 "*Consideration on Taxes,*" London, 1765. 中にも此の問題を論じてゐた。同じ方面では云ふに云はれぬ統計學上の空談家のボロニアスであるアーサー・ヤングが隨從してゐる。労働階級の辯護者中著るしいものは "*Money Answers All Things,*" London, 1734 に於けるヤコブ・ヴンデルリント、"*An Inquiry into the Causes of the Present Price of Provisions,*" London 1766. に於ける神學博士ナザニエル・フォルスター師、ブライス博士及び特にポストレスウエートが其の "*Universal Dictionary of Trade and Commerce*" の附録及び "*Great Britain's Commercial Interest Explained and Improved*" 2d. edition, 1755. に於けるものである。事實そのものは當時の幾多の

他の著者により確められてゐる所であつて、ジョサイア・タッカーは其の一人である。

ポストレスウエートの、所論中に次の如くある。「吾人は之等二三の觀察に結末をつけるに當て、若し、勤勉な貧乏人(労働者が五日中に自分を支えて行くに足る丈得られれば、全六日間労働しまいといふ餘り多くの人の口に上るありふれた言に注目しない譯に行かない。茲に於てか彼等は、労働してゐる職人や製造者(製造に従事する労働者)を休みなく一週中全六日強いて労働させる爲めに、租税又は其他の手段に依て生活の必需品すら高價ならしめる必要ありと推論するのだ。自分は此の王國の労働に従てゐる人民の永遠に奴隷たる事に満足してゐる此等の偉大な政治家と意見を異にしてゐることの許しを乞はねばならぬ。此の政治家等は「働く許りで少しも遊ばない」(働く許りで遊ばないと馬鹿になる)と云ふ諺言を忘れて居るのだ。英國人はブリタンの商品がこれ迄、一般の信用と名聲を博した職人や製造者(製造に従事する労働者)の器用と巧妙とを誇らなかつたのか。これは何に依るのか、蓋し、労働者が各自氣儘に

くつろぐ事に依るより他にはない。労働者が強制されて一年中毎週全六日づゝ、同じ仕事を繰返へして勞役するとすれば、その器用を鈍らせ、労働者を活潑、機敏にはせず、愚鈍ならしめる事はないか。又吾が労働者は此の如き永遠な奴隷制度の結果、その名聲を維持させず、反對に之を失ひはしないか。……そして、吾人は、こんな苛酷に追廻される動物から、どんな種類の手際を豫期する事が出来るか。……その多くは、一人の佛人が五日か六日でする丈の労働を、四日で完成するだらう。然し、若し英吉利人は永遠に苦役に労働する者であるべしとすれば、佛人以下に墮落するだらうと氣遣はれる。吾々が戦争に勇敢な爲めに名聲があるのは、一方に於て吾人の固有な自由の精神に依ると同じく、他方胃の中にある美味な英吉利のローストビーフやブツディングに依るとは云はないのか。そして、何故に吾が職人や製造家の優れた器用と巧妙とは、彼等が自分のやり口を自分で決めるその自由に依てゐてはならないか、吾人が彼等からかゝる特權やいゝ生活を剝奪してしまはない事を自分は希望する。彼等



の器用は其の勇氣と同じく之から生じ得るのだ。(一二三)

(一二三)ポストレスウエート、前掲書“First Preliminary Discourse”一四頁。

こゝに於て“Essay on Trade and Commerce”の著者は答へてゐる。

『七日につき一日の休日を作ることが神の規定だと考へるならば、之は他の六日を労働に充用することを含むから、(彼が資本を意味することは後から直ぐ解る) 確かに此の規定を實施するのは残酷だとは考へられないだらう。……一般に人類が自然に安逸や怠惰に傾いてゐるといふ事は、食糧品が極めて高くなることになければ、平均一週に四日以上労働しない吾が製造業の賤民の行爲から、致命的に經驗する所である。……貧民の生活必需品を皆な一種類のもの、例へばこれを一切小麦と名付け、……一ブッシェルの小麦が五志の値段で、又彼れ(製造者)は其の労働で一志を得ると想像すると、彼れは餘儀なく働らかなければならないのは一週五日に過ぎない。若しブッシェルの小麦が僅かに四志しかかゝらないものとすれば、彼れは餘儀なく労働するのは四日に

過ぎない。しかし、本王国では、賃銀は必需品の價格に比して更に高いから……四日労働する製造者は一週の残りの日を無爲に暮すべき餘計な貨幣を持つ者である。……自分は一週に六日の中庸を得た労働は奴隷でないといふ事を明らかにするに足る丈は述べた者である事を希望する。吾が労働者(獨文には農業労働者とあり)はかうする。そして打ち見た所すべての吾が貪しい労働者中最も幸福なものである(一二三)。然し、和蘭人は之を製造工業で爲し、頗る幸福な國民のやうに見える。佛蘭西人は祭日が間に入らない場合にはかうする(一二四)。けれども吾が庶民は英國人として、歐洲のどんな國に於けるより(労働者)も、更に自由で獨立的である生得の特權を享有してゐるのだと云ふ考を持つてゐるのである。さて、此の觀念は、吾が軍隊の勇敢に影響する限りに於ては、何かの役に立つかも知れないが、貧乏な製造者がこの觀念を持つ事が少なければ少い程、益々自分達の爲めにも又國家の爲めにもよいことは確かである。労働に従事してゐる人々は決して、自分達がその優越者から獨立してゐるものと考へては

ならない。……恐らく全體の八中七分迄は殆んど財産が少ないか、若くは全然ない様な人々が居る我々のやうな商業國にあつては、暴徒を奨励する事は極端に危険な事である(一二五)。吾が製造に従つてゐる貧乏人が今日四日間得られるものと同じ額に對して、六日間労働して満足するに至る迄は、その救済は完全にはならないであらう(一二六)。此の目的の爲めに、又は、『怠惰、放逸及びロマンチックな自由の思想の撲滅』、同じく『貧民税の減少、産業的精神の促進、工場に於ける労働の價格の低下』の爲に我が資本の忠實なるエツカート(獨乙國民傳説の人物で、たけり狂つてゐる主人への忠告者を指す)は勝れた手段を提議してゐる。之は公の慈善に頼つて居るかゝる労働者を、一言にして云へば貧民を『理想的な仕事場』に封鎖することである。『かゝる理想的な仕事場は「恐怖の家」(House of Terror)に作られねばならない(一二七)。此の「恐怖の家」、此の「理想的な仕事場」では、適當な食事時間を入れて、毎日十四時間労働が行はるべきだ、従て、まる十二時間労働が残る』(一二八)。

(一二三)「An Essay etc.」彼れ自身九六頁で、英國農業労働者の「幸福」は一七七〇年既に存したと語てゐる。『その労働力は常に緊張して居る、彼等は現になす以上に安價に生活も出来ないし、又それ以上激しく労働することも出来ない』。

(一二四)基督新教は殆んどすべての傳習的祭日を労働日に變えて以て、資本の發生に重要な役を演じてゐる。

(一二五)An Essay etc. p. 15, 41, 96, 97, 56, 57.

(一二六)ヤコブ・ワッデルリントは一七三四年、夙に労働者社會の怠惰に關する資本家の不平の秘密は、單に同じ賃銀に對して四日の代りに六日の労働を要求するに在つたと云ふ事を宣言した。

(一二七)前掲書、二四二頁、「此の如き理想的な仕事場は「恐怖の家」でなければならぬ。貧民が充分に養はれ、寒さも知らず相當に衣服を着せられ、仕事と云つては殆ど何もしない貧民の養育院であつてはならない。』

(一二八)「此の理想的な仕事場に於ては、貧民は食事に相當な時間を與へられて、一日十四時間

働かなければならぬ。純粹の労働時間が十二時間残るやうに』

(前掲書)彼れは云ふ『佛蘭西人は吾々の熱烈な自由の觀念を笑つてゐる』と。(前掲書、七八頁)

『理想的な仕事場』即ち一七七〇年の『恐怖の家』では、日々十二時間の労働時間！

六十三年後即ち一八三三年英國の議會が、四の部門の工場に於ける十三歳から十八歳の少年の労働日を、まる十二時間に減じた時、英國産業の最後の審判日は黎明を告げたのである！一八五二年ルイ・ボナパルトが法律上の労働日に干渉して、市民的な立場を安固ならしめやうとした時、佛蘭西の國民は一聲に『労働日を十二時間に短縮する法律は、共和政體の立法が吾人に残した唯一の賜物なのだ！』と叫んだのである(二二九)。ツエーリツヒでは、十歳以上の幼年の労働は十二時間に制限されてゐ、アールガウでは、一八六二年十三歳から十六歳の間の幼年の労働は、十二時間半から十二時間に減少され、奥太利では一八六〇年に十四歳から十六歳の間の幼年に對しては、同じく十二時間に短縮された(二三〇)。「一七七〇年以來何たる進歩』だと、マコーレーは

『欣然として』叫ぶであらう！

(二二九)『彼等が特に一日十二時間以上労働するのに反對した譯は、此の時間を定めた法律は共和政體の立法中彼等に殘された唯一の賜物であるからである』。(工場監督官報告一八五六年十月三十一日、八〇頁)。一八五〇年九月五日の佛蘭西の十二時間法案、即ち一八四八年三月二日の假議會法令の市民化された發行は、無差別にあらゆる工場に適用される。此の法律以前に於ては、佛蘭西の労働日は無制限であつた。工場では十四時間、十五時間若しくはそれ以上繼續した。『Des Classes Ouvrières en France, Pendant l'Année 1848. Par M. Blanqui』を見よ。革命家ではなく、經濟學者なるブラキ氏は、労働階級狀態の調査に關し政府の依託を受けたのであつた。

(二三〇)白耳義は労働日の制度に關しては、市民的な模範的國家である。ブリュッセルに於ける英吉利の全權大使であるロード・ホワード・ド・ウエルデンは、一八六二年六月十二日外務省に次の如く報告して居る、即ち『大臣ロツヂエー氏は自分に報告して云ふ、幼年労働は、一般法に依つても地方法令に依つても何等制限されず、又政府は過去三年間の間、議會に此問題に關する法律

案の提出を計畫して居るが、常に完全な労働の自由の原則に矛盾する法規に對する嫉妬的な不安が、打勝ち難い障害となるのである」と。

之に就ては一七七〇年の資本の精神が、夢みて居た貧乏人に取つての此の『恐怖の家』は、その後數年にして製造工業労働者自身に對する巨大な『仕事場』として實現されたのである。之を工場と呼ぶ。そして今度此の理想は眞實の前に色を失ふのである。

### (六) 平準労働日に對する争闘、法律上労働時間の強制的制限、一八三三年より一八六四年に至る英國工場法

資本が労働日をその平準な最高限まで、次で之を超えて十二時間の自然日の限度まで延長するので數世紀を要してから(一三二)、次で十八世紀の後三分の一に於ける大工業の誕生以來、雪崩のやうな烈しい、無制限な顛覆が起つた。道德や自然の、年齢や姓の、晝や夜の境は悉く打破された。古い條例に於ける素朴な簡單な晝と夜の概念さ

へ、甚だしく混亂し、或る英吉利の裁判官が近く一八六〇年に、何が晝であり、何が夜であるかを『判決的』に説明するのに眞に希伯來の法典學者的な判断力を搾らなければならぬ程であつた(一三三)。資本は其の躁宴を張つた。

(一三三)『一階級の人々が一日十二時間勞苦をしなければならぬので、食事時間や仕事場へ往復する時間を含めると、實際二十四時間中十四時間になるといふことは慥に大に悲しむべき事である。……健康の問題に入らなくとも、道德の立場から見ても、労働階級の時間を、十三才の時から、また制限を蒙らない職業ではもつと若年から、間斷なくかく迄全部吸収することは、極端に不利益であらねばならないし、大に悼むべき弊害であることは誰れも認めるに躊躇しないと思ふ。……故に公衆の道德の爲めに、秩序正しい人口を育てる爲めに、又人民の多數に合理的な生活の享樂を與へる爲めに、凡ての職業に於て、毎労働日の或部分を休息と閑暇の爲めに留保することは甚だ望ましいことである。』(英文よりつる) (Leonard Horner in Reports of Insp. of Fact., Dec. 1841.)

(一三三) "Judgment of Mr. J. H. Otway, Belfast. Hilary Sessions, County Antrim, 1860. 2見よ

生産の騷擾に依て欺かれた労働階級が、いくら其の知覺を回復すると直ぐ、其の抵抗が先づ第一に大工業の故郷たる英國で始まつた。乍併三十年間は労働者が強情を張つて得た讓歩は、純粹に名目上のものであつた。議會は一八〇二年と一八三三年との間に五個の労働法を通過したけれども、狡猾で、其の強制的な實行、必要な官吏等の爲めに一片をも可決しなかつた(一三三)。之は死んだ文字として残つた。『事實は一八三三年の法律以前に於ては、少年及び幼年は夜間全部、晝間全部或は兩方共任意に働らかされたのである。』(一三四)

(一三三)市民の國王のルイ・フィリップの統治の大なる特色は、彼れの治世中即ち一八四二年三月二十二日に通過した一工場法は、決して施行されなかつたと云ふことである。そして此の法律は僅に幼年労働だけに關するものであつた。八才から十二才迄の幼年に對して一日八時間、十二才と十六才の間の幼年には十二時間等と定めたが、多くの除外例があつて、八才の幼年にさへ夜業を許してある。此の法律の監督と強行は、各人が警察の監理の下にある國では「商業の友」の善良な意思に委ねられた。僅に一八五三年から唯一の縣、北方の縣(Department du

North)には、有給な政府の監督官が任命された。之にも劣らず、一般に佛蘭西の社會の發展に特色をなすものは、ルイ・フィリップの法律が、凡てを感亂してしまふ佛蘭西の法律工場に一八四八年の革命まで唯つた一つ存在してゐたと云ふことである。

(一三四)Rep. of Insp. of Fact. 30th. April. 1860. p. 51.

近世工業に對する普通の労働日は——木綿、羊毛、亞麻及び絹の工場を含んだ——一八三三年の工場法以來のことであつた。一八三三年から一八六四年に至る英吉利工場法の歴史程、資本精神の特色をなすものはない！

一八三三年の法律の宣言する所は次の通りである、即ち普通工場労働日は朝五時半に始まり、夜八時半に終る。そして此の限度、即ち、十五時間の時間内ならば、特に規定ある場合を除き、同じ少年(即ち十三歳から十八歳までの人々)が一日十二時間以上働かないといふ條件にさへ叶へば、一日の中のどの時間に使はれても合法であるべきだ。此の法律の第六節には、『此の如き人々には悉く限られし労働時間中より、一日中に食事の爲め少くも一時間半許容すべし』と規定してゐる。九歳以下の幼年者の使

用は後に述べる例外はあるが、禁ぜられ、九歳から十三歳までの幼年者の労働は一日八時間に制限された。夜業、即ち此の法律に依ると、午後八時半から、午前五時半迄の間の労働は九歳から十八歳までのものには皆な禁ぜられた。

立法者は成年の労働力を搾取する資本の自由、即ち彼等の所謂『労働の自由』を侵すのを望まないで、彼等は工場法のこんな身の毛もよだつやうな結果を防ぐ爲めに特殊な制度を案出した。

一八三三年六月二十八日の中央委員會の第一の報告に云ふ『現在行はれるやうな工場制度の大弊害は、幼年者の労働を成年者の労働日の最長まで擴大するの必要を惹起した事にある。成年者の労働に、制限を加へる事は、救治せらるべき弊害よりも、更に、大なる弊害を來すべきであるから、此の労働に制限を加へずして此の弊害を救治する唯一の手段は、幼年者の重複した組を働かせる方案だと思はれる、』故に交替制度の名で此の『方案』が行はれた。(“System of Relays” Relay——換馬、交替等の意——)

と云ふのは、英語では、恰度佛蘭西で色々な宿驛で驛馬を取替へるやうな意味である。【本邦の歴史上でも宿驛で驛馬を取替へる驛傳制度があつた——譯者】爲めに例へば午前五時半から午後一時半まで九歳から十三歳迄の間一組の幼年者が、午後一時半から晩の八時半まで他の一組が換馬されると云ふ風である。

製造業者が、過去二十二年間に通過した幼年労働に關する凡ての法律を、最も厚顔に無視した報酬として、今や丸薬は彼等の爲めに尙更に鍍金された。議會は一八三四年三月一日以後は十一歳以下の幼年、一八三五年三月一日以後は十二歳以下の幼年、一八三六年三月一日以後は十三歳以下の幼年者は、工場で八時間以上労働すべからずと規定した。此の『資本』に對してかく甘やかした放題な『自由主義』は、ファル博士、サー・エー・カーリスル、サー・ビー・プロデュー、サー・シー・ベル、グスリー等一言に云へば、倫敦に於ける最も著名な醫者や外科醫が下院での證言で、手遅れになると危険だと宣言した程、注意すべき價值あるものであつた。ファル博士は更に無作法に云ひ

表はした。『法規は、其の時期になりもしないのに蒙り得るやうな凡ての形式での、死を防止するのに同じく必要である。そして之(即ち工場の方法)は慥かに其を蒙らしめる最も残酷な方法だと観察すべきである』(一三五)。製造業者に對する優しい心から、十三歳以下の幼年者を尙數年間一週七十二時間の工場労働の地獄の中に縛り付けて置いた其の同じ『改良された』議會は、他方に於て、一滴一滴と自由を與へて來た解放法令で、最初から黒人の奴隷を一週四十五時間以上を働かせる植民者を禁じたのである。

(一三五) "Legislation is equally necessary for the prevention of death, in any form in which it can be prematurely inflicted, and certainly this must be viewed as a most cruel mode of inflicting it."

乍併、どうしてもなだめられず、資本は今や數年間に亘る、やかましい宣傳を初めた。それは主に、幼年者と云ふ名で、八時間労働に制限され、一定の強制教育に従ふべき者の年齢についてであつた。資本家的人類學に従へば、幼年の年齢は十歳若しくは、高々十一歳で終るものである。工場法が完全に施行さるべき時期、宿命の定つてゐる一八三六年に近接するに従ひ、製造業者の一揆は益々強暴に暴れ廻つた。之は寔

に政府を威嚇し、一八三五年に、幼年の年齢の限度を十三歳から、十二歳に低減することを提案させることが出来たのだ。其の間に外部からの壓迫は更に恐脅的になつた。下院は勇氣を失つてしまつた。それは十三歳の幼年者を一日八時間以上資本の Juggernaut の下に投げ込むことを拒んだ、そして一八三三年の法律は全部施行さるに至つた。之は一八四四年六月まで變更されなかつたのである。【Juggernaut -Juggernaut と云ふのは、印度の神話に毘瑟拏の第八の化身、クリシュナ (krishna) の偶像であつて、毎年此の像を大きな車に乗せ、行列をして牽き廻ると、信徒が之に轢き殺されると極樂に行かれるといふ信仰から、自分で車の下へ入つたと云ふものである。rad は云ふ迄もなく此の車輪である。之から轉じて自己又は他を犠牲にする制度又は思想を指すに用ひられる——譯者。】

此法規が初め一部分、次で全部工場労働を支配した十年間、工場監督官の公報は其施行の不可能に關する不平で溢れる許りである。一八三三年の法律は、十五時間の

中、午前五時半から午後八時半までの間に、各々『少年』及び『幼年』を任意な時間に十二時間及び八時間の労働を、初めさせ、中絶させ、終らせると共に、人が異なれば違つた時間を食事時間に宛てることをも資本の所有者の選擇に任せただので、此等の紳士はすぐに、新しい『交替制度』を發見した。それに依れば、労働馬は一定の驛で換えられず、違つた驛で、絶えず新たに鞍を置換えられるのだ。吾人は後段で、立戻らなければならぬから、此の制度の美しさについてはこの上足を止めない。乍併、此の制度が工場法全部を其の精神に於て許りでなく、其の文字上に於ても無効にするものであることは一見極めて明かである。工場監督官は、各個々の幼年と少年に關する、此の複雑した簿記で、どうして法定の労働時間と、法定の食事時間の認容とを強行すべきであつたらう？。大部分の工場では、古い殘虐な不正が、すぐ又、罰せられもせず盛になつた。内務大臣との會見で（一八四四年）、工場監督官は新たに案出された交替制度の下では、支配は悉く不可能であることを明かにした（二三六）。乍併、そうかうする間に

事情は大に變化した。工場労働者は殊に一八三八年以來人民特權を彼等の政治上の選舉宣言としたやうに、十時間法案を經濟上の宣言とした。一八三三年の法律に従つて工場の經營を整理した一部の製造業者は、自ら甚だしき鐵面皮か、又は幸運な地方的事情に依て法律違反をなし得る其の『不正な同胞』の不道德な『競争』に關する陳情書で議會を壓倒した。更に、個々の製造業者が古い強慾に如何に手綱を自由に弛めたとして、製造業者階級の代辯者及び政治上の指導者は、労働者に對する態度及び言葉の一變化を示したのだ。彼等は穀物條令廢止の爲めの争闘を開き、そして勝利を得る爲めに労働者の援助を要したのである。故に彼等は二倍の麵麩塊を約束した許りでなく、自由貿易の一千年の黄金時代に十時間労働法案の通過をも約したのだ（二三七）。まして彼等はは一八三三年の法律を實現すると云ふ丈の手段に反對する事は敢てしなかつた。其最も神聖な利益即土地の地代が脅かされたので王黨員は遂に其敵の『不埒なやり口』（二三八）につき博愛的に憤慨し怒鳴つた。（改進黨主張六個の人民特權にて普通選舉其一也）



- (1116) "Rept. of Insp. of Fact." 31st Oct. 1849, p. 6.  
 (1117) "Rept. of Insp. of Fact. 31st Oct. 1848, p. 98.  
 (1118) レオナード・ホーナーは公然と「不埒なやり口」と云ふ言葉を使った。(Reports of Insp. of Fact. 31st October, 1859, p. 7)

かくて、一八四四年六月七日の工場法の増補が生れたのであつた。之は一八四四年九月十日に施行された。それは労働者の新しい種類、即ち十八歳以上の婦人を保護の下に置いた。彼等は、其の労働時間を十二時間に限られ、其の夜業を禁せられる等、凡ての點で少年と同じ立場に置かれた。かくて、始めて、法規は成年者の労働をも直接、公然と支配しなければならなくなつたのを認めたのである。一八四四年乃至一八四五年の工場報告で反語的に云つてゐる『成年女工が彼等の權利に對する此の干渉に煩はされた場合については自分は未だ嘗て知らない所である』(1119)。十三歳以下の幼年者の労働は一日六時間半に、一定の事情の下では七時間に引下げられた(1140)。

(1119) "Rep. etc., 30th Sept. 1844" p. 15.

(1140) 法律は幼年者が若し毎日働かないならば、十時間使役さるゝを許したが、それは隔日に労働する場合のみである。大體に於て、此の條項は實行されなかつた。

外見だけな不正の『交替制度』の濫用を除く爲めに、法律は次の重要な細則を設けた。

即ち『幼年及び少年の労働時間は、幼年なり少年なりが朝工場で労働し始める時間から計算すべきである』と。それ故に、若しAが例へば朝八時に労働を始め、Bが十時に初めれば、労働日は尙且に對してAと同じ時間に終らなければならぬ。労働日の開始は公けの時間、例へば、最近にある停車場の時計に依て示さるべく、之によつて工場の時計を直すべきである。工場主は労働日の開始、終結、及び中休を記載した明瞭に書かれた告示を吊下げなければならない。正午十二時前に、午前の労働を始めた幼年者は、午後一時後再び使役されてはならない。故に午後の組は午前の組以外の幼年者から成つて居なければならぬ。食事時間の一時間半は、保護を受ける凡ての労働者に一日中の同じ時間に、少くも午後三時より前に與へられなければならない。幼年及び少年は少くも食事の爲めの三十分の中斷なしに、午後一時以前五時間以上使役され

てはならない。幼年、少年、或は婦人は、工場内労働行程が行はれてゐる室に食事時間中居残つてはならない、等と規定されたのだ。

労働の時間、限度及び休止をかく迄に軍隊的に劃一に、時計の鳴る通りに調節する之等細目に亘る規定が、決して議會の空想の産物ではないといふことが解つた。是等は近世生産方法の自然法則として、色々の事情から徐々に發達したものである。其の構成、公けの認容及び國家の布告は、長い階級争闘の結果であつた。之に次ぐ最初の結果の一つは、實際に於て、工場に於ける成年男工の労働日も同じ限度に従ふといふことである。これは生産行程に於ては大概幼年、少年及び婦人の協力が缺くべからざるものであるからだ。故に全體として一八四四年から一八四七年までの期間に、十二時間の労働日が工場法の適用を受ける凡ての工業部門に一樣に普及した。

乍併、製造業者は此『進歩』を之を埋合はせる『逆行』なしには許容しなかつた。彼等の教唆によつて下院は、神と法律の命に依て資本に歸すべき『工場幼年者の供給増加』

を確かならしめる爲めに、利用さるべき幼年の最低年齢を九歳から八歳に引下げた。

(一四一)『彼等の労働時間の減少は使用さるべき幼年者の数を大ならしめたから、八才から九才迄の幼年の供給増加は、増加した需要に應ずべきだと考へられた』(前掲書一三頁)

一八四六年——七年は、英吉利の經濟史に於て時代を劃するものである。穀物條令反對、棉花其他の原料品の關稅の廢止、自由貿易は法規の北極星(目標)として宣言された！一言にして言へば黄金時代が始まつた。他面に於て、其同じ年に、チャーチスト改進黨運動及び十時間労働運動は、其の頂點に達した。彼等は締盟者を、復讐に渴望してゐる王黨トリーに發見したのだ。ブライト及びコブデンを首領に戴いた食言の自由貿易主義の軍隊の熱狂的な反對があつたにも拘らず、かく迄長い努力をして來た十時間労働法案は議會を通過した。

一八四七年六月八日の新工場法は、一八四七年七月一日には『若年者』(十三歳から十八歳迄)及び凡ての女性に對する労働日を一時十一時間に、短縮するが、一八四八

年五月一日には十時間の確定限度を採用すべしと規定した。他の點では此の法律は僅に一八三三年及び一八四四年の法律を修正補足したに過ぎない。

資本は此の法律が一八四八年五月一日に完全に施行されるのを阻止する爲めに之に先立つて出師を企てた。そして寔に、表面經驗に依て、怜悯になつた労働者自身は、再び自分達の仕事の破壊を助くべきであつた。其の刹那は巧みに選ばれた。『一八四六年乃至四七年の恐るべき恐慌の結果、大なる困難が工場労働者中にあつたことは記憶しなければならぬ、これは多くの工場が短時間しか操業せず、又他の工場が全く作業を止めた爲めである。爲めに餘程多數の労働者は甚だしい苦境に陥り、多數は借財を重ねた。故に彼等は、過去の損失を補ふために多分は借金を支拂ひ、又は其の家具を質屋から受け出し、若しくは賣つた全財産を償ひ、或は自分自身及びその家族の爲めに新しい衣料を得ん爲めに、もつと長い労働時間を選んだと云ふ事は蓋し慥かに推測され得るものであつた』(一四三)。製造業者は此の事情の自然の効果を、一般的に賃銀

の一〇パーセント低減に依て收めやうと試みた。之は謂はゞ、新しい自由貿易時代の開業式を擧げる爲めに起つたのである。次で労働日が十一時間になると直ぐ、更に八パーセント三分の一の低減が之に次ぎ、最後に十時間に短縮されるや、其の額の倍低減した。故に事情が許しさへすれば、どこでも少くも賃銀の二五パーセントの低減は起つたのである(一四三)。斯く好都合に準備の整つた機會の下で、工場労働者中に一八四七年の法律廢止運動が始まつた。虚構、贈賄、恐迫のどんな手段も之については惜しまれなかつたが、凡て無効であつた。労働者が『其の法律による壓迫』を哀訴しなければならなかつた半打の請願書に關して、請願者自身は口頭の訊問の下に、彼等の署名は無理押付にされたものと宣言した。『彼等は壓迫されたと感じた、乍併、工場法以外の何人かによつてである』(一四四)。乍併、製造業者は職工に自分達の思ふやうなことを語らせる事が成功しない場合には、彼等自身、職工の名前を使つて、新聞や議會で、益々大聲で喚き立てた。彼等は工場監督官を世の中を改善しやうとする彼等の

幻想で、不幸な工場労働者を無情に犠牲にする一種の（佛蘭西の）國民議會委員だとして非難した。此の牽制運動も亦失敗した。工場監督官のレオナード・ホーナーは自身でも又副監督官を以ても、ランカシャイアの工場に於ける多数の證據訊問を行った。訊問された労働者の約七〇パーセントは、十時間労働に賛成を宣言し、遙に少ない割合の労働者が十一時間を賛成し、全く取るに足らぬ小数のものが元の十二時間を賛成したのである（一四五）。

（一四二）"Rep. of Insp. of Fact. 31st Oct. 1848, p. 16.

（一四三）「一週間十志を取つて居つた人々が、一〇パーセントの一般勞銀低減の爲めに一志、時間短縮の爲めに一志六片合せて二志六片減ぜられても、而も其の多数は寧ろ十時間労働法案を遵奉することを自分は知つた。」（前掲）

（一四四）「自分が請願書に署名した時自分は同時にこれは悪い事をしたと云つた。——それならば、何故君は署名したのか。——それは自分が斷る場合には追逐されるに違ひなかつたからだ——事實請願者は自身『壓迫されてゐる』と感じたのだが、併し全く工場法によつてではない」

（前掲書一〇二頁）

（一四五）前掲書一七頁、ホーナー氏の地域では、此の如く一八一の工場の一〇、二七〇人の成年男工が訊問された。彼等の陳述は一八四八年の十月に終る半年度の工場報告の附録にある。

此等の證據訊問はまた外の關係にあつても價值ある材料を提供するものである。

他の『親切』な詭計は、成年男工を十二時間から十五時間働かせ、そして此の事實を貧民が衷心から希望してゐる事の最上の表示だと説くことであつた。乍併此の『無情な』工場監督官レオナード・ホーナーは、また現場に居たのである。『定時外労働者』は大概は斷言した、『勞銀は少くても、十時間労働する方が遙かに選ぶ所であるが、彼等は何等選擇權を持てゐないのであつた。彼等の多数は失業して居り、多数の紡績者は單に繫絲工（紡績所で切れた絲を繫ぐ職工）として労働しなければならかつたので、若し彼等が長い労働時間を拒めば、他人が直に其の位置を占めて終ふに違ひない。故に彼等にとつての問題は、長時間労働するか、或は全く職業から抛り出されるかであ

(一四六)前掲、レオナード・ホーナー自身が集輯した證據六九、七〇、七一、七二、九二、九三號及び副監督官Aの集めた附録五一、五二、五八、五九、六二、七〇號參照。一製造業者も亦明白な眞理を語る。前掲、一四及び二六四號參照。

資本の豫備的戰陣はかく失敗に歸し、十時間法は一八四八年五月一日を以て實施された。乍併此の間に指導者は禁獄され、其の組織が解體された改進黨派チャーチスの失敗は、既に英吉利労働階級の自信を動搖させた。其後間もなく巴里に於ける六月の暴動及び其の血醒い鎮壓は、歐羅巴大陸に於けると同じく英吉利に於ても、支配者階級の凡ての黨派、地主と資本家、株式取引所の貪婪者と店舗の主人、保護主義者と自由貿易主義者、政府と其の反對者、僧侶と自由思想家、若い賣女と老いた比丘尼、此等を凡て所有權、宗教、家庭及び社會の救済に對する共通な叫聲の下に融合せしめた！労働階級は何處でも法律の保護以外に置かれ、追放され、『嫌疑法令』の下に置かれた。從て製造業

者は煩累を受ける必要がなかつた。彼等は常に十時間法に對してのみならず、一八三三年以來労働力の『自由な』掠奪を或る程度迄制限しやうとした法規全部に對して、公然と叛逆を始めたのである。之は皮肉な無分別と暴政家的勢方とを以て、二年以上に亘つて行はれた小規模な奴隸制度辯護の反亂であつた。そして此の兩者はともに、反亂した資本家にとつては彼等の労働者の皮以外には、何物をも危険に曝さなかつたから極く安價なものである。

其後の事を了解する爲めに、一八三三年、一八四四年及び一八四七年の工場法は、其中一が他を修正しない限り三者とも皆な效力を以て居り、此中何れも十八歳以上の男工の労働日を制限せず、且つ一八三三年以來朝五時半から夜八時半までの十五時間は合法の『日』であり、此の限度以内で少年及び婦人の労働が、始めは十二時間、後には十時間、規定された條件の下になさるべきものであつた事は記憶しなければならぬ。

製造業者は此處彼處で、彼等が使用してゐる年少者及び婦人の一部を、屢々半數を解雇し、之に對して殆ど忘れられてゐた夜業を成年男工の間に復舊した。十時間法は何等他の選擇を許さないと彼等は叫んだ！(一四七)。

(一四七)Reports etc, for 31st. October, 1848, p. 133, 134.

第二の手段は食事の法定休憩に關するものであつた。工場監督官の言を聞かう。『労働時間が十時間に制限されてから、工場主等は假令其の考へを實際上全部やり通さないとするも、即ち例へば朝九時から夕七時迄労働するとすれば、食事の爲めに彼等は午前九時前の一時間及び午後七時後の半時間、從て食事の爲めに一時間半を與へれば、夫れで法律上の規定を充分果たすと主張するのだ。今や彼等は或る場合には、晝食の爲めには半時間なり、まる、一時間なり許すが、同時に十時間の労働日中には一時間半中如何なる部分をも許容する義務は、全くないと主張するのである』(一四八)。故に製造業者は、食事時間に關する一八四四年の法律の頗る精密な規定は、僅かに工場に來

る前と之を去つた後で、即ち家庭で、職工に食つたり飲んだりする許可を與へただけのものだと主張したのだ。そして何故に職工は彼等の晝飯を、朝九時前にとつてはならないのか。乍併検事部辯護士は、規定された食事時間は『實際の労働日中の休息中に與へられなければならないもので、又午前九時から午後七時迄間斷なく十時間繼續して労働させることは違法である』と裁斷した(一四九)。

(一四八)Reports etc, for 30th April 1848, p. 47.

(一四九)Reports etc, for 31st Oct. 1848, p. 130.

こんな愉快な示威運動後、資本は一八四四年の法律の文言に應じ、從て合法である手段に依り其の一揆を開いたのである。

一八四四年の法律は、確かに正午前に使役される八歳から十三歳の幼年工を、午後一時から再び使役することを禁じたのであつた。乍併之は決して幼年の六時間半労働が、其の労働時間を正午十二時又は夫れ以後に始めるかを規定しはしなかつた！故

に八歳の幼年は若し正午に労働を始めらば、十二時から一時迄一時間、午後二時から四時迄二時間、五時から晩の八時半迄三時間半、凡て適法の六時間半使役されるのだ！若しくはもつと甘く。彼等の使用を晩八時半迄の成年男工の労働に適合させる爲めに、製造業者は彼等に午後二時まで仕事を與へず、それから晩の八時半まで間断なしに、工場に留めて置くことが出来るのである！『そして其の機械を一日十時間以上働かせる工場所有者の貪慾の結果、近頃青年及び女工等が皆な工場を去つた後で、午後八時半まで幼年(男女とも)を、成年男工だけと労働させる慣例が潜かに英吉利に行はれることは、今明かに是認される所である』(一五〇)。労働者及び工場監督官は衛生上及び道徳上の理由から抗辯した。併し資本は答へた

『自分の行爲は自分の頭上に！自分の法律を自分は熱望する、  
自分の證券の罰金をも質入をも』

(一五〇)Reports etc. l. c. p. 42.

寔に一八五〇年七月二十六日下院に提出された統計に従へば、色々抗辯があつたに拘はらず、一八五〇年七月十五日には二七五の工場に於ける三、七四二人の幼年が、此の『慣例』に服してゐた(一五二)。これ丈ではない。資本の炯眼は、一八四四年の法律が休憩の爲めに少くも三十分間の休息を許さなくては、午前中五時間の労働を許可しないが、併し午後の労働には斯かる種類の規定がないことを発見した。故に實に八歳の幼年工を間断なく二時から八時半迄苦役させる許りでなく、また其の間飢えさせるの享樂を要求し、無理にも之を得たのであつた！

『然り、其の胸と、

證券はさう云ふ』(一五二)

(一五二)一八五〇年十月三十一日の報告書、五、六頁

(一五二)資本の性質は其の發達した形式に於ても、發達しない形式に於けるものと同じである。亞米利加内亂の勃發の少し前、奴隸所有者の勢力がニュー、メキシコ地方に強行した法典中、

第一卷 資本の生産行程 第三編 絶對的餘剩價値

労働者は、資本家が其の労働力を購入した以上「彼れ(資本家)の貨幣である」と云はれてゐる。同じ見解は羅馬の貴族中にも行はれてゐた。彼等が平民の負債者に前拂した貨幣は、借主の生活資料に依て其の肉や血に變形されたのだ。故に此の『肉や血』は『彼等の貨幣』であつただ。かくてシャイロツクの(残忍な)十表の残忍な法律! 貴族の貸主はティベル河(羅馬を流る、河名)の彼岸で、時々料理した借主の肉の饗宴を開いたと云ふリンゲの假説は、基督の晩餐に於けるダウメルの假説と同じく未決定なものである。

乍併一八四四年の法律が幼年労働を規定する限り、かくシャイロツクのに其の文言に執着することは、『若年者及び婦人』の労働を規定する點に於て、此の同じ法律に對する公然の反逆をなさしむべきものに過ぎぬ。吾人は『不正な交替制度』の廢止が其の法律の主な目的であり、主たる内容をなすものであつたことを記憶する。製造業者は、次の如き簡単な宣言を以て、彼等の反逆を開いたのである。即ち工場の一八四四年の法律中の間の任意な短時間、年少者及び婦人を随意に使ふ權利を禁じた一八四四年の法律中の

節は、労働時間を十二時間に限つてゐる間は『比較的無害なものである』と。乍併十時間法の下にあつては、其は『耐え難い損害(困難)である』(一五三)。故に彼等は監督官達に、冷然として告げた、彼は自分自身法律の文字を省みず、自分等の腕力で前の制度を再び採用すべきだと(一五四)。詮議宜しきを得ない労働者自身の利益の爲めに『より高い賃銀を拂ひ得る爲めに』するのだ。これは十時間法の下に、大英國の工業上の卓越を維持すべき唯一のなし得べき企劃である』(一五五)『多分、交替制度に於ける不法を摘發するには、幾らかの困難はあらう。が併し、それが何だ。此の國の大きな製造業の利益が、工場監督官や副監督官の面倒を少し許り節約する爲めに、之を第二次的の事柄として取扱はるべきであらうか?』(一五六)。

(一五三)一八四八年四月三十日報告書、二八頁

(一五四)博愛家アッシュウアースはレオナルドホーナーに宛てた忌やかなクエーカー風の手紙の中でそう云つてゐる。(一八四九年四月報告書、四頁)



(一五五)同上二三四頁

(一五六)同上二四〇頁

凡て此等の詭計は、云ふ迄もなく何にもならなかつた。工場監督官は法廷に訴へた。乍併直ぐ製造業者の請願の埃の雲が、内務大臣サー・ジョージ・グレーを蔽つた。爲めに氏は一八四八年八月十五日の回章で、監督官に忠告した『年少者及び婦人を十時間以上労働させる爲めに、交替制度が濫用されたと云ふ證據のない場合には、法律の文言違犯と云ふ廉で一般に干渉しないこと』と。茲に於てか、工場監督官ジェー・スチューアートは、所謂交替制度を蘇格蘭全般に亘つて工場日十五時間の時間内で許し、此の制度は同地では直に又古のやうに盛になつた。之に反し英蘭の工場監督官は、内務大臣は専断に法律停止の權限なきことを宣言し、そして奴隷擁護の反逆に反對して其の適法な處置を續けたのである。

乍併、法廷即ち、州の長官(一五七)が免除して了へば、法廷へ召喚した所で凡て何に

なるか。此等の法廷で、工場主等は自分達自身を裁判した。一つの例。ケルシヨウ・リーズ商會の紡績者である或るエスクリッゲは、其の地方の監督官に、其の工場の爲めに定めた一交替制度の計畫を提出した。拒絶されたが直には彼れは黙つてゐた。一二ヶ月後に、同じく紡績者であるロビンソンなる名前で、其の下僕(フライデイ)でないとしても兎に角エスクリッゲの關連者である個人が、エスクリッゲの發見したと同一交替計劃の採用の廉で、ストックポートの市邑の判事の前に立つた。四人の裁判官が列席した。其の中三人は綿絲紡績者で、其の長はのつびきならぬ、エスクリッゲであつた。エスクリッゲはロビンソンを釋放した。そして今や、ロビンソンにとつて適法なことは、エスクリッゲにも正當だと宣告された。彼れ自身の法律上の裁斷を基礎として、彼れは此の制度を直ちに自分の工場へ採用したのである(一五八)。勿論此の法廷の構成は、既に明白な法律違反であつた(一五九)『此の種の裁判上の狂言は』監督官ホーエルは叫ぶ。『一の救濟策を要求する……かゝる場合には凡て……法律がかゝる

判決に適合するか、又は其の判決を法律に適合せしめる僞瞞の少ない法廷の管理を受けるかの何れかである。吾人は有給な長官を切に望む』(一六〇)

(一五七)ダヴリユー・コベットが「支拂を受けない大なるもの」と云つた之等『州の長官』は伯爵領の貴人からなつてゐる無給の治安裁判官である。之は事實支配階級の世襲判事をなすものである。

(一五八)一八四九年四月三十日の報告書、二二、二三頁同様な例に就ては此の四、五頁を看よ。  
 (一五九)サー・ジョン・ホップハウスの工場法として知られてゐるウィリアム四世一、二年の二十四章一〇節によつて、工場法の適用を受ける綿糸紡績又は機械工場の所有者及び之等所有者の親父、子息及び兄弟が治安判事として行動することを禁じて居る。

(一六〇)前掲書

検事部辯護士は、一八四八年の法律に關する製造業者の解釋を、荒唐無稽なものと宣言したが、社會の救世主は斷乎として素志を變じない。レオナルド・ホーナーは

報告して云ふ『自分は七の裁判管轄區に於て十の告發をし、法律を強行しやうとしたが、唯た一度長官の援助を得た許りだつた。其後……自分は法律の此の遁辭に對しては、更に告發するのは無用だと考へた。労働時間の劃一を得る爲めに作られた一八四八年の法律の此部分は……最早ランカシャーには存在しない。所謂交替制度が専ら行はれてゐる工場が、年少者や女工を十時間以上使はないと斷言すべき手段は副監督官も自分にもない。一八四九年四月の末には、既に自分の地域には一一四の工場が此方法で作業して居り、其の數は近時急速に増加する。之等は一般に、今は午前六時から午後七時半まで十三時間半労働し、二三のものにあつては、午前五時半から午後八時半まで十五時間労働する』(一六一)。既に一八四八年十二月此の交替制度の下では、廣範圍に亘る過剰労働を妨げることの出来る監督組織はないと、異口同音に宣言した、六十五人の製造業者と二十九の工場監督者の表をレオナルド・ホーナーは持つてゐた(一六二)。同じ幼少年者が、或は紡績室から機械室等へ移されたり、或は十五時間中に

一つの工場から他の工場へ移されたりした(二六三)。「骨牌を切る様に無限な變化に職工を混同し、個々の個人に對する労働時間と休息時間とを取替させ、爲めに職工の同じ完全な取り合せが、同じ時に同じ場所には決して協力しないやうに交替制度を濫用する」制度を何う支配出來やう！(二六四)。

(一六一)一八四九年四月三十日の報告書、五頁

(一六二)一八四九年十月三十日の報告書、六頁

(一六三)一八四九年四月三十日の報告書、二二頁

(一六四)一八四八年十二月一日の報告書、九五頁

乍併實際の過剰労働を全然他所にすると、此の所謂交替制度は、資本の空想の産物であつて、單に労働の引力が資本の引力に變つた以外には、フリーエーの其の *courses* の諧謔的なスケッチも此の上に出なかつたやうなものである。確かな新聞が「注意及び方法の合理的な程度が、仕遂げ得べきもの」の標本として賞讃した此等製造業

者の計劃に注意せよ。労働者の人員は時として十二から十三の範疇に分たれ、之はまた絶えず其の構成分子を變化した。工場労働日の十五時間中に資本は労働者を、或は三十分間或は一時間引つけ、それから再び新たに工場内へ引つけ、復工場から衝離す爲めに衝出す。ちらばつた細末の時間で、あちこちと追ひまはし、十時間労働が完成されるまでは、彼れを少しもゆるさない。恰度舞臺へ、同一人が代る／＼違つた幕の違つた場面で、登場しなければならぬやうに。乍併役者が、其の劇の間は全部劇場に屬してゐる様に、職工も今や十五時間の間、行つたり來たりする時間を算入せず、工場に屬したのだ。かくて休息の時間は強制された怠慢の時間と變り、之は少年を銘酒屋へ驅り、若い女工を遊女屋へやる。資本家が労働者の數を増加せず、其の機械を十二時間或は十五時間回轉させて置く爲めに、毎日案出するあらゆる新らしい想付きで、労働者は彼れの食事を此方の時間のきれつばして呑み込んだり、彼方の時間のきれつばして呑み込んだりしなければならなかつた。十時間運動の時代に、製造業者

等は、労働賤民は十時間の仕事に對して、十二時間の賃銀を得やうと期待して請願すると叫んだ。今や彼等はメダルを裏返した。彼等は十二時間又は十五時間の労働力の使用に對して、十時間の賃銀を支拂つた(一六五)。之は要點であり、これは十時間法の製造業者版(製造業者の解釋を云ふ)であつたのだ！物優しい博愛に滴つた自由貿易論者があつた。彼等は穀物條令廢止運動中まる十年間、穀物が自由に輸入されば、英蘭の工場のやり方で、十時間の労働が資本家を富ましむるに充分な筈だと、労働者の面前で一錢、一厘を計算したのは、其の同じ物優しい博愛の滴る自由貿易論者であつた(一六六)。

(一六五)一八四九年四月三十日の報告書、六頁及び工場監督官オーウエル及びサウンダースの一八四八年十月二十一日の報告書中『輪番労働制度』(Shifting system)の詳細な解説を見よ。また『輪番労働制度』に反對して、一八四九年の春アドソン及び其の附近の僧侶から女王へ提出した請願書を見よ。

(一六六)例へばThe Factory Question and ten Hours' Bill. By R. H. Greg, 1837. 參照。二年間の此の資本の一揆は、遂に英蘭に於ける四の最高裁判所の一であるエクスチエッカー法庭の裁判の判決に依て完成せられた。即ち一八五〇年二月八日此の法庭へ提出された一事件に於て、製造業者は確かに一八四四年の意味に恃つて行動したものであるが、此の法律自身に規定を無意義ならしめる或る言葉が含まれてゐたと裁断したのである。『此の裁断によつて、十時間労働法は廢止されたのだ』(一六七)。多數の製造業者は、従來年少者及び女工の交替制度を憚つてゐたが、今や兩手を出して之を掴んだ(一六八)。

(一六七)エフ・エルゲルス Die englische Zehnstundenbill (予の編纂せる Neuen Zeitu ig. Politisch-Ökonomische Revue. April-heft 1850. p. 13) 此の『高級』裁判所は、同じく亞米利加が内亂中に海賊船の武装に反對した法律をまつたく反對にした言葉上曖昧な點を發見した。

(一六八)一八五〇年四月三〇日の報告書

乍併此の表面上決定された資本の勝利について、直ぐに急變が生じた。労働者は從來不撓な、日毎に新た、併し消極的な抵抗をしてゐた。彼等は今やランカシャーやヨークシャーで聲高かな脅迫的集合で抗議した。かくて有名無實な十時間法は單なる欺騙であり、議會の虚偽であり、嘗て存在しなかつたのである！ 工場監督官は階級の背反が信じられない程緊張に達してゐることを政府に強く警告した。製造業者自身も一部の者はつぶやいた『判事の矛盾した裁判の爲めに、全く異常な、虚無的な状態が行はれてゐる。ヨークシャーでは一の法律が適用され、ランカシャーでは他の法律が適用され、又ランカシャーの一教區では一法律が、其の直ぐ近所で他の法律が行はれた。大都市の製造業者は法律を回避し得、地方の製造業者は交替制度に必要な人間を發見し得ず、一工場から他の工場への労働者の移動は尙少かつた云々』と。そして等しく労働力の搾取は資本の第一の人權である。

かゝる事情の下に、傭主等と職工等との間の妥協が成立し、之は一八五〇年八月五

日の工場法の新しい増補で、議會の承認を受けた。『年少者及び女子』に對しては労働日は一週間の初めの五日は十時間から十時間半に上げられ、土曜日は七時間半に制限された。労働は午前六時から午後六時迄に行はなければならず(一六九)、此の中には食事の爲めに一時間半の中止があり、此の食事時間は同時間のもので、一八四四年の條件に従つて與へらるべきであつた。云々。かくて之れによつて交替制度は之れ限り終りになつた(一七〇)。幼年労働に對しては、一八四四年の法律が依然として效力を持つて居る。

(一六九)冬季は又朝七時から晚七時までの時間にすることが出来る。

(一七〇)『現在の法律(一八五〇年の)は、一の妥協であつて、之によつて被傭者は労働に制限のある者の労働の開始及び終了の期間が一樣だといふ利益の爲めに、十時間法の利益を譲渡した(一八五二年四月三十日の報告書、一四頁)』

工場主中の或るものは、かうなつても前と同じく貧民の子供に對して特殊な君主的

權利を確保してゐた。絹の製造業者は之である。一八三三年に彼等は威嚇的に、怒號した。『年齢の如何を問はず、幼年者を一日十時間労働させる自由が奪はれば、それは彼等の工場を停止させることだ』と。十三歳以上の幼年者の數を、充分に買入れることは彼等に不可能だつた。彼等は其の望んだ特色を強請した。その口實は後の調査で、全然虚偽のやうであつた(一七二)。とは云へ、之は、彼等が十ヶ年間、其の労働を行ふ爲めに、腰掛について居なければならなかつた小さな幼年者の血から、一日十時間絹を紡ぐことを妨げはしなかつた(一七二)。一八四四年の法律は、寔に十一歳以下の幼年者を、一日六時間半より長く使役する『自由』を『奪』つたが、他面に於て十一歳から十三歳までの間の幼年者を、一日十時間働かせる事を保障し、他の工場幼年者に對して規定した義務教育を廢した。此の場合口實は『此の織物の優美なことは、指の柔かい事を必要とし、之は工場へ早く這入らなければ得られないことである』と云ふのであつた(一七三)。幼年者は恰も南部露西亞で角ある家畜が、其の皮や脂肪の爲に殺される

やうに、柔軟な指の爲めに全く殺されるのだ。一八四四年に許容された特權は一八五〇年終に、絹絲の撚絲及び絹絲卷返し部門だけに制限された。乍併之にあつては、その『自由』を奪はれた資本の繕ひの爲めに、十一歳から十三歳までの幼年者の労働時間を、十時間から十時間半に高めた。口實は『絹工場に於ては、他の工場に於けるよりも労働が容易であり、健康にさまで害がない』と云ふのだ(一七四)。其の筋の醫學上の調査が後に立證した所に依れば、之とは反對に『絹業地方に於ける平均死亡率は格外に高く、且つ人口中女性の部分にあつては、ランカシャーの綿絲地方に於けるものと比較してさへ更に高い』と(一七五)。半年毎に繰返へされた工場監督官の抗辯にも拘らず、此の弊禍は之まで繼續したのである。

(一七一)一八四四年九月三十日の報告書、一三頁

(一七二)同上

(一七三)『彼等を使用する織物の優美な地合には、軽い手ざはり(タッチ)が必要で、之等は若

年から此の工場へ這入らなければ得られないものだ』(同上二一〇頁)

(二七四)一八六一年十月三十一日の報告書、二六頁

(二七五)同上二七頁、一般には、工場法の適用を受ける労働者は生理的に頗る改善された。醫學上の證據は皆な此の點で一致し、色々な時代に於ける個人の觀察も、之に就いては自分を信ぜしめて來た。乍併、また子供の生れた第一年に於ける巨大な死亡率を除外しても、グリーンハウ博士の公けの報告は、製造工業地方の健康状態が「普通の健康の農業地方」に比して良くないことを示してゐる。其の證明の一として、氏の二八六一年の報告から次の表を掲げる。

製造業に 従事せる 成年男工 の百分率	男女一〇〇、 〇〇〇人に付 肺疾患で死亡 する率	地 方 名	女工一〇〇、 〇〇〇人に付 肺疾患で死亡 する率	製造工業に 従事せる女 工中成年女 の百分率	婦女従業 職業の種 類
一四・九	五九八	ウイガン	六四四	一八・〇	棉花
四二・六	七〇八	ブラックバーン	七三四	三四・九	同上
三七・三	五四七	ハリファックス	五六四	二〇・四	毛絲

四一・九	六一一	ブラッドフォード	六〇三	三〇・〇	毛絲
三一・〇	六九一	マツクールド	八〇四	二六・〇	絹
一四・九	五八八	レスター	七〇五	一七・九	同上
三六・六	七二一	ストーク・オン・トリントン	六六五	一九・三	土器
三〇・四	七二六	ウールスタントン	七二七	一三・九	同上
	三〇五	健全なる八農業地方	三四〇		

(二七六)英吉利の『自由貿易論者』が、絹製造業に對する保護關稅の撤廢に如何に反抗したかは人の知る所である。佛蘭西の輸入に反對する保護の代りに、英蘭の工場幼年者に保護を缺くことが今や役に立つてゐるのだ。

一八五〇年の法律は『若年者及び婦人』に對して、午前六時から午後八時までの十時間の期間を、午前六時から午後六時までの十二時間に變へただけである。故に依然として何時も、此の期間の始まるより半時間早く、終了より二時間半遅くまで使役

され得る幼年者にとつては、其の全體の勞働が六時間半を越えることが許されない限り、何等影響がない。此の法案が議論されてゐる間に、工場監督官は、此の違法の破廉耻な濫用に關する統計を議會に提出した。併し何の効果もなかつた。背後には繁榮な年の間に、成年男工の勞働日を幼年工の助けによつて、再び十五時間に引伸ばさうとする企が潜んでゐた。之に繼ぐ三ヶ年の經驗は、此の如き企は成年男工の抵抗に依りて、失敗に歸せざるを得ないことを示したのである(一七七七)。故に一八五〇年の法律は、最後に一八五三年に次の禁止を以て完成されたのである、即ち『幼年者を若年者及び女性よりも朝早くから、又晩遅くまで使用すること』の禁止である。其れ以來二三の例外はあるが、一八五〇年の工場法はその適用される工業部門に於ける凡ての勞働者の勞働日を規定した(一七八)。第一の工場法通過以來、今や半世紀經過したのである(一七九九)。

(一七七七)一八五三年四月三十日の報告書、三一頁

(一七八)英蘭綿絲工業の全盛時代、一八五九年と一八六〇年の間に、或る製造業者は、時間外

の時間に對し、高い勞銀の因の俾で、紡績等に從事してゐる成年男工を勞働日の延長に説き付けやうと試みた。手工紡績者及び自動機械絲切の番工は、彼等の雇主への一請願書で、此の試みを止めさせた。その中に、彼等はかうある『平たく云へば、我々の生命は自分等には重荷である。そして我々は他の勞働者よりも上一週に殆んど二日近く工場中に束縛されてゐる場合には、自分達は恰も此國に於けるヘロート(古スバルタの奴隸階級)のやうな感じがするし、自分等自身及び吾々の子孫を生理上及び道德上害する制度を、永續させるの非難を蒙るものである。故に吾人は之を以て謹んで忠告を與へんとするものである。即ち新年からは、一週間六十時間即ち六時から六時まで以上には勞働せず、その中一時間半は法律上の休憩として差引くと』(一八六〇年四月三十日の報告書、三〇頁)

(一七九)此の法律の文體が、その違法に與へた手段に就ては、議會報告 *Factory Regulations Acts (6. August, 1859)* 及びその中レオナード・ホーナー氏の *Suggestions for Amending the Factory Acts to enable the Inspectors to prevent illegal working, now becomes very prevalent.* を参照せよ。

(工場)法規は一八四五年の『印刷工場法』に依りて始めて其の當初の範圍外へ出た。



資本が此の新しき『法外』を認める不満不足は、法律の各行に亘つて唱へられた！  
 之は八歳から十歳までの幼年者及び、婦女に對する労働日を、午前六時から午後十時迄の十六時間に限定し、之には食事時間に對する法定の休憩がない。之は男工にその意思に従つて晝夜通して、十三時間以上働くことを許す(一八〇)。これは議會の流産である(一八一)。

(一八〇)『自分の地方では、過去半ケ年間(一八五七年)八才及び其れ以上の幼年者が、事實午前六時から午後九時まで過勞させられた』(一八五七年十月三十一日の報告書、三九頁)

(一八一)『印刷工場法(Printworks Act)は、其の教育上の規定に就ても、保護規定に關しても失敗だと認められる』(一八六二年十月三十一日の報告書、五二頁)

乍併、此の原則は、近世生産方法の最も特色ある創造物である大工業の部門に於ける勝利で、凱歌を擧げたのである。一八五三年から一八六四年までの其の驚異すべき發展は、工場労働者の肉體上及び道徳上の再生と相伴つて、最も視力の鈍い眼(人)に

も注意を惹いたのである。半世紀に亘る内亂に依て、一步步々労働日の法律上の制限及び規定に依て奪はれた工場主自身は、尙『自由な』範圍との對照を大げさに指示した(一八二)。「經濟學」の僞善者は、今や法律上規定された労働日の必要なりとの判斷を、彼等の『科學』の獨特な新發見なりと公言した(一八三)。工場のお歴々が避け難きことに従ひこれに妥協してからは、資本の抵抗力は徐々に弱められたが、同時に労働者階級の攻撃力は、直接に之に利害關係を持つてゐない社會階級中に於ける其の味方の數の増加につれて、増大したことが容易に解る。故に一八六〇年以來比較的急速な進歩があつたのである。

(一八二)例へばイー・ポッターが、一八六三年三月二十日のタイムスに宛てた書簡中のものは之である。タイムスは十時間法に反對した製造業者の一揆を思ひ出させた。

(一八三)就中トウツクの『物價史』の共著者であり編纂者であるダブリュー・ニューマーチ氏はさうである。公衆の意見に臆病に讓歩することが、科學上の進歩であらうか？

染色工場及び漂白工場は(一八四)一八六〇年に、レース工場及び靴下製造業者は一八六一年に、一八五〇年の工場法の適用を受けた。『幼年者雇傭調査委員』(一八六三年)の第一の報告の結果、同じ運命が凡ての土器(管に陶器許りではない)、燐寸製造業者、雷管、弾包、敷物工場、綿天鷲絨切り及び『仕上げ』の名の下に包括される多くの行程の製造業者にも分たれた。一八六三年『戶外に於ける漂白業』(一八五)及び麵麩焼は特別法の下に置かれた。之に依て前者では幼年、若年及び婦女の夜間(晩八時より朝六時まで)労働が禁止され、後者では十八歳以下の日雇麵麩焼職工の使役は、晩九時から朝五時迄禁せられた。吾人は同委員會の其後の提議に立戻らう。夫れは農業、鑛業及び運輸業を除いては、英吉利工業の凡ての重要な部門から、彼等の『自由』を奪はうと脅かしたものである(一八五a)。

(一八四)一八六〇年染色及び漂白工場に就て通過した法律は、一八六一年八月一日には豫備的に十二時間、一八六二年八月一日には確定的に十時間、即ち普通の日は十時間半、土曜日は七

時間半に低減すべしと規定した。其所で、不吉な一八六二年になると舊い茶番が繰返された。工場主は、もうたつた一年間若年者及び婦女の十二時間使役を許容することを、議會へ請願した。『現在の事業の状況では(棉花飢饉の時代)一日十二時間働き、出来るだけ勞銀を儲けることを許せば、之は労働者にとつて大なる利益であるべきだ。……此意味で一法案を下院へ提出することが、既に成功した。(此意味以下英文には引用文に非ず)之は蘇格蘭漂白職工の行動に依りて、廢棄されたのであつた』(一八六二年十月三十一日報告書、一四、一五頁)。かく其名で述べ、其適用から『斃出し工』及び『仕上げ工』を除外するの口實を與へるものと云ふ事を發見した。常に資本の忠實な奴隷である英國の裁判權は『民事裁判所』の法廷で、此三百代言を認可した。『之は労働者間に大なる不満を惹起した。そして法規の明白な企劃が、定義に缺點が多いと云ふ理由の爲めに、無効になるといふことは、甚だ悲しむべき事である』(前掲一八頁)。

(一八五)『戶外漂白者』は夜間は女工を労働させないと虚言をついて、『漂白業』に関する一八六

○年の法律をくぐつた。此の虚言は工場監督官の曝露する所となり、同時に議會は職工からの請願書に依て「戸外に於ける漂白業」から其の冷たい牧場の芳香なる觀念を奪つた。此の大氣漂白業では乾燥室は華氏九〇度から一〇〇度の温度で用ひられ、其所では大部分少女達が勞働してゐる。「冷す」(cooling)といふのは、乾燥室から戸外へ時々通れることの専門語である。十五人の少女が乾燥室に。熱度は麻には八〇度から九〇度まで、白麻上布には一〇〇度若しくは夫れ以上。十二人の少女は約十呎四方で其の中央に蓋付のストーヴのある小室でアイロンを使ひ仕上げをする(白布上布等を)。少女等は、烈しい熱を放射し、白麻上布をアイロン掛けの爲めに急速に乾かすストーヴの周圍に立てゐる。此等の職工に對する時間數は無制限である。忙しい場合には、彼等は連続して毎晩九時や十二時迄數日間勞働するのである。「一八六二年十月三十一日の報告書、五六頁」。或る醫者は述べてゐる「冷す爲めに特定の時間が少しも許されてゐない。乍併若し温度が全く耐え難くなつたり、又は女工の手が發汗で汚れ、ば、彼等は二三分間外へ出る事を許されてゐる。……かう云つた女工の病氣を取扱つた經驗上、自分は彼等の健康状態は、何の道紡績工場の職工のよりも、遙かに以下にあると主張せざるを得ない」(そして

資本は議會への願書で、彼等をルーベンス流(畫家の名)に、本物以上に健康に塗りたくつた!)」彼等が最も多く罹る病氣は、肺結核、氣管支炎、子宮機能の不規則、最も重態なヒステリー及びレウマチスである。此等は皆な其の作業部屋の過度に熱い空氣と、彼等が家に歸へる時に、冬の中は寒い、霧の籠つた大氣から保護するだけの充分な氣持の良い衣服がないことに依り、直接又は間接に生ずるのだと自分は信ずる。「前掲五六、五七頁」。工場監督官は、此の楽しい「戸外漂白業者」から、追加で奪取つた一八六三年の法律に就て、かう云つてゐる「此の法律は實に其の與へるやうに見える保護を、勞働者に與へることに失敗した許りでなく……幼年者や婦女が、夜八時以後勞働してゐるのを捕らなければ、保護を受けることなく、又之を捕れた場合に於てすら、規定されてゐる立證の方法は、殆ど所謂を生じないやうな文言がついてゐると云つたやうに、出來てゐるものである」(前掲五二頁)「故に之は仁慈的な教育の爲めの目的を持つ法規としては、全然失敗してゐる。婦女や幼年者を、場合に依ては食事時間を入れたり、入れなかつたりして、一日十四時間又は蓋し夫れ以上の長時間年齢に關する制限もなく、性の別もなく、更に漂白工場の在る近隣地方の家庭の社會上の習慣にも頓着なく、働くことを許す——

之は強制すると同じになる——ことは、仁慈だ等とは殆ど云ひ得るものではない。』(一八六三年四月三十日の報告書、四〇頁)

(一八五〇)〔第二版註〕自分が本文にあることを書いた一八六六年以來再び反動が起つた。

### (七) 平準労働日の爲めの争闘、英吉利工場法の他の諸國に及ぼせる影響

労働が資本に従属することから蓋し生れる生産方法自身の變化を、全然度外視して、餘剩價値の生産或は餘剩労働の搾取が、資本制生産の特殊な内容と目的であることは、讀者の記憶する所である。吾人が從來述べて來た立場では、労働者が獨立した、從て法律上丁年に達し、商品の賣手として資本家と契約を結ぶ者ある事は、讀者の記憶する所である。故に若し吾人の歴史上の叙述に於て、一方近世工業が主な役を演じ、他方労働が生理上にも法律上にも未成年者であるならば、吾人にとつては前者は單に特

別な部門であり、後者は單に労働搾取の特に驚異すべき例であると考えられるだけであつた。乍併後段の研究を先廻りしなくとも、歴史上の事實の單なる關係から、次の結果が生ずるのである。

第一、労働日の無限な、又無闇な延長を熱望する資本の本能は、水力、蒸汽、及び機械に依て、最初に革命された工業、即ち近世生産方法の最初の創造物である棉花、羊毛、亞麻及び絹の紡績、及び機械に於て第一着に充たされたのである。變化した物質的生产方法、及び之に應じて變化した生産者の社會關係(一八七)は、最初無限な無法を來し、それから後に之とは反對に社會的な監督を喚起したのであつて、之は法律上労働日に其の休憩時間の制限を與へ、労働日を調整し一様にしたのである。故に此の支配監督は、十九世紀の前半中には單に例外的な規定に止まるの觀があつた(一八七)。之が新しい生産方法の早期にある範圍を征服して了うと直ぐに、兎角する中に他の多くの生産部門が固有の工場制に這入つた許りでなく、多少ともに年代を経た陳腐な經

營方法を用ふる製造所、例へば製陶所、硝子工場等の如きも、又麵麩焼のやうな古風な手仕事も、更に最後に散在してゐる所謂家内工業、例へば製釘所等（一八八）の如きも、久しい以前から工場のやうに完全に資本制搾取に陥つてゐたことが發見された。故に法規は漸次に其の例外的な性質を脱するの餘儀なきに至り、即ち英吉利に於けるが如く羅馬の決疑論的（主として良心の問題、善惡等の判断につき道德上の推理に基かず、教典、權威ある個人の意見及び傳習等に依て之を解決するもので、第一義的又は根本的ならざる其の時折の解決を指す——譯者）處致をとつた所では、どんな家でも勞働が行はれさへすれば、任意に工場だと宣言せざるを得なくなつたのである（一八九）。

（一八六）『此等の階級（資本家及び勞働者）の行動は、彼等が据ゑられた相對的な地位の結果であつたのだ』（一八四八年十月三十一日の報告書、一、一一三頁）

（一八七）『制限を蒙つた職業は、蒸汽力及び水力の援助をかりる纖維織物の製作に關連したものであつた。監督を受けるに至らしめるには、一職業は二の條件に従はなければならぬ。即ち蒸汽又は水の力の使用、及び或る特殊な織物の製造これである』（一八六四年十月三十一日の報告書、八頁）

（一八八）此の所謂家内工業の状態に就ては、特に價值ある材料が最近の『幼年者雇傭調査委員』の報告書中にある。

（一八九）『前議會（一八六四年）の法律は……職業の不同、甚しく相違ある色々の習慣を包括し、そして機械を運轉する機械力の使用は、最早や以前のやうに法律上の用語で工場を構成する上に必要な一要素ではない』（一八六四年十月三十一日の報告書、八頁）

第二、或る生産方法に於ては、勞働日規定の歴史、他の生産方法にあつては今尙此の規定に就て行はれてゐる争闘は、孤立した勞働者、其の勞働力の『自由』な賣手としての勞働者が、資本制生産が一定の程度まで圓熟した階段にあるに於ては、抵抗力なく屈從してうといふ事を明確に立證してゐる。故に平準勞働日の創造は、資本家階級と勞働者階級との間の多少とも隠蔽され、永續した内亂の産物である。此の争闘が近

世工業の圏内で起つたと同じく、之は最初其の祖國である英吉利で演ぜられた(一九〇〇)。英吉利の工場監督官が、嘗に英吉利のみならず一般に近世労働者階級の選手であつたことは、又彼等の理論家が資本論に對して戦を挑んだ第一の者であつたと同じ事である(一九二〇)。故に工場の哲學者ウーアは、『労働の完全な自由』の爲めに男らしくも歩み出た資本に反對する労働者の旗印の上に『工場法の奴隷』と書き込むことは、英吉利労働者階級の言語に絶した不名譽であると宣言したので(一九二〇)。

(一九〇〇)大陸の自由主義の樂園である白耳義は、此の運動の根跡だに示してゐない。石炭や金屬礦山に於てさへ、労働者は男女とも、又年齢の別もなく、如何なる期間でも又何れ程の時間に亘つても、完全に『自由』に消費される。此所で使役される者は毎千人中七三八人は男子、八八人は女子、一三五人の少年と四四人の少女とは十六歳以下である。焙礦爐等では毎千人中(六八八人は男工)一四九人の女子、十六歳以下の少年九八人、少女八五人である。加之成年者又は未成年者の労働力の非常な掠奪の爲めに賃銀は低く、毎日平均男子に二志八片、女子に一

志八片、年少者には一志二片半である。其の結果白耳義は一八三六年には、一八五〇年に比較して石炭、鐵等の輸出の量も金額も殆ど二倍になつた。

(一九二〇)ロバート・オーウエンが一八一〇年後間もなく、労働日の制限の必要を、嘗に理論上支持した許りでなく、ニュー・ラナークの其の工場で十時間労働日を實際に採用した時、彼れの『生産的労働と幼年者の教育の結合』や、又彼れに依て始めて成立した労働者の協力組合と同じく、之は共産主義的なユートピアだと笑はれた。今日では第一のユートピアは工場法であり、第二のものは凡ての『工場法』中で其の筋の用語として役を演じ、第三は既に革新反對の奸計の虚托として用ひられてゐる。

(一九二〇)ウーア、佛譯 *Philosophie des Manufactures*. Paris 1836, t. II, p. 39, 40, 47, 77, etc.

佛蘭西は英蘭に遅れ、緩漫に跋を曳いた。十二時間法の誕生には二月革命を必要とした(一九三〇)。之は英吉利の原本よりも遙に缺點が多い。併し夫れにも拘はらず佛蘭西の革命的方法は、其の特殊な便益を持つたのである。英吉利の法規が此所彼所と事情の壓迫に心ならずも屈従し、新しい法律に關する絶望的に途方に暮れさせる混亂を増

大しまいとして進んでゐた間に、佛蘭西のは一撃の下に、労働日につき凡ての工場に差別なく同一な制限を命令したのである(一九四)。他面に於て佛蘭西の法律は英吉利では僅かに幼年、未成年及び婦女の名に於てのみ争ひ、最近に至つて初めて一般の権利として要求されたものを、一の原則として宣告してゐる(一九五)。

一九三(一八五五年)「巴里に於ける國際統計會議」の報告書中に述べてある、「工場及び仕事場に於ける一日の労働の長さを十二時間に制限する佛蘭西の法律は、此の労働を一定の決つた時間中に限らず、幼年労働に對してのみは期間を午前五時と午後九時との間に規定してゐる。故に雇主の或る者は、多分日曜は例外であらうが、明けても暮れても中斷なしに労働させる爲に、斯く致命的な沈黙を與へてゐる権利を利用するのである。彼等は此の目的の爲めに労働者の二の違つた組を使ふ。之等は何れも一度に十二時間以上は仕事場に居ないが、其の工場の仕事は晝夜とも續いてゐる。法律は満足されるが、人道も同じく満足されるか?」と。「夜業が人體の組織に及ぼす破壊的な影響」の外に、「夜間、同じ薄暗い仕事部屋に、男女の者が一緒になつてゐることの忌はしい影響」に就ても亦力説してゐる。

(一九四)「例へば自分の地方には、同じ宅地内で同じ製造業者が、同時に「漂白及び染色工場法」の適用を受ける漂白業者及び染色業者であり、「印刷工場法」の下に立つ印刷業者であり、「工場法」の下にある仕上げ業者である」(一八六一年十月三十一日の報告書、二〇頁に於けるベーカー氏の報告)之等の法律の違つた規定、及び従て生ずる混雜を數へ立てた後でベーカー氏は云ふ「故に工場主が法律を言ひ抜けやうとする場合には、此の議會の三法律の實行を保證することは、甚だ困難でなければならぬ事は明らかである」と。乍併之に依て法律家諸賢に保證となるものは訴訟である。

(一九五)斯くて工場監督官は終に敢て云ふ「此等反對(労働日の法規上の制限に對する資本の)は、労働の権利なる廣い原則の前に屈従しなければならぬ。……問題が盡きることは無いとしても、労働者の労働に於ける雇主の権利が止み、彼れの時間が彼れ自身のものとなる時代はある」(一八六二年十月三十一日の報告書、五四頁)

北米合衆國に於ては、奴隸が共和國を醜いものとしてゐた間は、獨立した労働者の運動は皆麻痺されてゐた。労働は黒い皮に烙印が施される所では、白い皮に於ても自

己を解放することは出来ない。けれども奴隷制度の死滅から、直ちに新しい若返つた生活が生れた。内亂(南北戦争)の第一の果實は八時間運動であつた。夫れは機關車の七哩靴で(七哩靴とは童話にある魔法の靴で、之を履くと一跨ぎに七哩行くと云ふ——譯者) 大西洋から太平洋へ、ニュー・イングランドからカリフォルニアまで横行闊歩した。バルチモアの總労働會議(一八六六年八月十六日)は宣言した。「此の國の労働を資本制の奴隷から解放する爲めに、目下焦眉の急務は亞米利加が聯盟諸州の總て、八時間を平準労働日とすべき一法律を通過することにある。吾人は此の光榮ある結果が得られる迄、吾人の全力を盡さうと決定した」(一九六)。同時に(一八六六年九月上旬)デンプに於ける「國際労働者聯合」は、倫敦の總會議員長の提案に就き「労働日の制限は前提条件であり、之なくしては解放に對する其他凡ての努力は、無効にならなければならないことを宣言する……會議は労働日の合法的制限として、八時間労働を提案する」と決議した。

(一九六)「吾々ダンカークの労働者は現在の制度の下に要せられる労働時間の長さ、過度に長く、且つ労働者に休息並に發展の爲めの時間を残さず、寧ろ奴隷に比して殆ど勝る所なき状態に押し下げるものである事を宣言する。労働日には八時間で充分であり、法規上充分なものとして認められなければならないものと決定したのは、此の爲めであり、又此の強力な楯杆である重壓器に吾人の援助を求めた所以であり……そして此の援助を拒むものを凡て、労働の改良及び労働者の権利の敵と認むる所以である」(一八六六年、紐育ダンカークに於ける労働者の決議)

かく大西洋の兩岸に於て、共に生産關係夫れ自身から本能的に發達した労働者の運動は、英國工場監督官アール・シエー・サウンダースの言を裏書した。即ち云ふ「社會の改良に向ふ今後の進歩は、前以て労働日が制限され、其の規定された制限が嚴格に行はるゝに非ざれば、何等成效の希望を抱て成し遂げ得べきものではない」と(一九七)。

(一九七)一八四八年十月三十一日の報告書、一二二頁



吾が労働者が生産行程から出て来る時には、這入つた時と違つてゐることは承認しなければならぬ。彼れは他の商品所有者に對して、『労働力』なる商品の所有者として市場へ表はれる。即ち商品所有者と商品所有者との對立である。労働者が自分の労働力を資本家に賣却した其の契約は、彼れが自分自身を自由に處分することを、謂はゞ書き物にして立證するものである。所が取引が締結されて見ると、彼れは決して『自由人』ではなかつたし、自分の労働力を賣ることが彼れの自由であつた時間は、嫌でも之を賣らなければならぬ時間であり(一九八)、事實其の搾取者は『一の筋肉でも、一の神経でも、一滴の血液でも吸ひ取るべきもの、ある限り』彼れを手放さないといふ事が發見されるのだ(一九九)。彼等の苦惱の蛇に對して『保護』する爲めに、労働者は額を集めて、一階級として資本との自由意思に依る契約に依て、自身並に其の家族を死滅と奴隷に賣ること、を、自ら防止する一の有力な社會的柵しらみである國法を強制しなければならぬ(二〇〇)。「人の賣渡され難き權利」と云ふ美々しい目錄の代りに、法律

上制限した労働日の謙讓な大憲章マクナカレタが来るのだ。之は『労働者の賣る時間が何時終り、労働者自身に屬する時間が何時始まるかを、遂に明らかにする』ものである(二〇一)。之が前者から變化した所はどれ程であらう!

(一九八)『此のやり方(例へば一八四八年——五〇年の資本の操練)は、更に、職工には保護は入用でない、彼等が所有する唯一の財産即ち被等の手の労働と額の汗とを賣るに當つて、自由人だと考へ得るものであるといふ兎もすれば提議され勝ちの主張の誤謬につき、明白な證據を與へて來たものである』(一八五〇年四月三十日の報告書、四五頁)『若し自由労働者と呼び得るとして、彼等は自由な國に於てすら、之を保護する法律の強い腕を要するのである』(一八六四年十月三十一日の報告書、三四頁)『食事をとつたり、とらなかつたりして、日に十四時間労働することを……許すのは、之を強制すると同じことである』(一八六三年四月三十日の報告書四〇頁)

(一九九) Friedrich Engels, Lage etc., p. 5.

(二〇〇)十時間法案は、之を適用される産業部門に於て「労働者が全然墮落して了うのを救ひ、其の肉體上の状態を保護した」(一八五九年十月三十一日の報告書、四七頁)「資本(工場に於ける)は、従業労働者の健康と其の道徳とを損はずに、一限度以上の時間を運轉させて置くことは出来ない。そして労働者は自分で自分を保護する位置にあるものではない」(同上八頁)

(二〇一)「労働者自身の時間と、其の雇主の時間との間を、少くとも明瞭ならしめる區別は、更に大なる一恩恵である。労働者は今や彼れが賣る時間が何時終り、自分の時間が何時始まるかを知るもので、之に就て豫め確かな智識を持てるれば、之に依て自分自身の爲めに自分の數分時を、豫め整理する事が出来るのである」(同上五二頁)「彼等を自分の時間の所有者にしてやることに依て、之(工場法)は彼等に道徳上の精力を與へたものである。此の道徳上の精力は、彼等を導いて政治上の力を結局持つに至らしめる」(同上四七頁)。皮肉を抑へ、頗る分別ある言葉で工場監督官は諷示してゐる。即ち現今の十時間法案は、單純な資本の具體としての野性な残忍性から資本家をも亦幾分解放するし、資本家に自己の「教養」の爲めの時間をも與へたと。従前は「雇主は金錢以外の物の爲めには時間を持たず、下僕は労働以外の物の爲めには時間を持てるなかつた」(同上四八頁)

## 第九章 餘剩價值率と餘剩價值量

本章でも前と同じく労働力の價值、從て労働力の再生産又は維持に必要な労働日中の部分を、一定不變な大きさだと假定する。

從て斯く前掲され、其の率があれば、同時に個々の労働者が、一定期間中に資本家に與へる餘剩價值の量は與へられるものである。例へば必要労働が一日六時間で、三志即ち一ターレルの金量で表はされるとすれば、一ターレルは労働力の一日の價值、又は一労働力の購買に前拂される資本の價值である。更に餘剩價值率を一〇〇パーセントとすれば、此の一ターレルの可變資本は、一ターレルの餘剩價值を生産する。即ち労働者は日々六時間の餘剩労働量を與へるのである。

乍併此の可變資本は、資本家が同時に使用する凡ての労働力の總價值に對する貨幣での表現である。故に其の價值は、一労働の平均價值に、使用された労働力の數を乗

じたものに等しい。従て労働力の価値が一定してゐる場合には、可變資本の大きさは、同時に作業してゐる労働者の數に比例して變動する。一労働力の一日の価値が一ターレルに等しければ、毎日一〇〇の労働力を搾取するには、一〇〇ターレルの資本を、毎日n労働力を搾取する爲めには、nターレルの資本を前拂すべきである。

恰度同じやうに、一労働力の一日の価値である一ターレルの可變資本が、一日一ターレルの餘剩価値を生産するとすれば、一〇〇ターレルの可變資本は毎日一〇〇の餘剩価値を、nターレルのものは毎日 $n \times \text{ターレル}$ の餘剩価値を生産する。故に生産される餘剩価値の量は、個々の労働者の労働日が與へる餘剩価値に、使用される労働者の數を乗じたものに等しい。けれども個々の労働者が、労働力の価値の一定してゐる場合に生産する餘剩価値量は、更に餘剩価値率に依て決定されるから、此の第一法則が生ずるのである。即ち生産される餘剩価値量は、前拂される可變資本の高に餘剩価値率を乗じたものに等しく、即ち同じ資本家に依て搾取される労働力の數と、個々の

労働力の搾取の度合との間の複比に依て決定されるものである。

故に餘剩価値額をMとし、個々の労働者が平均一日に與へる餘剩価値をmとし、個々の労働力の購買に一日に前拂される可變資本をvとし、可變資本の總額をVとし、平均労働力の価値をk、其の搾取の度合を $\frac{m}{k}$ （可變資本の總額に對する労働力の數）とし、使用される労働力の數をnとすれば、

$$M = \frac{V}{k} \times \frac{m}{k} \times n$$

を得る。單に平均労働力の価値が不變だといふ許りでなく、又一資本家が使用する労働者は、平均労働者に還元されるといふ事が、絶えず假定となる。生産される餘剩価値が、搾取される労働者の數に應じて増加しない例外の場合はある。けれども此の場合には、労働力の価値も不變ではないのだ。

故に一定量の剰余価値の生産に於ては、一要因の減少は他の要因の増加に依て補はれ得るものである。可變資本が減少し、同時に同じ割合で剰余価値率が増大すれば、生産される剰余価値量是不變のまゝである。先の假定で、資本家が一日に百人の労働者を搾取する爲めには、一〇〇ターレルを前拂しなければならず、剰余価値率が五〇パーセントだとすれば、此の一〇〇の可變資本は五〇ターレルの剰余価値、又は  $100 \times 50\%$  の剰余価値を齎す。剰余価値率が倍になるか、又は労働日が六時間から九時間に延長される代りに、六時間から十二時間に延長されれば、半額減少した可變資本五〇ターレルは、同じ五〇ターレルの剰余価値、又は  $50 \times 50\%$  の剰余価値を齎すものである。従て可變資本の減少は、之と同じ割合の労働力搾取の度合の増大に依て、相殺され得るもので、即ち従業労働者数の減少は、之と同じ割合の労働日の延長に依て相殺し得るものである。故に一定の限度内では、資本に依て強奪し得る労働の供給は、労働者の供給とは別である(二〇二)。之と反對に剰余価値率の減少は、若し之

に應ずる割合で可變資本の額が増加し、又は従業労働者の數が増加する場合には、生産される剰余価値量に變化を惹起しない。

(二〇二)此の初步の原理を、凡庸經濟學者の諸賢は知らないやうに見える。彼等は顛倒したアルキメデースで、需給に依る労働の市場價值決定に於て、世界の基礎を振動させる點ではなく、世界を靜止させる點を發見したと信じてゐるのだ。

乍併剰余価値率の増大又は労働日の延長に依て、労働者の數又は可變資本を補ふことには、越え難き限界がある。故に労働力の價值が如何程であらうと、労働者の維持に必要な労働力が、二時間であらうと又は十時間であらうと、一人の労働者が明け暮れ生産し得る價值の總額は、二十四時間の労働が客観化された價值よりも少ない。若し客観化された労働時間二十四時間が、十二志又は四ターレルの貨幣で言表はされるとすれば、十二志又は四ターレルよりは少いものである。吾人の前の假定では、労働力自身を再生産し又は其の購買に前拂される資本の價值を補償するのに、一日六時間

の労働時間を要したが、之に依ると一〇〇パーセントの剰余価値率で、又は十二時間の労働日で、五百人の労働者を使用する五〇〇ターレルの可變資本は、一日に五〇〇ターレルの剰余価値又は  $5 \times 500$  労働日 の剰余価値を生産する。百人の労働者を二〇〇パーセントの剰余価値率、若しくは十八時間の労働日で一日使用する一〇〇ターレルの資本を、僅かに二〇〇ターレルの剰余価値又は  $12 \times 100$  労働日 の剰余価値を生産するだけである。そして其の價值生産物の總額、即ち前拂した可變資本に剰余価値を加へた額に等しい價值は、晝夜かゝつても決して總計四百ターレル以上、即ち  $24 \times 100$  労働日 以上に達することは出来ない。自然に二十四時間よりも常に少ない此の平均労働日の絶對的な限界は、可變資本の減少を剰余価値率の増大に依て補ひ、搾取し得る労働者數の減少を、労働力の搾取程度を増大に依て補ふことに對し、絶對的な限界をなすものである。此の平明な第二の法則は、後に開陳すべき資本の傾向から生ずる多くの現象の説明に重要である。此の傾向といふのは、出来るだけ多量の剰余価値

を生産しやうとする他の傾向と矛盾して、資本が使役する労働者數又は其の労働力に變<sup>かへ</sup>られる可變な部分を、出來得る限り減少しやうとするものである。所が之と反對に、使用される労働力の量又は可變資本の額が増加しても、剰余価値に於ける減少と比例を保たない場合には、生産される剰余価値量は減少する。

第三の法則は、生産される剰余価値量が二の要因、即ち剰余価値率及び前拂される可變資本の額に依て、決定されるといふことから生ずる。剰余価値率又は労働力搾取の度合、及び労働力の價值又は必要労働時間の長さが、一定してゐる場合には、可變資本が大なれば大なる程、生産される價值量及び剰余価値量が大なりといふことは自明の理である。労働日の限界が一定して居り、其の必要な部分の限界と同じく一定してゐるとすれば、個々の資本家が生産する價值及び剰余価値の量が、一に此の資本家の作業させる労働量に依ることは明かである。乍併之は上の假定に於ては、資本家が搾取する労働力の量又は労働者の數にかゝり、翻て此の數は資本家が前拂する可變資

本の額に依て定まるのである。かくて剰餘價值率が一定し、労働力の價值が一定してある場合に於ては、生産される剰餘價值の量は、前拂される可變資本の量に比例して變動する。所で資本家が其の資本を二の部分に分割するといふ事は、人の知る所である。彼れは一部を生産手段に出費する。之は彼れの資本中不變な部分である。彼れは他の部分を生命ある労働力に變える。此の部分は其の可變資本をなす。同じ生産方法に基いても、生産部門が異なると、不變な部分と可變な部分とに別かれる資本（の割合）が、異なることがある。同じ生産部門の内部にあつても、此の割合は技術上の基礎及び生産行程の社會的組合せの變化につれて變化する。けれども一定の資本が不變な部分と、可變な部分とに何う分かれやうと、即ち後者の前者に對する比が、一對一、一對一〇、又は一對 $\alpha$ であらうと、今打建てた法則は少しも之には拘はらない。といふのは前段の分析に依て、不變資本の價值は寔に生産物の價值中に再現するが、新に構成された價值生産物中には這入らないからである。千人の紡績者を使用するには、

勿論百人を使用するよりも原料品や紡錘等が餘計に必要である。併し之等餘計な生産手段の價值は、騰貴したり、下落したり、居据りだつたりすることもあらうし、又多額なことも、少額なこともあらうが、之等を作業させる労働力の價值増殖行程には、依然として何等影響を及ぼさない。故に右に述べた法則は、次の形式をとるものである。即ち色々な資本に依て生産される價值及び剰餘價值の量は、労働力の價值が一定し、其の搾取の度合が同じであれば、此の資本の可變の部分の額、即ち其の生命ある労働力に變られた部分の額に比例して變動するものである。

此の法則は明かに事物の皮相に基礎を置く經驗には、凡て矛盾してゐる。綿絲紡績者は、投資した總資本の百分率で計算すると、比較的多くの不變資本と少ない可變資本とを用ひるが、さればと云つて其の爲めに、比較的多くの可變資本と少ない不變資本とを運轉する麵麩焼きよりも、少ない利潤又は剰餘價值を搾取するものではないことは、何人も知る所である。此の表面上の矛盾を解くには、恰度初等代數學の立場か

らすると、 $0/0$ が實際の大きさを表はし得る事を理解するには、多くの中項が必要なやうだ、未だ多くの中項があるのである。之は決して法則を形成したものではないのに、古典的經濟學は本能的に之に固執してゐる。其の譯は之が一般價值法則の必然な結果だからである。古典的經濟學はひどく抽象をして、法則を現象との衝突から救はふと試みてゐる。リカルド派が此の邪魔石に躓いた有様は、後に解るであらう(二〇三)。「實際には何も學んでゐない」凡庸經濟學は、何の點に於てもさうであるが、此所でも現象の法則に反して現象を恃みとしてゐる。之はスピノザとは反對に「無智は充分な理由である」と信じてゐるのだ。

(二〇三)之に就ての詳細は「第四卷」に説く。

一社會の總資本に依て、明け暮れ作業させられてゐる労働は、單一な労働日と考へることが出来る。例へば労働者の數が百萬で、一人の労働者の平均労働日が十時間だとすれば、其の社會の労働日は千萬時間から成るものである。此の労働日の長さが一

定してゐる場合には、其の限界は生理上定められやうと、社會上定められやうと、餘剩價值の量は、労働者數即ち労働人口の増加に依てのみ増加し得るものである。此の場合人口の増加は、社會的總資本に依る餘剩價值の生産に、數學上の限界をなすものである。反之。人口の數が一定してゐる場合には、此の限界は、労働を延長させ得る程度に依て作られるものである(二〇四)。此の法則が從來取扱つて來た餘剩價值の形式にのみ適用されるものであることは、次の章で解るであらう。

(二〇四)「經濟上の時間である社會労働は、一定の部分であつて、百萬人一日十時間又は千萬時間といつたやうなものである……資本には増加の境界がある。此の境界は一定の時期に於ては、使用される經濟上の時間の實際の範圍で到達し得るものである」(An Essay on the Political Economy of Nations, London 1821, p. 47, 49.)

上來餘剩價值の生産を考察して來た結果、勝手氣儘に貨幣額又は價值額を資本に轉化し得るものではなく、此の轉化には寧ろ個々の貨幣又は商品の所有者の掌中に於ける貨幣、又は交換價值の一定の最小額が、前提をなすものだと云ふことになる。可變

資本の最小額は、一年中通して明け暮れ剰餘價値の獲得に使はれてゐる單一な勞働力の費用價格である。此の勞働者が自分の生産手段を所有して居り、勞働者として生活することに満足してゐるとすれば、彼れには其の生活資料の再生産に必要な勞働力、例へば一日八時間の勞働力で足りるのだ。八時間の勞働時間に對する生産手段を要するだけである。反之資本家が此の勞働者を、此の八時間以外に、例へば四時間剰餘勞働をさせるとすれば、餘分な生産手段の獲得の爲めに、餘分な貨幣額を要する譯である。乍併吾人の假定にあつては、彼れは毎日得る剰餘價値で、勞働者のやうに生きる爲めに、即ち其の必要な欲望を充たし得る爲めには、既に二人の勞働者を使用しなければならぬ筈である。此の場合には其の生産の目的は、單に生命の維持だけであつて、富の増殖ではない。そして富の増殖は資本制生産に含まれるものである。かくて彼れは普通の勞働者よりも僅かに倍だけよい生活をなし、且つ生産された剰餘價値の半額を資本に逆轉し得る爲には、彼れは同時に勞働者數と共に前拂される資本の最小

額を八倍に増加しなければならない譯である。寔に彼れは其勞働者と同じく、自身直接生産行程に關與し得るのだ。此の場合には彼れは單に資本家と勞働者との中間のもの、即ち『小親方』に過ぎない。一定の程度に達した資本制生産は、資本家が資本家として、即ち人格化された資本として職務を盡してゐる間の時間は、凡て他人の勞働の所有、從て其の支配及び此の勞働の生産物の販賣に宛て得べきことを必要條件とする(二〇五)。中世の職人組合制度は、一人の親方が使用し得る勞働者の數を、非常に少ない最小制度に制限し、依て手工業の親方から資本家へ轉化するのを、極力防止しやうと試みた。生産の爲めに前拂される最小額が、中世の最高額を甚しく超過した場合に、貨幣又は商品の所有者は始めて實際に資本家に變つたのである。之に就ては自然科学に於けると同じく、ヘーゲルが其の論理學で發見した法則の眞理なことが立證されてゐるので、單に分量上の變化に過ぎないものも、一定の點まで達すると性質上の差違に急轉するものである(二〇五)。



(二〇五)「農夫は自分の勞働に頼ることは出来ない。若し農夫が之に頼れば、彼れは其の爲めに損失を蒙ると、自分は主張する者である。農夫の職業は、全般に亘つて廣く注意しなければならぬものである。其の打殺者を見張つてゐなければならぬ。さもないと忽ち扱が完全に打殺されないで、其の賃銀を損するであらうし、草刈人や刈禾人等に氣を配つてゐなければならず、絶えず其の垣根を見廻らなければならず、又何か<sup>ゆまが</sup>忽せにした事がないかどうか注意しなければならぬ。若し或る一の事だけにかまけてゐると、直ぐ忽せになる」(An Enquiry into the Connection between the Price of Provisions, and the Size of Farms etc. By a Farmer, London 1773, p. 12.) 此の著書は頗る興味深いものである。明白にさう呼んであるやうに『資本家農民』又は『商人農民』の起源は、此の書の中に研究することが出来、寔に生活資料の爲めに行爲しなければならなかつた『小農』に對する彼等の自負を聞くことが出来る。『資本家階級は始めは一部分、終には全部手仕事の必要から解放された』(Textbook of Lectures on the Polit. Economy of Nations. By the Rev. Richard Jones, Hertford 1852, Lecture III, p. 39.)

(二〇九a) 近世化學に應用され、ローランやゲルハルトに依て始めて科學的に開展された分子

説は、他の法則に基くものではない。(第三版増補——化學者でない者の爲めに、稍や不明な此の註釋の説明をつけて置くと、著者は此所ではツエー・ゲルハルトに就ては、氏が、一八四三年始めて炭素と酸素の乗和について『同性質の屬』だといったのを意味するもので、此の兩者は共に各夫れ自身の代數的組成様式を持つものである。例へばバラフィン屬は  $C_n H_{2n+2}$ 、普通の酒精屬は  $C_n H_{2n+2}O$ 、脂肪酸屬は  $C_n H_{2n}O_2$  と云つたやうなもので、其の他にも澤山ある。上例で單に分子式に  $OH_2$  を分量上増加した丈で、其の度毎に性質上異つた物體が形成されるのだ。マルクスが過重視した此の重要な事實の確立にローランとゲルハルトが貢献した事については、Kopp, Entwicklung der Chemie, München 1873, s. 709 u. 716. 及び Schorlemmer, Rise and Progress of Organic Chemistry, London 1879, p. 54. を参照せよ。——E. F. ●

個々の貨幣又は商品の所有者が、資本家に變る爲めに支配しなければならぬ價值の最小額は、資本制生産の發展階段の相違に依て變化し、一定度の發展階段にあつても、生産部門の相違、即ち其の特殊な技術上の條件に應じて異なる。一定の生産部門は、既に資本制生産の當初から、今だに一個人の掌中にはないやうな資本の最低額を

必要とした。之は半は斯かる私人に對する國家の補助金を惹起したもので、例へば佛蘭西に於けるコルベールの時代、及び獨逸の諸州で現代に至るまで多く行はれてゐるものは之であり、又半は一定の工業又は商業部門の經營に對し、法律上の獨占を持つた會社の構成を惹起したものである(二〇六)——近世株式會社の先驅である。

(二〇六)マルチン・ルーテルは此の種の制度を Die Gesellschaft Monopolia(獨占仲間)と呼んだ。

吾人は生産行程の過程に於て、資本家と賃銀労働者との關係が遭遇して來た變化の詳細に就て、從て又資本自身の之れ以上引續いての變化に就て拘泥する者ではない。主要な點を少しだけ茲に強く述べて置く。

資本は生産行程の内部で發達し、労働に對して、即ち働いてゐる労働力又は労働者自身に對して支配するに至つた。人格化された資本、即ち資本家は、労働者が其の仕事を正規に、又適當な密度でするかを見張つてゐる。

資本は更に發達して強制的な關係を持つに至つた。之は労働者階級をして、自分自

身の生活の欲望なる狭範圍の命する以上に労働を營ませるには必要である。そして他人の活動の生産者として、餘剰労働の強奪者として、労働力の掠奪者として、資本は精力に於ても、無際限な點に於ても、亦活動に於ても、從前直接の強制労働に基いてゐた凡ての生産組織よりも、勝れて秀てゐる。

資本は先づ第一に其の歴史上發見した技術上の條件を以て、労働を屈從させる。故に資本は直接には生産方法を變化するものではない。從て前段に考究した形式で、即ち單純に労働日を延長して以て餘剰價值を生産することは、生産方法自身のあらゆる變化とも沒交渉の觀がある。之は古風な麵麩焼き等にあつても、近世の綿絲紡績に於けるものと較べて、少しも活動の度が少くはなかつた。

生産行程を労働行程の見地から觀察すると、労働者の生産手段に對する關係は、資本としての性質に於ては、其の目的に適ふ活動の單なる手段及び材料として、ある。例へば鞣皮の製造にあつては、労働者は皮を自分の労働の單なる目的物として

取扱ふのだ、彼れが皮を糝すのは資本家の爲めではない。生産行程を價值増殖行程の見地から觀察すると、之は全く違つたものである。生産手段は即時に他人の勞働を吸收する手段に變る。最早や勞働者が生産手段を使用するのではなく、生産手段が勞働者を使用するのだ。生産手段の生産的活動が、物質的要素として勞働者に使ひ盡される代りに、生産手段が夫れ自身の生活行程の釀母として勞働者を使ひ盡し、資本の生活行程は、自分で自分の價值を増殖する價值としての其の移動のみから成つてゐる。夜間作業せず、生きた勞働を吸収しない熔解爐や作業場は、資本家には『純粹な損害』である。爲めに熔解爐や作業場は、勞働力の『夜業の要求』を構成するのである。生産行程の物質的要素、即ち生産手段への貨幣の單なる轉化は、後者を他人の勞働及び餘剩勞働に對する法律上の資格及び強制資格へ轉化する。此の資本制生産に特殊な、又其の特色をなす轉倒、然り、死んでゐる勞働と生きてゐる勞働、價值と價值を創造する力との關係の位置轉換が、一體資本家の頭腦の意識中にどう映るかは、最後に尙一

の例の示す所である。一八四八年——五〇年の英吉利工場主の叛逆期の中に『西部蘇格蘭の最も古い、又最も尊敬すべき商會の一であり、ペイスレーに於ける麻及び綿絲工場で、一七五二年來設立され、代々同じ家族が營んで來たカーライル父子商會の長』が書いてゐる——かくて此の極度に聰明なる紳士は一八四九年四月二十五日の『グラスゴー・デーリー・メール』紙へ『交替制度』といふ題目の下に、一の書簡(三〇七)を書いてゐるのだ。其の中に次のやうな奇異な幼稚な箇所がある『其所で吾人は勞働時間を十二時間から十時間に短縮することから生ずる弊害を考察しやう……之は工場主の前途と財産の最も烈しい損害に『なる』。彼れ〔即ち其の『職工』が、十二時間勞働してゐたのが十時間に制限されると、其の工場の十二の機械や紡錘は十に縮つて了ひ、そして其の工場を賣らうと欲した所が、此の如くして十にしか評價されないだらう。かくて各國に於ける工場の價值は、悉く六分の一引去られることゝなる』(三〇八)と。

(二〇七)一八四九年四月三十日の工場監督官報告書、五九頁

(二〇八)同上六〇頁、工場監督官スチュアールトは蘇格蘭人であり、又英蘭の工場監督官とは反對に、全然資本家的考へに囚はれてゐるが、彼れが其の報告中に集輯した此の書簡について明かに云つてゐる。之は『交替制度を採用してゐる工場主が、誰れでもする最も利用ある通信であつて、殊更に此の制度に對する先入の見や、狐疑逡巡を除かうと計算を立てたものである』と。

こんな蘇格蘭の親讓りの資本家の頭には、生産手段や紡錘等の價值は、自己價值増殖をし、即ち毎日一定量の他人の只の労働を鵜呑みにすべき資本の特質と、まるで融合して了ひ、爲めにカーライル家商會の長は、其の工場を賣るに際して、紡錘の價值だけではなく加ふるに其の價值増殖をも、即ち其中に含まれる労働及び同種の紡錘の生産に必要な労働許りでなく、更に之が毎日ベイスレーの勇敢な蘇格蘭人から援助して強奪される餘剰労働をも、支拂はれるものだと思つたのだ。全くこんな妄想をする爲めに、彼れは二時間の労働日の短縮と共に、然り十二箇の紡績機械の賣價が十

箇の賣價に縮まると考へたのだ！

## 資本論 第一卷終 第二册